

平成29年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 6 月 5 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 12 号、議案第 14 号

提案～審議

第 7 議案第 9 号

討論～採決

第 8 議案第 13 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一 直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年6月5日 午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） 御苦労さまです。

一昨日、小型飛行機の事故が発生し、県民4人のとうとい命が失われました。防災ヘリコプターに続いてであり、お悔やみ申し上げる次第でございます。

今、南箕輪村は、新緑が殊のほかまぶしく、爽やかな季節でございます。私にとっては、初めての議事進行の定例議会でもあります。議員各位の御協力を切にお願いいたします。

ただいまから、平成29年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、加藤泰久議員、2番、小坂泰夫議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員長報告をさせていただきます。

本日招集をされました平成29年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程につきまして、過日、議会運営委員会を開催しました。次のように決定しましたので御報告をいたします。

本定例会に付議された事件は、議案14件、報告3件であります。請願・陳情は、請願3件、陳情2件が提出されております。

会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間とし、この間で6日から13日までを休会といたします。

なお、議案第9号及び第13号につきましては即決とし、議案第13号については、議事に都合上、本日の議案第9号の採決に後に、上程から採決までを一括で行います。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月16日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成29年第2回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

また、議会構成がえ初の、そして、私にとりましても4期目最初の定例会となりますので、よろしく願いいたします。

4期目の方針等々につきましては、5月の臨時議会で申し上げておりますので、その方針に基づき村政運営をさせていただきます。

さて、ことしの4月、5月の天候は、比較的穏やかに推移しました。5月中旬以降、夏日となる暑い日もありましたが、例年心配される遅霜の影響もなく、無事田植えも終わり、水田が青々と染まってまいりました。これから梅雨の時期を迎えるわけではありますが、秋には爽やかな秋を迎えられますことを、また、災害もなく平穏な年であることを願っております。

最初に、景気の動向につきまして申し上げます。

内閣府が先日発表した1月から3月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で、前期比0.5%の増、このペースが1年続くと仮定した年率換算は2.2%増でありました。プラス成長は5四半期連続と、約11年ぶりの長さで、好調な海外経済に支えられた輸出と個人消費も持ち直したことが背景にあるとのことでもあります。しかし、このところのアメリカ政権の迷走から、世界経済は不透明感が強まり、株価の下落と円高の懸念など、このまま成長が持続できるか、不安視されております。

県内の状況を見ますと、日銀松本支店の発表した5月の県内金融経済動向では、総括判断として、穏やかに回復しているとの表現を据え置きましたが、製造業では堅調な生産がしばらく続く見込みであるとしております。一方では、人手不足の対応が徐々に問題になる可能性があるともコメントしております。こうした状況を裏づけるように、県内公立学校の今春卒業生の就職内定率を県教育委員会が公表しております。3月末時点の内定率は98.3%で、前年同期を0.6ポイント上回り、比較できる2004年度以降では最高の数値となっております。また、大卒者の就職率も97.6%と過去最高で、企業の採用意欲が高まっている結果となっています。しかし、伊那谷の景気動向を見ますと、一部では穏やかな回復が見られるものの、総じて景気回復が実感できるまでには至っておらず、今後とも注視をしていく必要があります。

さて、平成29年度がスタートし、2カ月が経過しました。さきの臨時議会において、肉づけ予算をお認めいただき、本格的にスタートが切れたものと理解しておりますが、村の状況や本年度の主な事業につきまして少し触れさせていただきます。

5月31日をもちまして、企業会計を除く平成28年度の一般会計・特別会計が出納閉鎖となりました。現在、決算状況につきまして取りまとめに入ったところであります。現時点での概算見込みではありますが、若干数字的な面を申し上げます。あくまでも概算ということで御理解をお願いいたします。

歳入では65億1,900万円、歳出では60億9,700万円を見込んでおります。よって、差し引き約4億2,200万円となりますが、このうち繰越一般財源が約4,300万円ありますので、実質の繰越額といたしましては約3億7,900万円を見込んでいます。今回提出させていただきます補正予算（第3号）では、繰越金額を2億4,500万円としておりますので、差し引きでは約1億3,400万円が余裕財源となるものと見込んでいます。また、村税収入は20億8,900万円前後と、前年並みの収入を確保することができたこと

ろであります。この余裕財源につきましては、今年度の地方交付税の算定状況を踏まえ、検討してまいります。基金に戻せればと思っておるところでもあります。

次に、本村の人口動態であります。

平成28年4月1日の総人口は1万5,169人でありましたが、ことしの6月1日には1万5,340人で、引き続き増加しております。一般住宅への農地転用の申請もいまだ多い状況が続いており、しばらくは人口増の状況が続くものと思われまます。また、県が発表しました人口動態によりまますと、本村の高齢化率は23.1%と最も低く、年少人口の割合も県内最高の16.3%となり、県下で最も若い村であることが証明された結果となっております。また、生産人口の割合も最も高く、まさに人口構造では県下一活力のある数値となっております。

地方創生関連事業であります。

若者回帰定住増進支援事業では、3月6日、7日に、村内及び上伊那の企業をめぐる企業見学バスツアーを開催したところ、企業18社、大学生50人参加がありました。参加した多くの学生からは、実際に企業を見学することができ、業務内容や職場の雰囲気がわかり、よかったという声をいただいたところでもあります。今年度も、国の交付金により、子育て女性再就職支援事業、若者回帰定住促進支援事業を引き続き実施してまいります。

また、平成28年度の補正予算で採択されました地方創生拠点整備交付金事業の大芝高原味工房増改築、南原保育園施設整備、大芝屋内運動場整備を、来年3月末までの完了を目指し、精力的に取り組んでまいります。

4月には、4期目となるむらづくり委員会に、公募者及び推薦者等による識見者22名の委員と7名の専門委員を任命させていただきました。村創生総合戦略及び総合計画に基づき実施した事業の検証や平成33年度からの第5次総合計画後期基本計画の策定に向けた審議をしていただくこととなっております。本日、むらづくり委員会第2回目を開催しております。村創生総合戦略に基づく検証の諮問もさせていただき予定となっております。

昨年度、元気づくり支援金を活用して作成いたしました南箕輪村の昔話のDVDにつきましては、村図書館、村内保育園、地区社協などへ配布をいたしました。公民館講座では、DVDを視聴した後、実際にその舞台をめぐる講座を開催する予定であります。御家庭においてもぜひごらんいただき、村への理解を深め、郷土愛を育てていただきたいと思います。

県事業であります元気づくり支援金につきましては、本年度、村自主防災組織連絡協議会の防災用品整備事業、上伊那北部観光連絡協議会の第5回飯田線と天竜まったり散歩、本年度は本村が当番となっております。

昨年からの継続になりますが、大芝高原ネイチャーアクティビティイベントの3事業が採択となりました。このネイチャーイベントにつきましては、8月に芝フェス、9月には芝コンを開催する予定であります。

宝くじ助成事業でありますコミュニティ助成金につきましても、中込区及び沢尻自主防災会への助成が決まっております。有効な活用をお願いしてまいります。

次に、伊那定住自立圏関係であります。

横断バスによる伊那本線につきましては、予定どおり4月から運行を始めました。

また、伊那地域空き家バンクにつきましても、4月から運用を開始しております。村関係で3軒の物件を公開中であります。以前実施いたしました空き家所有者への意向調査では、

売却または賃貸のいずれかを希望している方が27人おりますので、4月から採用いたしました集落支援員の活動により、登録物件をふやしたいと考えております。

さらに、子ども・子育て関連では、本年度、伊那中央病院への病児・病後児保育施設の建築を予定しております。順調に進めば、この病児・病後児保育、来年の1月から受け入れができるのではないかと考えておるところであります。

5月19日は、ふるさと大使4名の皆さんにお越しいただき、こども館、田畑区内のワサビ畑、南原保育園等、村内の施設や景観をごらんいただいたところでもあります。また、農村青年クラブ、商工会青年部、地域おこし協力隊等の若い村民との懇談をいただきました。翌20日は、経ヶ岳パーティカルリミットをごらんいただき、村の現状を再認識していただいたところでもあります。また、若い皆さんとの懇談会の中では、さまざまな懇談がなされ、ふるさと大使の皆様方からも積極的な御意見もいただいております。若い皆さん、刺激になったというふうにも思っておりますし、村もそうした状況を踏まえまして、ふるさと大使の皆さんの御意見を参考にさせていただかなければならないと思っております。

そのパーティカルリミットであります。第3回となることは、キッズコースを新しく加え、この季節には珍しく、真夏を思わせる暑い日の中でありましたが、全国から816人の皆さんに参加いただきました。暑い日でありましたので、優勝記録は昨年を大幅に下回る過酷なレースとなったところでもあります。参加者からは、地元の皆さんの歓迎ぶりを評価する声が聞かれ、好評のうちに大会を終えることができました。選手の皆さんは、SNSで世界へ向けて情報発信していただいております。大会を通じて、南箕輪村の魅力が発信できているものと感じているところでもあります。

次に、福祉関係であります。

昨年度から取り組みを始めた地域支え合いセミナー「なるほど・ザ・地域塾」や地域講演会には、それぞれ多くの皆さんの参加をいただきました。こうした取り組みにより、身近な地域で、高齢者が集い、交流のできる場が新たに1カ所立ち上がり、村内全体で5カ所となったところでもあります。高齢者が、地域で、生きがいを持って、楽しく集える場所がふえることは、大変ありがたいことでもあります。今年度は、全ての村民が、それぞれに役割を發揮できる地域社会をつくっていくことを目的に、地域づくりの会「なるほど・ザ・地域懇談会」を開催してまいります。ぜひ多くの皆さんに御参加をいただき、地域の課題やよい点、どのような地域にしていきたいかといったことについて話し合い、つながりを深めていくきっかけとしていただければと思っております。

続いて、学校関係であります。新年度も2カ月が過ぎ、落ちついて学校生活が送れております。今年度は、新たに学校教育専門員を配置させていただきました。学校と連携をしながら、課題を抱える児童生徒へのよりきめ細かな対応に力を入れてまいります。

生涯学習施設につきましては、4月から本格的に運用を開始しております。特に、情報通信技術を活用した教育のための設備や県内でも最先端の機器を導入させていただきました。生徒はもちろん、地域の幅広い世代の皆さんに御利用いただき、地域コミュニティの拠点となることを期待しております。

学校施設につきましては、今年度も、児童生徒数の増加に伴う施設整備として、南箕輪小学校教室等改修工事、南部小学校教室等増改築工事設計委託などを実施してまいります。

社会教育施設につきましては、老朽化等による改修が必要となっている施設がほとんどであります。5月の臨時会でお認めをいただきました村民体育館と大芝屋内運動場の改修工事につきましては、発注の準備を進めております。また、村民センター大ホールの舞台照明操作設備の更新、村公民館耐震改修のための実施設計も行ってまいります。いずれの施設も利用度の高い施設でありますので、利用される皆様には御不便をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をいただきながら事業を進めてまいります。

さて、神子柴遺跡から出土されました神子柴型石器につきましては、昭和63年に国の重要文化財に指定された学術上貴重な遺物であります。現在、伊那市創造館に寄託されております。今年度、レプリカを作成し、多くの皆さんに、村から出土された貴重な文化財を知っていただく機会としていただきたいと思いますと考えております。

昨年度から継続事業でありますこども館につきましては、関係者の皆さんの御努力をいただき、今月末に完成し、7月上旬に竣工式を迎える運びとなりました。今後、子育て支援の拠点として、有意義な運用を図ってまいります。4月から精力的に検討を進めてまいりました人的体制も整ったところであります。こういった検討結果を生かしながら、この施設につきましてはしっかりと対応してまいりたいと考えておるところであります。また、初めての施設でありますので、やりながら、悪いところは改善をしていく、こういったことが必要になるかと思いますし、最終的には南箕輪版のネウボラ、こういったことになるような施設になればと考えております。そういった施設にしていまいりたいというふうに思っておるところであります。

次に、平成28年度に東京と名古屋で行った、ちょこっと農業塾であります。3月には、それぞれの会場で、村への移住や農業などに関する個別相談会を開催いたしました。真剣に移住を考えている人や、今後も村とのかかわりを持ちたいと、さらには職場の福利厚生などの企画を村で行いたいという意向もあり、農業分野にとどまらない効果が期待できそうです。そんな中で、名古屋会場に参加された女性1名が、地域おこし協力隊に応募していただき、東京出身の男性1名とあわせ、6月1日から2名を観光分野の協力隊員に採用させていただきました。また、4月1日からは、移住・定住分野に1名の協力隊員を採用し、村のPRを初めとした、移住・定住を促進する活動を精力的に行っていただいております。協力隊員も、これで5名となり、新たな村づくりがさらに進むものと期待をしております。また、先日、都市と農村の共生と対流を目的とした国の農泊推進対策交付金事業に、村のちょこっと農業塾の計画が採択されました。ことしから2年間で、農泊推進事業と人材活用事業に取り組む計画であります。昨年度の事業を振り返りながら、さらに魅力的な事業になるべく取り組んでまいります。

続きまして、農業委員会についてであります。前回の農業委員の任期は7月19日までとなっております。農業委員会に関する法律の規定により、7月20日からは、村長が任命する農業委員と農業委員長が委嘱する農地利用最適化推進委員で農業委員会を担っていただくこととなります。今議会では、農業委員の任命に当たって、議会の同意を求める議案を提出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、建設関係の主要事業であります。

まず、大芝高原道の駅であります。管理棟やトイレの整備を進め、本年度末までに登録を終え、平成30年度早期の開設を目指してまいります。そのほか、JR田畑駅前の村道2038

号線の改良を初め、中学校北側の村道1178号線の測量及び用地買収、中込線の歩道整備などを計画しております。また、県事業となっております県道伊那北殿線の下川原橋クランク改良事業につきましては、昨年度用地買収が終了し、本年度は下川原橋北側の道路改良工事が予定されております。早期に完成するよう、引き続き要望をしてまいります。こうした住民生活に直結するインフラの整備に関しましては、厳しい財政状況であります、引き続き財源を確保しながら、計画的に進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

さきの臨時会でも申し上げましたが、今年度は地方創生関連事業がかなり多くなっております。そのために、かなりハードなスケジュールとなっておりますが、全庁挙げての協力体制をとりながら推進してまいりますので、議員各位の御協力もお願いいたします。

本定例会に提出を申し上げます案件は、議案14件、報告3件であります。全議案原案どおりお認めをいただくことをお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（丸山 豊） 次に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年2月分から平成29年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。これを許可いたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社と一般財団法人南箕輪村開発公社の平成28年度経営状況がそれぞれ確定しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、それぞれ報告書をごらんいただきたいと思います。

報告第3号は、平成28年度南箕輪村一般会計繰越明許費繰越計算書であります。別紙13事業にかかわります繰越明許費計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

本日まで受理しました請願・陳情は、請願3件、陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、村長、副村長並びに教育長の平成29年度の給与に関しまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、答申がありましたので、この答申を尊重し、所要の改正を行うために

提案するものであります。しかし、一部、答申どおりというわけにはまいりませんので、そんな点は御理解をお願いいたします。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。

まず、別表で規定いたします村長の給料月額を74万円に、副村長の給料月額を62万9,000円に、教育長の給料月額を53万6,000円に改正するものであります。特別職報酬審議会の答申では、3%の引き上げが答申をされておりますが、金額を整理し、3%に近い金額として増額改定をさせていただくものであります。

また、附則に1項追加し、24項として、公布の日から平成30年3月31日までの間は、この改正にかかわらず、給料月額は従前の額とすること。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出基礎となる給料月額は改正後の額とすることを規定いたします。これによりまして、平成29年度の給料月額につきましては、改正を行いますが、従前の額で支給ということになります。

1ページ、お戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議案第1号と同様、非常勤の特別職の平成29年度の報酬等に関しまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、答申がありました。この答申を尊重し、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第2号の細部説明を申し上げます。

議案第1号と同様、特別職報酬審議会の答申がありました。この答申の内容であります、新教育委員会制度の中で、新たに教育長職務代理が規定をされまして、他の委員よりその職

責が重いこと、また、新農業委員会制度への移行に伴いまして、農地利用最適化推進委員が農業委員会の構成員となる、その額を規定しなければいけないということで盛り込まれました。この答申を尊重し、条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明いたしますので、議案2ページをごらんください。

別表第1中、教育長職務代理を新たに追加し、報酬の額を月額2万5,000円とします。また、農業委員会に農地利用最適化推進委員を追加し、報酬の額を農業委員と同額の月額2万4,200円とします。

1ページお戻りいただきまして、附則の1項として、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用といたします。また、2項として、さかのぼり適用といたしますので、4月以降支払われている報酬につきましては、改正後の報酬の内払いとみなすということを規定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

過日の一般質問の中でも教育委員会関係に申し上げましたが、決してこの役職は名誉職じゃありませんので、やはり、しっかり委員会を活性化させるという意味でも、委員の皆さんに一層の御努力をお願いしたいと思っております。

農業委員会につきましては、法の改正に基づいて、新たに村長のほうから任命をするという制度になりました。今までは公選制でありましたが、これからは村側から指名をするということになりまして、農業委員会の活性化も、現場は非常に大変だという話は聞いておりますが、やはりこういう委員会の中で、どういうふうにすれば、村の農業の、農振除外というようなものだけが中心ではありませんし、そういう中で、いろいろと御相談も受けるでしょうし、そういう中で、この農業委員会の活性化も私は大変大事だと、制度が変わったので大事だと思いますが、これについての御所見をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員会につきましては、議員もおっしゃられたとおり、しっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。今、教育を取り巻く環境というのは大変厳しい状況となっておりますので、その辺は、教育長も私の任命ということに、議会の御同意をいただいてということで改正になったところであります。そういったことを踏まえまして、しっかりと審議をしていただくように、またお願いもしてまいりますし、総合教育会議等々でも、いろんな御審議をいただけるようお願いもしてまいりますので、お願いいたします。

農業委員会は、法改正に伴うということでもあります。もちろん、農振除外や農地転用の審議は当然のことですけれども、農業委員会の本来の使命といたしまして、農に関するいろんな建議を上げていただくというのも大きな仕事となっておりますし、農地の、いわゆる利用促進といえますか、そういったことを真剣にこれから考えていっていただかなければならないというふうに思っております。遊休農地をどう解消していくのか、あ

るいは、農業に関しまして、どういったことをしていくのか、そういったことも一緒に農業委員会と考えていければと思っておりますので、その辺も、また新たな農業委員会体制になりましたらお願いをしてみたいです。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

大熊議員。

9 番（大熊 恵二） もう一点、お願いいたします。

教育委員会ですが、今、5名で教育委員会は構成されております。教育長も、今まで一般行政職から、今度、特別職となりました。残りの4名の委員さんの中に教職経験の多い方が多いわけですが、やはり昨今の本村の状況を見ましても、また、他自治体の教育委員会の構成を見ましても、非常に民間からの教育委員を求める声が大変大きくあります。この点について、以前にも申し上げたことがあります。村長も非常に積極的にお答えいただいた経緯がありますが、こちらについてどのように今現在お考えがあるか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育委員の任命の関係でございます。

現在、教育長を除きますと、2名、2名と、教職員出身と一般の方、民間の方含めまして、2名、2名という状況となっております。教育長をあわせると、3対2というような、こんな、教職員のほうが若干多いのかなというふうになっておるところであります。どうしても、教育委員会5名おりますけれども、半数近くは女性にしたいという願いもあるところでもあります。また、同時に、今、議員の御質問にありましたように、企業経営者からどうしても1名お願いしていきたいということで、前々から私も申し上げてきましたし、そんなお願いもしてきた経過もあるところでもありますけれども、なかなか人選がうまくいかなかったということでもあります。その都度、このことを頭に入れながら、人選はしてみたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

消防団員の公務上の災害等に関する損害補償に関しましては、国において、損害補償の基準を定める政令が改正されました。この政令では、非常勤消防団員に扶養親族がある場合、私どものような常勤の職員の扶養手当に準じて、補償基礎額に一定の金額を加算することとされております。昨年11月の給与法の改正によりまして、平成29年度以降の扶養手当支給額が改正することになったことに伴いまして、加算額につきましても改定する内容となっております。そのため、村の条例の一部を改正するほか、政令にあわせ、文言の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。

第5条、補償基礎額の各号の中で、政令にあわせて文言の整理を行います。

3ページをごらんいただきまして、第3項中ほどの第1号に該当する扶養親族である配偶者の加算額を333円に改正いたします。また、第2号及び第3号で、子と孫を規定し直した上で、第2号に規定する子につきましては267円とし、配偶者がいない場合は、扶養者のうち1人については333円とすることを追加いたします。この改正は、給与法の改正により、配偶者の扶養手当が減額され、子の扶養手当が増額されたことによるものであります。

このほか、第3号が追加されたことに伴う号ずれを行い、第3号から第6号までのいずれにかに該当する扶養親族のうち、第1号に規定する配偶者及び第2号に規定する子がない場合、そのうち1人については300円を加算する、こういう内容に改正をするものであります。

1ページお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

消防団員の公務災害の一部変更であります。本村の現在の消防の体制は、村の職員がかなりの数を占めております。今七十何名ぐらいになるんでしょうか。その場合に、災害が発生した場合は、公務員と消防団員とのやつがどんなふうな状況になるのか、公務員としての扱いと消防というのは全く切り離して考えておられるのか、その辺、法的にどのように思われているのか、お尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 村職員が火災等の災害時で消防団員として消火活動に当たった場合ではありますが、身分は全く違います。非常勤公務員の消防団員としての出勤となりますので、公務については免除という扱いにして、消火活動、あるいは防災活動に当たってもらうということで分けをし、整理をしております。

以上です。

議長（丸山 豊） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

わかりました。ただ、現在、本村の消防団の構成であります、非常に職員の数が多いうことで、万が一といいますか、大きな災害が発生した際に、職員としてのやるべき責務と、それから消防団員としてのやるべき責務、これがダブるわけではありますが、正常な状態で機能できないのではないかと、老婆心ながらこういう気持ちを持つわけですが、消防団員の団員構成の中身であります、これは、もちろん我々議会も努力をしなければいけないとは思いますが、消防団員の職員以外の団員の確保、こういったことについて、特別な案があったらぜひ聞きたいと村長は思われていると思いますが、この辺について、どこかで打開策といいますか、そういう運動をもっと喚起するとか、新しい団員の確保に向けて、各区にお願いをしていくとか、自分たちの地域は自分たちで守ろうと、こういった気持ちで消防団員の確保に努めるべきだというふうに思っております。これは、言うだけではなく、議会も努力をしなければいけません、その辺について、お考えがありましたらお答えをいただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 消防団員の確保は、前々から大きな課題となっておるところであります。職員が多いというのは、実態として私もそう思っておるところでありますし、同時に、そうしていかないと、なかなか団員確保がままならないという現状、現実もあるところでもあります。したがって、村の職員、新規に、新たに採用した若い職員につきましては、消防団員に加入をしていただくようお願いしておるところであります。そういったことで、一定程度の団員確保ができておることでもあります。ただ、この場合につきましては、通常の火災等々につきましては問題ありませんけれども、本当に大きな災害が起きたときに支障が生じるということは御質問のとおりであります。大規模災害になれば、職員は職員としての活動をしていただかなければなりませんので、その分、消防団が手薄になってくるといった状況が発生してまいります。その辺の危惧はしておるところであります。

消防団員の確保につきましては、毎年、正副団長のほうから区長会をお願いをし、各区も精力的に動いていただいているようであります。さらに、その辺はしっかりと取り組んでいかなければというふうに思っておりますし、村全体に対するPRというのも必要なと、消防団の必要性、それから地域に対しての貢献だとか、地域を守っていくと、この重要性というのをもう少し前面に押し出しながらPRもしていかなければならないというふうに思っておりますし、さまざまな特典制度を設けておるところがあるわけであります。消防団の家庭には年額のお支払いとか、いろんなところも出てまいりました。その辺も検討していく必要があるというふうに思っておるところであります。また、同時に、今年度の状況を見ますと、これは一部の部でありますけれども、かなり一般の方が入ってきました。5名のうち4名が一般団員というふうなことで、そういった地域のつながりができているんだなということを感じたところでもありますので、消防団としても、地域とより密接なつながりを持っていただくような、そういった活動も必要であるというふうに思っておりますので、そんなお願いもしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これは本当に大きな課題となっておりますので、村行政、議会、あるいは区を挙げて、団員確保に努めていただければ、またその努力を村もしてまいりますので、一緒をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第4号「選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、引用している公職選挙法の条項に誤りがありましたので、正規の条項に訂正をするものであります。

細部につきましては、担当局長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（唐澤 英樹） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

議案の2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条中、これは選挙公報の発行の中止について規定している条項であります。引用しています公職選挙法の条項に誤りがありました。第100条第1項を第100条第4項に改めるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものとする。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

選挙公報の発行の中止については理解できます。条項を改めたということはそれでいいと思いますけれども、選挙公報については、いろんな、村議選にしても、地方選挙にしても、国政選挙にしても、必ず本人が書いて出すということになっておりますし、事前に書いてあるものでありますけれども、広報そのものが各家庭に届くのすごく遅いというふうにも思っているんです。それで、広報がいつごろまでに届くというような規定があるのかどうか、現状ではもう投票行動を決めた後ぐらいに届くんじゃないか、いろんな選挙の公約については、いろんな規制がされる中でありますので、せめて広報については早く届くような形ができないものかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

書記長。

選挙管理委員会書記長（唐澤 英樹） 村の選挙につきましては、告示があった後、選挙期間があと4日しかないということで、告示の日を待ちまして、5時をもちまして選挙公報の

印刷にかかりますけれども、どうしても印刷が翌日になってまいります。それから、以前は、区長さん、組長さんを通じて配布をしておりましたけれども、現在はポスティングで、全てポストのほうに入れさせていただくというような形で、2日前までには必ず届くような形で努力をしておりますので、今後ともできるだけ早く届くように、そんなふうにしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 国政についてはどんな決まり、特に決まり、いつごろまでに出るとかということはわかっているのかどうか、お聞きしたいと思います。国政については、特に遅いというふうにも感じておりますので。

議長（丸山 豊） 唐澤書記長。

選挙管理委員会書記長（唐澤 英樹） 国政の選挙、県の選挙につきましても、やはり告示後に印刷をして、こちらのほうに回ってくるといったものにちょっと時間がかかってしまう部分もありますので、選挙公報が届き次第、もうその日のうちに、業者へ委託しまして、ポスティングをしておりますので、またその分についても、できるだけ早く届くような、また努力をしてみたいと思います。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、都市公園施設の利便性向上を目的に、南箕輪村都市公園条例第6条第1項に規定する、公園施設として設けられる建築物の公園敷地面積に対する割合を100分の2から100分の3に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、私のほうから、議案第5号の細部説明を申し上げます。

議案の2ページを初めにごらんいただきたいと思います。

南箕輪村都市公園条例新旧対照表にて御説明いたします。

南箕輪村都市公園条例の公園施設の基準第6条第1項に規定されます、公園施設として設置される構築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を100分の2から100分の3に改めるものであります。この条例によりまして、都市公園施設の建築面積につ

きましては、都市公園法第4条第1項に規定します公園施設の設置基準を満たすことになり、今後増築予定の大芝公園内の味工房を初め、将来にわたりまして公園施設の利便性が確保されるものと考えております。

なお、1ページにお戻りいただきまして、本条例につきましては公布の日から施行するものとしたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

現在の公園の大きさと、3%はどれぐらいの平米というか、大きさになるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 便益施設も含めまして、今、2.0、1桁だと思えますけれども、ちょっと正確な数字を控えておりませんので、後ほどでよろしければお答えしますが、2%を今超えている状況であります。

面積。

8番（三澤 澄子） 面積、面積。

建設水道課長（藤澤 隆） 面積につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

議長（丸山 豊） ほかに。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

先般の一般質問の関係から、こういう1%ふえるということでもありますので、簡単に言うと、さらに建物を建築する可能性があるということだと思えますので、例えば、この中には味工房とかも入っているかと思いますが、味工房の増築とか、そういう部分を含めた以外に、100分の3になったときに、例えば、どのぐらいの面積が建築可能になるのか、例えば、トイレが1棟、2棟、建てられる可能性があるのか、そんなような見込みがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 三澤議員と同じような質問で、今、申しわけございません、手元に資料を持ち合わせてございませんで、前回、全員協議会のときに、面積と、あとこのぐらいというような、ちょっとしたと思うんですが、面積的にも、申しわけない、数字を持ってなくていけませんけれども、今の施設の、所要の施設の倍ぐらいは建てられる余裕ができるというふうに認識しておりますので、後ほど、それも含めまして、正式な数字を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（丸山 豊） 加藤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、引用している公職選挙法の条項に誤りがありましたので、正規の条項に改正するものであります。

細部につきましては、担当局長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（唐澤 英樹） 議案第6号の細部説明を申し上げます。

議案の2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条中、これは、本村の長及び議会の議員選挙について、ポスターの掲示場を設置するために必要な事項を定めているものであります。引用しています公職選挙法の条項に不備がありました。第144条の2号を第144条の2第8項と改めるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 関連ということで、質疑・質問というよりも、一つのお願いというか、私どももそういう立場上、この掲示場にポスターを張ったり、行動をすることがございます。先般は村長選も行われたわけでありましてけれども、質問としては一つ、この場所を設定するに、例えば、何年に一遍ぐらい、例えば、交通関係だとか、住宅事情で、家のところが変わってきますから、できるだけ大勢の人に見てもらいたいということもあると思いますので、そういう場所の見直しがどんなような形で行われているのかということと、あとは、一つお願いですが、場所によっては、例えば、場所が高過ぎて、ポスターを張るのに非常に困難と、脚立だとかはしごがなければとても無理なようなところもありました。そういう点では、その辺のところをぜひ、1回決めると、ずっと長いことその場所ということじゃなくて、その都度見直しをしながら、張りやすいようなところへ設置をしていただくということもお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（唐澤 英樹） ただいまの山崎議員の質問でございますけれども、ポスターの掲示場につきましては、選挙管理委員会の中でまた検討いたしまして、場所を変えたほうがいいですとか、そういったものにつきましては、また選挙管理委員会のほうで場所を見まして、考えてまいりたいと思います。

それから、設置場所の高さ等につきましても、今回、村長選挙のときにそういった御指摘をいただきましたので、現場を確認いたしまして、張りやすいような形、また皆さんが、村民の皆さんが見やすいような場所ということで改めたまいりたいと思いますので、御承知いただければと思います。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第7号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

現在、全国的な話題として、保育園等に子供を預けたくても受け入れしてもらえないことから、社会復帰ができない保護者がいる、こうしたことが課題となって、報道等もされております。こうした課題への対応として、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページをごらんください。

この条例の中では、子が3歳になるまで育児休業を取得できることとされ、また、特別の事情がある場合には期間延長等ができることという条例の内容になっております。この第3条では、育児休業の期間延長ができる特別の理由を規定していますが、第5号に、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことという理由を追加いたします。第4条では、休業期間の再延長ができる特別の事情を規定しておりますが、前条と同様の理由を追加するものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、保育園等の施設への入園のため、受給資格の確認方法について条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

唐澤子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法施行規則では、平成27年度から保育園等の施設に入園する場合は、まず市町村から支給認定書の交付を受け、保育園等の施設ではその支給認定書を確認して、保育園等の入園を決定する必要がありました。今回の施行規則の改正によりまして、必要に応じて、支給認定書、または利用者負担額に関する通知によって保育を必要としている状況を確認できることとなったことによるものです。

もう一つは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法と言っておりますが、の改正に伴いまして、参照する第9条の項ずれに伴い、改正するものであります。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

議案書2ページの新旧対照表をごらんください。

左側の改正後の条項で説明させていただきます。

第8条、受給資格等の確認の2行目に、必要に応じてを加え、3行目の支給認定書の後に、支給認定保護者が支給認定書の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知を加えるものです。

第15条の特定教育・保育の取り扱い方針につきましては、第1項第2号の同条第9項を同条第11項に改めます。

1ページにお戻りいただきまして、附則をごらんいただきたいと思います。

この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

ただいまより10時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第5号、都市公園条例に関する質問に対しましての答弁をさせていただきます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 先ほどは資料を持ち合わせてございませんで、大変失礼いたしました。

三澤議員、山崎議員、関連をいたしますので、あわせてお答えを申し上げたいと思います。

まず、大芝公園の本施設の面積は51万6,000平方メートルでありまして、これの100分の2に当たります数字が1万320平米でございますが、現在、今1万759平米という状況でございます。率にしますと2.09というような割合になっております。これを100分の3に改正しますと、1万5,480平米となりまして、4,721平米ふえるものであります。なお、先ほど所要の施設と言いましたが、議会のときにも申しました、大芝公園の大芝の湯が約2,500平米でありますので、あの施設の倍近い面積は、今後ふえても可能な面積ということになります。4,721平米が増加分の面積になりますので、お願いしたいと思います。

以上であります。

議長（丸山 豊） 三澤議員、山崎議員、よろしいでしょうか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 済みません。

それに関連してちょっとお尋ねしたいんですけど、村長、前々から、大芝高原はなるべく新しい建物は建てたくないんだというお話を議会の中でもさんざんされてきていると思いますので、今回、道の駅に関して必要なものは建てるんだとは思いますが、それ以降の考え方について、村長のほうでお考えがあればお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原につきましては、都市公園と都市公園以外の部分があるわけでありまして、もちろん、都市公園以外の部分につきましては、いろんな規制がかかっている面もあります。都市公園内におきましては、今申し上げました100分の3にすることによって、まだ4,000平米余の建物が建てられるということでありまして、これは、当然、必要最小限の部分にしていくというのが大原則になるかと思っております。いわゆる森林の保全と開発という、どう整合性をとっていくのか、調和を図っていくのか、このことに力点を置きながらやってまいりたいと思っておりますし、大芝高原、もともと癒やしと健康の森という位置づけ方をしておりますので、そういった目的に沿うような都市公園になっていけばというふうに思っております。都市公園以外につきましては、できる限りといいますか、開発するという予定はないところでありますので、そんな点も御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号へ移ります。

議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、繰越金の補正が主なものであります。歳出では、ファイルサーバーの増設費用のほか、職員の異動に伴います人件費の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に3,880万5,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ62億600万3,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副 村 長（原 茂樹） 議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の細部説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算のみの補正でございます。

歳出の各科目にわたりまして人件費の関係が出てまいります。29、30ページに給与費明細書がございますので、先に一括で説明をさせていただきます。

まず、1の特別職でございますが、比較の欄をごらんいただきまして、その他の特別職の職員数、報酬、それぞれ減少しておりますが、さきの村長選挙が無投票になりましたので、投開票の役員分が不用となったことによるものが主なものでございます。なお、こちらには、議案第2号で御提案させていただきました、南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正によります教育長職務代理の報酬改定を反映しております。

また、議員の報酬で3,000円増額となっておりますが、さきの臨時議会の2日目に議長が交代をされ、同日中に2人の議長が在任したことにより不足する額を増額するものでございます。

また、長等の期末手当、それから共済費の増額でございますが、議案第1号で御提案させていただきました、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の改正を反映する増額でございます。

次に、30ページの一般職でございますが、上の総括の表をごらんいただきまして、いずれも4月の人事異動等に伴う変更でございます。当初予算の編成時には、その時点での職員構成、また職員定数をもとに、仮定の職員配置として算定しておりますので、4月1日の実際の異動によります職員配置に基づく必要額との差額を増減させていただくものでございます。企業会計間での職員取り合い等によりまして、一般会計では、職員数が2名増となったことや、再任用、育児休業等のもろもろの要因によりまして、給料は減額、職員手当は増額となっております。なお、職員手当の内訳につきましては下の表のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

当初の想定と実際の職員配置との違いによりまして、科目によっては大きな増減となっている場合もございますが、以上の説明によりまして、各科目2節、給料から、4節、共済費まで、それから、1節の報酬の中の一部、説明を省かせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予算書案の11ページをごらんください。

歳出、1款、議会費は、給与費のみでございます。

続きまして、2款、総務費でございます。

1項、2目飛びまして4目の0230会計管理事務の7節でございますが、会計事務の処理件数増に対応するため、臨時職員の勤務時間数をふやさせていただくという増額をお願いでございます。

次の12目、おめくりをいただきまして、二つ目の事業、0242地域づくり推進事業の19節でございますが、細説01の元気づくり支援金事業負担金、大芝高原総合ネイチャーイベント負担金は、県の地域発元気づくり支援金の採択がされましたので、前年度と同様に、実行委員会への負担金を追加計上するものでございます。県支援金の交付は、支払いも含めまして事業完了後となりますので、一旦、参加者負担金を除く事業費相当額を交付し、県支援金の交付後に清算戻入することとさせていただきます。県支援金の補助率は4分の3で、前年の事業内容に加えまして、ヨガに特化したイベント、また、冬の芝コンの開催など、さらにパワーアップして実施をする計画でございます。

また、細説02のコミュニティ助成事業助成金でございますが、中込区の一般助成事業、それから、沢尻自主防災会の防災助成事業につきまして、このほど内示がありましたので、計上をさせていただくものでございます。いわゆるトンネルの形で、村を経由し交付をするものでございます。中込では、テント、机、椅子など、沢尻では、備蓄倉庫、テント、発電機などを整備いたします。

次の17目、0208情報管理事業の13節でございますが、業務量の増加によりまして、庁内の情報システムのファイルサーバーの容量が不足する状況となってきております。大きな支障の発生が危惧されますので、早急に増設するため、1,000万円の追加をお願いするものでございます。

二つの項を飛びまして、4項6目、0275村長選挙事務は、次のページまで全て減額でございますが、いずれもさきの村長選挙が無投票となったことによる不用額でございます。

続きまして、3款、民生費では、おめくりをいただきまして、17ページになりますが、2項3目、0345子ども館運営事業の給与費を除く増額でございます。7月の開館を目指しまして、4月以降、子ども館長を中心に、さまざまな検討準備を進めてきておりますけれども、新たに児童虐待に関するスタッフの研修に要する旅費、負担金、また、調理室の食器類、幼児・児童用図書の整備費用などをお願いするものでございます。9節から19節まで、合計103万7,000円の追加でございます。

おめくりをいただきまして、4款、衛生費でございます。

1項1目、下の段の0406市町村母子保健事業、7節は、現在、健康福祉課の正規職員の栄養士が管理栄養士1名となっております。臨時の栄養士で対応する必要がありますので、賃金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、6款、農林水産業費でございます。

1項、1目飛びまして2目、0604農業総務事務の9節から19節は、大芝高原味工房を中心に活動しております地域おこし協力隊員のうち1名が、今後の農産物直売所の運営や販路開拓に役立つため、野菜ソムリエの上位資格の取得を目指すということで、活動費分の組み替えをさせていただくものでございます。旅費及び使用料を減額し、研修負担金を追加するものでございます。

おめくりいただきまして、22ページになりますが、7款、商工費は、給与費のみでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、8款、土木費も、給与費のみでございます。

次の9款、消防費では、1項5目、0930防災対策事業で、当初予算では、避難所に配備する投光器及び発電機等のセット、2基、2セットということで購入を見込んでおりましたが、村自主防災組織連絡協議会が5基を購入する計画で、県の地域発元気づくり支援金事業の申請をしておりまして、交付決定がございましたので、18節を減額し、19節に改めまして、同連絡協議会事業の負担金を計上するものでございます。この事業も、地域づくり推進事業で申し上げましたと同様でございます。一旦、村から総事業費相当額を連絡協議会に交付し、県支援金の交付後に清算戻入をするものでございます。こちらの県支援金の補助率は3分の2で、村の実質的な負担額は110万2,000円となります。

おめくりいただきまして、10款、教育費は、給与費のみでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、12款、公債費の財源組み替えでございますが、大芝公園内に整備をいたしました非常用水源につきましては、起債を活用させていただきましても、この償還に当たりまして、交付税措置額を除く額につきましては水道事業会計が負担することとしており、償還額が確定をいたしましたので、本年度の利子分について、この収入を見込み、組み替えをするものでございます。

次の14款、予備費で歳入歳出調整をさせていただき、856万9,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、7ページをお開きください。

まず、14款、分担金及び負担金の2項4目2節、環境衛生費負担金でございますが、今申し上げました大芝公園内非常用水源整備事業にかかります水道事業会計からの負担金でございます。

次の18款、財産収入は、いわゆる公共物、普通河川や認定外道路等のうち、現在、本来の用途での利用がなされていない、久保・塩ノ井境の道路用地及び北殿区内の水路用地について払い下げることとし、売り払い収入を計上するものでございます。

おめくりいただきまして、21款、繰越金でございますが、見通しにつきましては、冒頭の村長挨拶で申し上げましたが、本補正で3,000万円を増額し、財源とさせていただきます。

最後に、10ページの22款、雑収入の5項1目4節の雑入でございます。歳出で申し上げました、コミュニティ助成事業にかかります2件の助成金ということで追加をいたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 24ページの、先ほど、元気づくりの、防災対策事業です。自主防災連絡協議会って、毎年二、三回行われているような組織だというふう聞いてますけれども、こういった連絡組織、協議をするような組織の中で、これからは、例えば、備品とか、そういうものを購入していくとか、そういう部分というのは、そのまま機械の配置はそれぞれ振り分けられると思うんですけども、そういうことがこれからも考えられるわけでしょうか、引き続き。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 自主防災会連絡協議会については、今、議員申されましたとおり、年何回か、情報交換と防災力のアップということで、組織をしてやっております。元気づくり支援金事業につきましては、こうした民間の団体が積極的に進めるようということで、今回、申請をさせていただきました。村でも、全地区に、今回申請したのがバルーン投光器とそれに付随する発電機であります。全地区で有効に活用してほしいということで、この協議会の中で話をさせていただきました。それではこうしたものに取り組もうという意思統一ができましたので、今回やらせていただいたという経過であります。

今後、こうした各地区の話し合いの中で、村にとって必要なものがあるということで、取り組みの話し合いがあれば、こうした補助事業に積極的に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） ちょっと細かいことで、聞いても聞かなくてもいいようなものなんですが、17、18ページのこども館の玄関マットリース料ってあります。これ、この庁舎の入り口にも、マットで、コマーシャルが入っております。こども館の場合もそういったことをお考えかどうか、細かいことですがお尋ねいたします。

議長（丸山 豊） 子育て支援課長。

子育て支援課長（唐澤 孝男） そのような対応も可能だと思いますので、細かい内容については今検討中ですので、そういったマットをした場合、入のほうが見込めるようなことになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出において、職員の人件費等269万6,000円を減額し、上水道事業費用の総額を2億6,712万7,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第10号につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、予算書4ページをお開きいただきたいと思います。

予算実施計画明細書にて御説明いたします。

収益的支出、01款、水道事業費用、01項、営業費用、01目、原水及び浄水費、8001原水及び浄水事業、10節、負担金4万3,000円ですが、昨年度実施しました社会資本整備総合交付金事業の起債に伴う、先ほども説明がありましたが、一般会計に償還金として支出をするものであります。

次に、01項05目、8005総係事業で273万9,000円を減額するものです。これは、人事異動等に伴う人件費の減額で、ごらんをいただいております02節、給料から、31節、賞与引当金繰入額までをそれぞれ減額するものであります。

2ページにお戻りいただきまして、議会の議決を得なければ流用することができない経費、第3条の職員給与につきましては、明細書にて説明をいたしました総係費のうち、給料、職員手当、共済組合負担金の合計額256万1,000円を減額し、職員給与費の総額を2,377万2,000円とするものであります。

予算書1ページにお戻りください。

以上の理由から、収益的収入及び支出、第2条のうち、支出におきまして、第1款第1項、営業費用269万6,000円を減額し、水道事業費用の総額を2億6,712万7,000円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出において、人事異動に伴う職員の人件費を38万5,000円増額し、下水道事業費用の総額を6億5,576万円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

予算書3ページをごらんください。

予算実施計画明細書にて説明をいたします。

今、村長が申しましたように、職員の人事異動に伴いまして、収益的支出、01款、下水道事業費用、01項、営業費用、04目、総係費、9407総係事業、04節、法定福利費、共済組合負担金で28万5,000円、10節、負担金、職員給与等負担金で10万円、合計38万5,000円を増額す

るものであります。

予算書1ページにお戻りいただきまして、以上の理由から、収益的収入及び支出、第2条のうち、支出におきまして、第1款第1項、営業費用を38万5,000円増額し、下水道事業費用の総額を6億5,576万円とするものです。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第12号「南箕輪村村道路線の廃止について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「南箕輪村村道路線の廃止について」、提案理由を申し上げます。

本案は、住所、南箕輪村328番地1、農家の店ひまわり南箕輪店所有者、株式会社シンセイからの払い下げの申し出により、道路法第10条第1項の規定に基づき、村道1004号、塩ノ井下段1号線を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

お手元の村道廃止調書1ページをごらんいただきたいと思います。

路線番号1004、路線名、塩ノ井下段1号線でございます。起点は、南箕輪村字道久330番地1先から、終点は、南箕輪村字道久330番地1先までの延長30.3メートル、幅員が3.0メートルから3.0メートルであります。

2ページの位置図でございます。

本廃止路線は、北部保育園南東に位置します国道153号とJR飯田線に挟まれました色塗り部分の村道でございます。

3ページをごらんください。

廃止路線図は、公図の写しに廃止路線を表記したものでございます。この図の330番地1が農家の店ひまわり南箕輪店の店舗用地で、当該村道を挟みました南側の331番地1につきましても同店舗の駐車場となっており、申し出人の株式会社シンセイから、同店舗の駐車場用地として使用したいために、払い下げの申し出があったものであります。

なお、廃止路線の終点到隣接しますJR飯田線の踏切につきましては、既に、撤去とともに通行どめとなっております。本路線の廃止による車両等の通行には特に支障はないものと判断しております。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第14号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

平成29年7月19日をもって、現在の農業委員会委員の任期が終了することに伴い、平成28年4月1日付で改正されました農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の委員を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

平成28年に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が、選挙制から村長の任命制に改正されることになりました。

任命する農業委員の定数は、条例によりまして11人です。任命に当たっては、推薦と公募により選出した候補者と定数同数の11人となりました。

法律第5条第5項において、委員の過半数を認定農業者とすることとされてはおりますが、認定農業者数が少ない場合の例外規定といたしまして、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号へに、農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者であって、村の農業において中心的な役割を果たすと見込まれる者であればよいとされており、村の計画、人・農地プランに登録された農業者を選定しております。また、候補者には、農業者以外で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を含めるように規定されております。

それでは、議案書1ページの記をごらんください。

今回同意を求める11名でございます。

唐澤喜廣さんにつきましては、農業者団体の推薦でございます。施行規則の第2条第1号へによる農業者でございます。

後藤幸子さんにつきましては、利害関係を有しない者でございます。推薦された者でございます。

小澤敏雄さんにつきましては、公募者でございます。認定農業者であります。

木下孝明さんにつきましては、久保地区の推薦による、施行規則第2条第1号のへに該当する農業者であります。

征矢康幸さんにつきましては、塩ノ井地区の推薦でございます。

伊藤篤さんにつきましては、北殿地区の推薦でございます。

山崎光広さんにつきましては、南殿地区からの推薦でございます。

日戸正志さんにつきましては、田畑地区の推薦でございます。施行規則の第2条第1号へ

に該当する農業者であります。

高木繁雄さんにつきましては、神子柴区の推薦でございます、施行規則の第2条第1号へに該当する農業者であります。

有賀晴彦さんにつきましては、沢尻の地区推薦でございます。

伊藤良夫さんにつきましては、南原の地区推薦で、認定農業者であります。

今回の候補者のうち6人が、現在、農業委員として活躍をいただいております。

以上で、細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 2番目の方の利害関係を有しない者という、その基準というか、選定基準をお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤平治） 農業委員会等に関する法律につきましては、農業等に関して利害関係を有しない者ということで規定をされております。今回は、そういった意味におきまして、商工会からの推薦を受けております。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第9号「平成29年度南箕輪村一般会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

原副村長の退席を求めます。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を申し上げます。

現原茂樹副村長の任期が6月30日で満了となります。引き続き南箕輪村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案書をごらんいただきたいと思います。

住所は、南箕輪村7732番地2、氏名、原茂樹、生年月日、昭和33年4月2日。

提案理由であります、原茂樹副村長任期満了のためでございます。引き続き現原副村長を選任したいということでお願いするものでありますので、よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

現在、唐木村長が、県の町村会の理事であり、そして、上伊那郡の広域連合の代表副連合長という立場にあって、非常に忙しい、本当にハードですが、村を留守にする機会が数多く、今までもそうでしたが、これからますます強くというか、そういう回数がふえてくると思います。庁内の事実上、村長が毎日役場にいるというわけにはいきませんので、副村長にはしっかりその辺を、十分理解はしていると思いますが、庁内のしっかりとした取りまとめをやるということが大事だというふうに思いますので、人物的には、村長が自信を持って進める人事でありますので、異論はないわけですが、その点のことをしっかり、十分理解はしていると思いますが、老婆心ながら申し上げておきたいと思っております。できれば本人の決意表明といえますか、そんなこともいただきたいなと思っておりますが、その前に、村長のほうから十分、その点は、村長、留守の間も心配ないよというような、一つ元気のいい御返事をいただけたらありがたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 原副村長につきましては、3期目をお願いをいたしました、この4年間、しっかりと私をサポートしていただいております。特に3期目の後半から、議員御指摘のとおり、町村会の理事、それに伴いまして県の各委員会、審議会の委員というようなことで、あける率が多くなっておりますが、しっかりと対応をいただいております。私以上にしっかりしておりますので、安心して任せられる、こういうことで再任をさせていただいたところでございます。本当に真面目でありまして、よく目が通る、こういう副村長であります。したがって、私の目の通らないところをしっかりと意見具申もしていただいておりますし、そんなことで最適ということで判断をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第13号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第13号「南箕輪村副村長の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定されました。

原副村長の着席を求めます。

ただいま、南箕輪村副村長の選任について、全員賛成で同意することに決定しましたので、原副村長の挨拶を求めます。

副 村 長（原 茂樹） 再度の同意を賜りまして、ありがとうございます。

御承知のとおり、至らぬ者ではございます。これまでの村職員、そして副村長としての行政経験を生かし、少しでもお役に立てるよう、村のさらなる発展と村民の皆さんが安心・安全にお暮らしいただける村づくりに、精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。議員各位には、これまでどおり、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

甚だ簡単でございますけれど、お礼と決意の言葉とさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

議 長（丸山 豊） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午前11時06分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 6 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

2 番 小 坂 泰 夫

5 番 百 瀬 輝 和

3 番 山 崎 文 直

9 番 大 熊 恵 二

8 番 三 澤 澄 子

7 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年6月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

原代表監査委員が、公務のため、終日欠席する旨の連絡がありました。

本日より一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で、質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

今回の私からの二つの質問は、村や教育委員会に、こういうことを直接やってくれとお願いするものではなく、村側と私とで、この場でやりとりする中で、村民皆さんとともに考え、これらが村や各現場に必要なことであれば、住民皆さんも一緒に活動していきませんかという声かけ、啓発の意味合いで質問するものです。

まず、一つ目の質問です。

泣いても大丈夫、声を出してしまってもオーケーと掲げてのコンサートや講演会を開いていきませんかという質問です。

全国的にも先駆的な活動が広がっていますが、ここでは、わかりやすいように一つの参考資料で説明します。議場の皆さんには、私からの一般質問参考資料1ということで、1枚目をごらんください。

埼玉県和光市の市長さんが、フェイスブックを通じて、市民や全国に発信している投稿の一つです。この内容は、市内のホールで、市民団体主催の「泣いても、ぐずっても大丈夫！」ベビーカーコンサートが開催されて、市民団体初の子育て支援として、どんどん広がっていますというふうにあります。赤ちゃんが泣いても、静かにできない子が騒ぐときがあっても、気兼ねなく親子で楽しめる企画で、例えば、我が村で考えた場合は、村民センターでのイベントや今後こども館で開かれるであろう事業など、子育て中の親御さんの年代を対象に開くものには、あらかじめ声を出してしまうことを許すことを掲げた上で呼びかけてはいかがでしょうか。

さきの和光市長さんの投稿に、私がフェイスブック上でコメントをしましたら、和光市長さんから返事がありました。こういう活動からわかったのは、泣いても、それが前提なら、以外に気にならないということなんですよという返事です。

イベント企画に来てもらいたい集客層の年代にもよりますが、村主催はもちろんのこと、

村の施設を利用する民間主催の企画にも、教育委員会などが共催する際にも、泣いてもオーケーと掲げて呼びかけるよう促してはいかがでしょうか。質問をいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、小坂議員の御質問にお答えします。

子育て親子を対象としたコンサート、講演会等は、村民センターでも数回行われていますが、年にでございますが、数回行われていますが、議員が願いとされる、あるいは今御提案のあらかじめ泣いても、あるいはぐずっても大丈夫という、声を上げることがオーケーを掲げたものは現在実施されておりません。

子育て中の親御さんで、コンサート等で子供が泣くから、周りに気兼ねをしたりとか、あるいは会場から退出した御経験のある方というのは少なくないのではないかなと思っています。私自身もそういう経験がありますが、また、子供が泣くからと、コンサートにもう初めから行かない、もう諦めた、そういう方も多いのではないかというふうに思っております。

現在、村民センターのホールを会場としたコンサート等、先ほど、こども館、こども館はこれからの動きでございますが、等を村や教育委員会が企画・主催することは、今まで余り行ってきておりません。また、外部団体の企画でも、主催者や出演者の御意向で、乳幼児の入場が左右される場合もございます。何歳以下は御遠慮くださいとかいう場合です。

今後、今お話しいただいたように、御指摘いただいたように、村民センターやこども館等を利用してコンサート等を実施したい団体があった場合には、あらかじめ、泣いても大丈夫、ぐずってもオーケーの可否を確認の上、可能な場合には、村並びに教育委員会が後援等を行う、そんな対応を大事に考えてまいりたい、そんなことを思っております。

私の拙い経験の中で、私、他県で特別支援学校に勤めていて、お子さんと一緒に大きなコンサートに行って、実は、声が出ちゃうお子さんだったんですけど、みんながわっと一斉に後ろを向いたりとか、やむなく退場した、プライベートではないそういう経験もあるものですので、ぜひ、今このようなことが開かれるといいなって、そんな願いを個人的には持っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 村長、お願いいたします。

村長（唐木 一直） 基本的には、今、教育長が答弁したとおりでございます。

現在、村や図書館等が実施してる親子向けの事業、こういった小規模のものはあるわけがあります。そういった小規模のものにつきましては、あらかじめ、泣いてもぐずっても大丈夫と示さなくても、自然と声を上げて大丈夫な環境ができておるところであります。これは、いわゆるいろんな講演会といいますか、ちょっとしたいろんな会合等々の場合でございます。

しかしながら、大規模なコンサート等では、鑑賞される方の幅も広がります。声を上げる子に御理解をいただくことも難しい場合があるとは思いますが、したがって、あらかじめその旨をお示しすれば、そのつもりで鑑賞されているため、トラブルもなくなるのではないかと考えております。

したがって、ただいま教育長が答弁申し上げましたように、主催者側に確認をしながらやっていくという、このことが必要だろうというふうに思っております。その中で了解が

得られれば、村などでも後援をしながら対応していきたいというふうに思っております。

また、こども館でそういったものが開かれる、これから開いていかなければならないし、開かれる可能性というのが大きくなっていくわけであります。こども館は、本当に子供主体の建物でございますので、それは必然的に、泣いても、声を出しても、こういうことはいいんじゃないかというふうに思っております。それは、こども館の性質上、そういうことを前提にしていく必要があるというふうには考えております。その辺も、また、こども館の中で考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） ここで再質問なんですけれども、まず、教育長が、今、後半の部分でお答えいただきました、いわゆる障がい者を支援する中で、やはり大勢の場で、障がいを持つ子供というか、大人になってしまってもなんですけれども、声を出してしまうような、そういう特性というかをお持ちの彼らもいますので、私もちょっとエピソードをお話しします。もし、教育長にこの点でお答えいただけることがまたあれば、お答えをいただきたいと思ってお話しします。その後、村長にちょっと尋ねます。

まず、知的障がい者や発達障がい、特に、現在は普通校でも、特別支援教室で発達障がいを持ったお子さんの支援等が多くなされている実態があると思います。そういった、いわゆる外見では本当にわかりにくい子供たち、大きくなってしまってもなんですけれども、そういった方々が、コンサートとか、例えば講演会とか、親御さんが連れていく場合もあるでしょうけれど、もう大きくなった場合には、また支援者がいたり、個人的に行くということがあるかどうかわかりませんが、そんな中で、私も発達障がいを抱える、もう大きくなった学生を支援する中で、一緒に舞台を鑑賞したことがありました。さっきの教育長の答弁と本当に同じなんですけれども、芝居が始まってから長い時間がたちますと、やはり障がいを抱えている人たちは、ひとり言のような声を出し始めてしまったりします。そのときも出し始めてしまいまして、休憩時間が来ましたら、前に座っているお父さんに振り向かれて、しゃべり声がするけれどということで、要は故意に声を出しているんだろうという不快を訴えられて、支援している私としては、済みません、障がいを持っている彼ですということです。あと、席も本当は後ろのほうに離れて座りたかったんですけれども、主催する人たち、主催者側が、前のほうに観客を集めたいということで、後ろの席をわざわざ閉じて、前のほうに寄せられてしまったという、そういう中で、前の方にはもちろん不快感を与えてしまいましたけれども、障がいを持つ人のことを何も掲げないでよくと、理解してもらおうというのは本当に難しいなと、私も、途中でその彼を連れて、その舞台、ホールを出ることになってしまったんですけれども、そういった点でも、赤ちゃんとか小さいお子さんを抱える親御さんのことはもう目に見えてわかりますので、もちろん泣いても大丈夫と掲げてほしいんですけれども、発達障がいとか、ちょっと目に見えにくい人たちのことも考慮していただきたいということで、教育長、御答弁ありましたらよろしくお願いします。

そして、村長に一つお願いです。

先ほどの参考資料の和光市長のこの資料に書いてあるとおりなんですけれども、この投稿にありますように、このコンサートの開演前に、和光市の場合、和光市が進めるネウボラを案内し、そのガイドブックというのでも渡して、多くのネウボラを必要とする親御さんに届けば

よいなというふうにありますと。こども館開設の暁には、村長、泣いてもオーケーという、もちろん当然だというふうにおっしゃっていただきましたけれど、村長自身がみずから南箕輪が掲げる子育て・ネウボラ施策を、子育て世代に直接、村長、担当課が発信していけるよい機会がこれからふえるんだと思いますので、そういった場面も活用して、アピール、ネウボラ施策、子育て施策をアピールしていただきたいなと思います。そういった御答弁をよろしくをお願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

最初に、清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 村長の答弁にありました、あらかじめというところがうんと大事なかなと、そんなことを思っております。それぞれのコンサートなり、いろんなイベント等含めながら、いろんなニーズがそれぞれのお立場の、やっぱりそこをどういうふうに主催者側と確認しておくか、そこがうんと大事なのかなと、そんなことを今、議員のお話をお聞きしながら考えた次第でございます。

例えば、この間、パーティカルのときに、ある事業所の方が子供さんと一緒に味工房に来ていまして、私、知っているお子さんもいたんですが、本当に自然な食事をしているという、それも通常の形ですよね。それが、コンサートとか、イベントというのは、ある程度枠がどうか、そういうものも当然出てきますので、そこをあらかじめというのがやはり大事なかなと。

今、社会の動きの中では、ワッペン、済みません、はっきり名前を今思い出せなくて、自分はこののでヘルプしてください、サポートしてくださいと、そういうアプローチもあったりとか、それも、そういうことにもつながるかなと思っておりますので、お互いをどう気遣うか、うんと大事な点を含めて、先ほどのあらかじめという、そこをしっかりと確認なりということかなと考えます。

議 長（丸山 豊） 続いて、唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子育ての分の御提案をいただいたところであります。

こども館が夏休み前から開園をしまいであります。本格的に軌道に乗ってくるのは秋ぐらい、いろんな催しがされたり、そういった面は秋ぐらいになろうかというふうに思っております。

そういう中で、担当課を通じて、ネウボラ等々を発信したらどうかという御提言でございます。村も力を入れている事業でありますので、そういったものをどんどん発信できたらいいなというふうに思っております。これは、担当課にしっかりとやっていただくということで御理解をお願いいたします。また、本年度、予算でも認めていただきましたけれども、子育てハンドブックの作成も行います。そういったことも活用しながらというふうに思っております。私自身が発信すれば一番いいわけでありましてけれども、御承知のとおり、アナログ人間でございますので、なかなかこの手のことが苦手であります。そんなことは御理解もいただきながら、それを補佐する担当課でしっかりとやっていくように努めてまいりたいなというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） ありがとうございます。

続きまして、二つ目の理科室のおじさんの質問に移ります。

この質問につきましては、正直、村に私から提案するこの内容につきましては、まだ時期

尚早というか、村単体で考えられる問題ではないかなという、私も質問に上げておいて、正直、いいお答えがいただけるとは思っておりませんが、あくまでも村民の方、これからお話しする、技術職を退職された方々にもぜひ発信して、こういった発想について、何かひっかかることがあればなという思いも込めて質問いたしますので、よろしくお願いします。

理科室のおじさんというのは、端的に言えば、製造業を退職した人たちが、小学校の理科の授業、理科室の実験の、あるいは準備や片づけが大変みたいなんですけれど、そういったサポートをしている事例であります。これは、ほかの事業で例えるならば、中学英語の授業に英語圏の外国人が英語指導助手に入る、その理科版のようなものと言えよいでしょうか。

議場の皆さんは、参考資料2-1をごらんください。

理科室のおじさんのホームページの頭にある紹介です。議会の中継のためにも内容を見まされけれど、理科室のおじさんの特徴として、「学校の理科室へうかがいます。先生や子供たちのご相談にのります。理科実験の準備や補助をします。理科室の整理整頓や整備を手伝います。子供たちと一緒にモノづくりをし、モノづくりの感動を体験させます」、次飛ばしまして、「子供たちとふれあい、「科学大好き・モノづくり大好き人間」を育てます。「理科室のおじさん」は「人生の相談者」にもなります」、こういったものが理科室のおじさんの特筆すべきことだと思うんですけれど、この理科室のおじさんが生まれた経緯につきましては、後ほど改めますけれど、現代の子供たち、小中学生は、理解の授業や実験、また科学的興味に、いろいろな忙しさというか、授業、学校の環境とも相まってか、おもしろさを感じにくい、ひいては、それを指導する先生方の、学校現場、教育環境の、現在ですから、複雑多岐にわたる忙しさから、理科授業、準備や片づけに充てる時間的・精神的余裕がなくなっているのではないかと。特に、私たちが子供だった昭和の時代に比べたら、理科の授業、当時は楽しかったという思い出があるんですけれど、果たして今の時代の現場はどうなっているのだろうという懸念を持つわけであります。

まずは、現在の当村小中学校の理科授業、実験の現場の実態、また、これ、あえて先生方に気遣って物申すわけですが、先生方の御苦労の実情などがあれば聞かせてください。教育長、よろしくお願いします。

議長（丸山 豊） 答弁と求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） とてもいい事例を紹介していただいたなと思っております。南箕輪の小中学校の理科の授業の際しての苦労というか、当然、理科も大事な教科として、先生方一生懸命やっているという中での苦心というか、そんなことで受けとめさせていただいています。

南箕輪小学校では、小学校のなんですけれども、南部小も一緒ですけれど、年間で、3年生が90時間、それから、4から6年生が105時間の理科の授業をやるように決められています。

3、4年生の担任が授業をする場合に、先生方の声としては、実験のための機器の準備、それから予備実験等の時間がかかるという声、それから、特に薬品の取り扱い、廃棄の関係が非常に難しいところが今はありますので、廃棄の仕方など、不安な点があるということ、それから、実験にコツがあるわけですが、そのコツについて、ちょっとスキルのいうか、ノウハウを知りたい、そんなような声も上がっております。

それから、5、6年は、南箕輪小学校は専科教員が入っていますので、理科の専科ですが、理科専科による授業では、理科のおもしろさ、楽しさを大事にしながら授業を展開しております。実験も、本当にできるだけ多く行っていくことを目指しているということでもあります。御存じのように、専科の先生は、学級担任とは違いますので、学級担任との連絡連携をうんと大事にしている実情がございます。南部小学校なんですけど、南部小学校は、実は理科専科の先生がいない状況で、音楽が入っているんですけども、小学校は、学級数によって専科の人数が決まっているということで、南部小に専科が1名、南箕輪小は専科が3名という、学級数によってそういうふうになっていますので、南部小さんは理科専科がいません。準備、片づけ、予備実験を全て担任がやらなければ、南小の例にさかのぼりますと、専科の先生に聞くことができるわけです。この実験はどうやってやればいいのか、それが南部小のところでは、専科の先生がいらっしゃらないのでということで、担任がやるという状況がございます。

じゃあ、職員、先生方はどうするかというと、センター研修がございます。塩尻の総合教育センターでの研修とか、そこでは、理科の専門主事がいて、そのノウハウを教えてくださいということ。それから、2クラス以上の学年、南部小にも2クラスの学年がありますので、担任が交換授業をしている。理科が得意な先生がいれば、私が理科をやりますよと、そのかわりに、この教科をとということでチェンジ、これ、また大事なことだと思うんですが、そんな形態をとっていたり、それから、南部小学校さんでは、今年度、工科短大の先生や、それから生徒さんに実験のフォローボランティアをお願いしたいという意向を伝えていただいています。先ほどの議員の御指摘とうんと重なるかなと思っています。

それから、中学校でございますが、各学年の授業数は、1年生が105時間、週3時間です。2年生が140、週4時間、同じく3年も140の週4時間、そういう授業時間になっております。中学校ですので、教科担任制ということで、南箕輪中学校には、いわゆる理科の先生が5人いますので、教科担任会、担当者会、教科会をしっかりとしているということで、より理科のおもしろさ、あるいは理科の奥深さを授業の中でという営みがございます。

ですので、クラス数が少ない学校ですと、授業は、何て言いましょ、その時間でいくわけですが、クラスが多いと、同じ実験器具とか用具、準備のものを違うクラスに使っていくということもできるわけですけども、そういった意味合いで、人数が少ない単級なりの苦しさはあるかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 今の御答弁に、工科短大と一緒に協力してもらおうというようなことはとてもすばらしいことだと思います。私が提言する、技術職のOB、村内で退職されたお父さんたちが学校に入るということでもなく、工科短大の皆さんに手伝ってもらおうということは大事だと思いますので、では、最後の項目に移らせていただきます。

まず、私は、今回この理科室のおじさんの質問をするに当たって、実は、NHKのラジオ番組で、先月だったか、1時間の番組で、この理科室のおじさんをつくるきっかけになった代表の方のお話が番組としてあったんです。それを全国の皆さんがお聞きになって、何か感度、ひっかかる、興味を持った方々もおられるんじゃないかなと思いますので、私は、まずこの村の場でお話しさせてもらいますけれど、上伊那地域とか、長野県とか、何かしら、こ

ういった動きがほかでも出てくればよいかなと思ってお尋ねするわけです。

それで、議場の皆さんには参考資料2-2の部分をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、技術者たちの居場所、技術を伝える場と題して、理科室のおじさんの活動をほかの方が紹介している記事なんですけれど、まず冒頭、「日本には高い技術や深い知識を持つ高齢者が数多く存在する。しかし、それを伝え継承する場は現在ほとんど存在しない」と、これは、強いて言えば、学校現場に、御高齢の技術を持つ方が伝える場面がないということだと思います。各職場ではもちろんあると思うんですけれど。そういった中で、「技術者たちの知識や想いを次の世代へと受け継いでいく」、次の世代というのも、これもまた、私が今テーマにしているのは理科室ということで、学校の、特に小学校の授業とか、実験の部分だと思うんですけれど、そういった「受け継いでいく場をつくること、これからの日本を勝たせていくことに繋がるだろう」ということで。

それで、この理科室のおじさんが発足した当地での、日立市でのお話をします。会社名は、大きい会社ですけれど、議場ではあえて日立市の全国的な有名な会社だということで、会社名は上げません。株式会社何とかでは、「近年における青少年の理工学離れを深刻な社会問題として捉え、この状況を打開するためには委員会における議論と同様に、理数教育の振興に資する事業を継続的に実施することが必要であると考えた」、そしてその会社が記念事業的に理数教育を支援したいと市に訴えて、その株式会社と日立市において、「理数教育の充実により未来を拓く子ども（人材）を育成する」基本協定を締結し、グループOBで日立理科クラブが創設されたと。この日立理科クラブは、特にメンバーは、その大きな会社の「工場や研究所に勤務していた理工学博士や技術士のほか、工場で職長を務めた製造現場の匠などの科学大好きエキスパートの面々である」と。

この事例は、本当、ここに書いてある大きな会社ですので、皆さん、想像できると思います。この村においては、本当に非常に難しいレベルの話かなとは思いますが、この民間超大手企業の積極的な働きかけで始まったことでありまして、学校側、先生方が、教育現場にこの技術者OBを受け入れる意識改革には5年以上かかったとラジオでも語っていました。また、当村、当地域でこういった事例を仮に見習おうとしたら、技術職退職者の皆さんの熱い思いが生まれなければ始まらないことだと思います。この地域に暮らす技術者OB皆さんの声を発掘することが先なのか、学校現場の要望が上がってのことなのか、非常に難しいところだと思いますので、先ほどの工科短大の協力という、まずそういった段階から始めていただければ、ぜひと思うんですけれど、こういったことが現在の教育現場に事例として参考になるか、また必要かということ、さっきお答えいただいている部分もあるかと思いますが、教育長のお考えをお聞かせください。お願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 学校にこの考え方は必要か否かと問うたときに、答えは必要でございます。それは、今度、新学習指導要領になるに当たって、より、今まで以上にそれが求められるかなというふうに思っております。

先ほど、茨城のほうのある市のところは、本当に地域力といいましょうか、特性的なものが、それを、例えば南箕輪の地域特性とどう重ねるか、そこで勉強させていただいているんですが、この間、辰野町で、産学官による郷土愛プロジェクト、キャリア教育推進協議会、

市町村のそれがベースになりながら、郡を挙げての広域のキャリア郷土愛プロジェクトで会がありました。そのときには、産業界の方、それから学校関係、それから官、いわゆる行政関係、その方々が一堂に会して、郷土をうんと知ろう、大事にしよう、子育てもそれにつながると、そういうふうに私は受けとめていますが、相当うんと重なるかなというふうに思っています。

先ほど必要というふうに答えさせていただいたのは、これは、理科に限らずということで、現在、小学校では、クラブ活動で地域の方のお力をいただいている。茶道とか、あるいはゲートボール、この間、新聞に、8名の南小さんですが、子たちがゲートボールの方々に教えていただいて、本当にクラブ長初め、おもしろさを、大会に出て頑張りたいとか、そういうコメントもありましたが、あるいはバドミントン、ニュースポーツ等々、それから、読み聞かせ、それから、田んぼとかリンゴ等々、しめ縄も含めて、総合的な学習の時間でのお力をいただいている。それから、社会科で、昔の道具とか、開拓の歴史や苦労などを教えていただいている。そういうような、地域の方が授業の中に入って、担任と一緒に授業を進めていく、構築していく、そういう営みが今も行われていますが、今後、より以上、それが大事というふうに思っております。それは、いわゆる信州型コミュニティスクールとつながるところでありまして、若干ずれますが、信州型コミュニティスクールは、ことし、南箕輪小学校が動き出します。これで県内100%というふうに、大熊議員さんから前にお聞きしましたけれども。そんな中で、そことのつながり、地域とのつながり、うんと大事になる。それを学校も当然進めなければいけない。

議員御指摘の時間がかかるというのは、担任の意識によるところがやはり大きいかなと。それをやはり担任だけではなくて、一緒に授業をつくっていく、そういうスタンスを今後持っていく。ただ、時間的なものとか、今、この後御質問いただきますが、職員の勤務時間の関係等々も絡むかなと、それをちょっと懸念するんですが、でも、一緒に考えて、子供たちのためにやっていく。そこをいかに、何て言いいましよう、効率という言葉はなじまないと思いますが、子供たちのためにどう整えていくか、そこを学校としても考えていく。もっと言うと、学校を開く、地域とつながる、そこが大事なところかなというふうに思っています。職員の意識改革、これは高校もそうだと思いますけれど、そんなことを感じながらでございます。

議 長（丸山 豊） 小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 私からは終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（丸山 豊） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

ただいまから9時40分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時38分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5 番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

唐木村長4期目のスタートをし、また、議会も構成がえをして、最初の定例議会になりま

す。私も、与えられた職責をしっかりと果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、子育てしやすい村づくりのためにとして、子供の権利条例を制定しては。

この件は、平成25年9月、平成27年12月の定例議会の一般質問でも取り上げました。当時の教育委員会、子ども・子育て審議会では、前向きに考えていただけなかったようです。今回は、こども館も完成し、南箕輪版ネウボラが本格的にスタートするこの時期に制定するべきと考え、再度提案いたします。

子供の権利は、日本国憲法や国連で採択されています。また、長野県も、県の未来を担う子供たちの支援に関する条例があります。子供の権利とは何か、安心して生きる権利、豊に育つ権利、自分らしく生きる権利、社会に参加する権利などがあります。子供が、1人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないものです。これらの権利は、誰もが生まれながらにして持っており、日本国憲法や国連の子ども権利条約で保障されています。それを南箕輪村として、子供の権利を保障し、子供に優しい社会環境を整備していく取り組みが大切です。村や大人の役割を明確にして取り組むことが重要と考えます。家庭、地域、行政、学校などの連携、協働の取り組みが明確になっていくと思いますが、村長、教育長に伺いたいと思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えいたします。

子供の権利条例の制定の件の御質問であります。以前にも御質問をいただいたところであります。

今、議員おっしゃられるように、いろんな場面で、子供の権利等々はうたわれておるところであります。日本国憲法では、大人の子供の区別なく、第25条で生存権が、第13条でいわゆる幸福追求権がうたわれておりますし、子供の件につきましては、昭和22年に制定された児童福祉法の第1条で、心身ともに健やかに育成される権利、生活を保障され、愛護される権利がうたわれております。さらには、昭和26年に宣言された児童憲章では、児童は人としてたとわれ、社会の一員として重んぜられる。よい環境の中で育てられるものとされ、12カ条の本文で子供の権利や家庭や社会のあり方がうたわれておるところであります。

議員おっしゃられたとおり、子供の権利というのは、子供の権利条約や今申し上げました日本国憲法、児童福祉法、児童憲章等で明確に規定されております。さらには、これも議員もおっしゃいましたけれども、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例もあります。そういったものを含めて、市町村や社会、保護者等の責務について明確に規定がなされておるところであります。

そういった中で、村がなすべきことは何か、議員がおっしゃられる子供の権利を保障するための環境整備、取り組みを進めていくことではないかと思っておるところであります。これまで、子ども・子育て支援には、先んじて取り組んでまいりました。こども館の開館を機に、さらに子供が尊重され、健やかに成長をしていけるよう、地域、関係機関と協力して、社会全体の意識を高めていけるような、そういった施策に取り組んでまいります。そうした中で、条例化が必要ということであれば、検討をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、理念というのはさまざまな法等で

うたわれておりますので、村では、それに基づき、より具体的な施策を定めていくことを少しやってみたいなというふうに思っております。そういったことの中から条例化が必要であれば、検討はさせていただきたいというふうに思っております。条例化は最終ということで御理解いただければというふうに思っております。その前に何をなすべきか、このことを実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 次に、清水教育長、お願いいたします。

教育長（清水 閣成） 私、教育委員会の立ち位置なので、私が答えていいかというの、ちょっと自分の中ですけれども、子供に関することですので、子育て支援課、あるいは健康福祉課云々ではない、そんなことを思っているながらここにいます。

私、いろいろ思うのに、子供たちの安心・安全、それからもう一つ、安定という言葉は私はずっと大事な、その三つの安心・安全・安定、それが子供たちの生活、育ちの中で一番大事なかなと思っています。

条例が必要か云々という前段階の自分なんですけれども、私、ずっと子育て宣言みたいなのが必要じゃないかなと思ってきた男でありまして、宣言というのは、みんなでそれを共有しながら子育てしようよ。それは、地域、行政なり、皆さん、要するに村としてというふうになると思うんです。そんなことをずっと思ってきました。教育委員会に入らせていただいて、今、子育ての転換期ではないかなと、地域を挙げてというような言葉、声、それは地域の方とか、保育園、あるいは学校関係の方、それから、諸団体の方から私に寄せられ、私もそういう話を一緒に時間の中でさせていただく機会がずっとあってきています。また、教育委員会で、先ほどの子育て宣言という言葉がいいかどうかは別としてですが、そういうようなものをつくれなかなとこの議論を重ねてきております。

例えば、11月の定例教育委員会のほうで、私のほうから、南箕輪の子育て宣言についてどうかという、そんなことを投げかけさせていただいて、村には教育大綱もあるし、それをベースにしながら、いわゆる子育てについて、こういうところを、こんなことを大事にしたいなという、そんなことを地域の方と共有できないかなと、そんな願いのことを出させていただいたり、それが、そのときには、総合教育会議に提案すべきではないかという御意見があったり、あるいは、総合教育会議も私は前段階ではないかなと考えたり、あるいは、広く村民の方に呼びかけていくことがもっと大事じゃないかなという御意見とか、こども館ができるので、先ほど御指摘ありましたけれど、どこの課でやるのかはともかく、必要だなと、そんな委員の方の意見もいただきました。それが11月でございます。

それから、1月には、私の挨拶の中で、保育園の会長と話す機会があって、いわゆる保育指針というのを、御存じのように、平成20年の保育指針から、保護者支援ということが保育指針の中に盛り込まれてきています。ということは、保育園の立場でも、保護者支援という言葉を使いながら保護者との連携を大事にしてきているとかということで、やはり、地域、家庭と、いわゆる関係機関、保育園、学校とのつながりがうんと大事なかなと、そんなこともその場で確認をさせていただきました。

教育委員会のところでは、そういうようなのを提案していこうという、それはみんなで共有して、協議、結論として、方向づけて、今動いています。ただ、じゃあ、ぱっぱっぱって、何項目かを上げればいいというものではないと思っているところが現状でございます。

村長答弁にありましたが、形をつくれれば、形先にはありきではない、そういうふうに思って

いますので、いろんなことをこれから考えていく必要があるかなという、そんなことを関係諸団体等々、そんなことを思っているところでございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 私も、つくればいいというものじゃないと思います。ただ、大人が、社会が、どうそこを意識して、いい環境を、子供たちの環境をつくっていくかだと思います。やはり、実効性のあるものにしていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本年12月2日と3日ですか、茅野市で国連の子どもの権利条約について考える全国フォーラムが開催されるそうです。諏訪地域では、10年前にも、諏訪市で同様のフォーラムが開催されており、子供を支える活動や中高生の居場所づくりが活発な地域で、先進的に取り組んできた地域です。しかし、子供の権利については、必ずしも理解が広まっているとは言えないようです。前回の開催を受けて、県のほうで、県の未来を担う子どもたちの支援に関する条例の制定につながったと言われております。また、中高生の自主的な活動もふえてきているそうです。若者が地域づくりにかかわること、地域とつながり、自身のアイデアが生かされる経験があれば、地元に戻ってくるはずだと言われております。子供支援は、結果として、地域支援につながると思います。大人が意識を深めること、このことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、以前にも質問した項目です。スマートフォン向けの子育て支援アプリを活用した子育て支援です。

ちょうどこの質問をしたときは、産褥期の母親支援をする新たな3種類の事業がスタートしたときでしたので、係のが手が回らなかったと思います。また、質問するタイミングも大事だなと感じたところです。しかし、今回は、ぜひ取り組んでいただくよう質問いたします。

子育て世代の家庭形態や就労形態が多様化する中、さまざまな形の子育て支援が求められます。例えば、支援アプリで解決できる課題としては、母親、父親の状況に合わせて情報を届けられる。予防接種のリマインド通知が送られる。育児に関する施設情報をわかりやすく伝えられるなどです。また、南箕輪版ネウボラ、妊娠期から18歳まで、幅広い利用者のニーズに今回対応していかなきゃいけないわけです。そうすると、やはりこういうものが必要だと考えます。導入自治体もふえてきております。費用も導入費20万円ほどだと聞いております。月々も2万円程度と聞いておりますが、この件、導入いたしませんか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） アプリの導入の御質問でございます。

現在、村では、子育てに関する情報というのは、暮らしの便利帳や毎月の広報紙、ウェブサイトなどでお知らせをしておるところであります。本年度は、さらに子育てハンドブックをつくりまして、子育てに関する冊子をつくっていく予定で今進めております。

子育てのアプリをつくりましても、健診や予防接種のお知らせ、あるいは毎年の児童手当の現況届などの案内は、アプリをつくっても対象者宛てに個別に通知をしていかなければならないというふうには思っておるところであります。

費用でございますけれども、現在、上伊那では、駒ヶ根市と箕輪町が導入をしております。駒ヶ根市におきましては、導入費用で500万円ほど、箕輪町では、駒ヶ根市のものをベース

としておりますので180万円ほど、こんなことをお聞きしておるところであります。年間の保守料につきましては、2自治体とも35万円ほどということであるようであります。駒ヶ根市の場合では、母子手帳の交付時や乳幼児の健診の際に、アプリについての登録を進めており、3歳未満児の家庭の8割から9割が登録しているということのようであります。

子育てのさまざまな情報を発信するという事は大切なことでもあります。本村でも、スマートフォンで村のホームページにアクセスすれば、確認ができるようになっておるところであります。したがって、このホームページとアプリの両方を管理していかなければなりません。そんな費用対効果や管理運営にかかわる事務量、こういったことを考えながら、費用対効果というのを見きわめてまいりたいというふうに思っております。このアプリにどんな内容を盛り込むか、そのことが有効か、こういった検討も必要でありますので、そんな点はもうしばらく検討させていただきたいというふうに思っております。今のところ、保護者等からの要望というのでも余り寄せられていないということでもありますので、そういった声が強くなれば、このアプリ、当然必要かなというふうに思うところでもあります。こども館の充実の中で、そういったものも検討しながらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 駒ヶ根市、箕輪町さんは結構かけているんだなと、今伺いましたけれども、自治体プラットフォームアプリというのを活用すると、私が言ったような値段でできるということです。今、かなり進んできていますので、いろいろな取り組みを考えていただいて、お金をかけずに、最大限利用者に還元できる方法というのを考える必要があると思います。また、これ、子育てだけじゃなくて、各種イベントの情報だとか、緊急時の特設ページ、ごみ収集カレンダー等、用途が広がっております、今、行政も時代の変化についていくということが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ダブルケアから考える村の施策についてです。

ダブルケア、初めて聞いた方もいると思います。聞きなれない言葉です。介護と育児を同時に担うことをダブルケアと言います。最近になって、子育てと介護の二つを同時に行っている方、これ、ダブルケアラーと言うらしいですが、の支援を考えていく時代に入ってきております。ダブルケアの主人公は、団塊の世代、団塊の世代ジュニアと言われております。このようなケースは、南箕輪村ではまだ少ないとは思いますが、2016年4月に内閣府が発表したデータでは、ダブルケアに直面する人は全国約25万人と言われております。男性8万人、女性17万人いると推計されております。男女とも平均年齢は40歳前後で、30代から40代が全体の8割を占めております。晩婚化などを背景にふえてきております。今から対応を考えておく必要があると思います。

子ども・子育て支援、介護と別々に考えては、ダブルケアは対応できません。子ども・子育て支援と高齢者ケアとを複合させる新たな発想が求められます。子供、青少年、女性、高齢者の縦割りの行政を見直し、世代横断的な視点からの施策や地域社会での多世代交流の推進、きめ細やかなダブルケア支援のために、コミュニティソーシャルワーカーやダブルケアマネジャーという、介護・子育て横断的にかかわる専門家の養成も重要と考えます。ガイドブックを作成したり、専用の相談窓口をつくって取り組んでいる自治体もありますが、村長、この件、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） ダブルケアの御質問であります。

議員がおっしゃったように、ダブルケアとは、介護と育児に同時に携わることであります。ある調査によりますと、ダブルケアの問題が認知されていないために苦労したり、またダブルケア経験者のうちの3割が仕事をやめているという調査結果も出ておるところでありますので、これから、さらにこういった問題は課題になってくるんだろうなというふうに思っております。

ダブルケアの三大負担といたしましては、精神、体力、経済負担、これが上げられておるといふに言われておりますし、当事者の方からは、介護、保育サービスの拡充や入所基準の配慮を一番望んでいるという結果が出ております。続きまして、介護と育児を合わせて相談できる行政窓口、このことも望んでおるといふ結果も出ておるところであります。

先進的に取り組みを始めている自治体の事例といたしましては、ダブルケアの相談窓口の設置をしておるところもあるようでありますし、カウンセラーの育成やハンドブックの作成などが上げられております。

本村では、このダブルケアの相談につきましては、問題になっている事例は今のところ聞いていないところであります。しかし、今後の高齢化の進捗に伴いまして、近い将来、ダブルケアの問題というのは増加してくる、こんなふうに推測をしておるところであります。当面は、現在の介護支援と子育て支援の関係部署が連携し、それぞれの分野で受けた相談内容に応じて、横断して情報を共有していくことから始めてまいりたいと思っております。両面にわたる適切な支援につなげていけるよう、支援会議の開催、実施してまいります。こういったことが出た場合には、そうしたことからやり始めて、相談窓口の設置等々については、将来的には必要になってくるだろうなというふうに思っております。したがって、今申し上げましたように、当面の施策といたしましては、介護支援分野と子育て支援分野の連携による支援会議、これでしっかりと南箕輪の状況を把握していきたいというふうに思っております。そこから、まず手始めに始めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） これ、近い将来は、南箕輪村でも問題になってくることだと思います。現在も隠れダブルケアの方もおるとお思いますので、行政としてもしっかり取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に、歴史と文化を継承する取り組みについて伺います。

最初に、以前発刊した村誌と村の史跡という、村誌はちょっと本が厚くて、2冊あったものですから持ってこられなくて、史跡を持ってきましたけれども、あります。これは、昭和51年村政施行100周年記念事業として、9年かけて村誌のほうは上下巻つくったと。史跡のほうは、昭和54年、それに先駆けてつくられたと聞いております。この続編について、今取り組んでいるということで伺っておりますが、村政施行150年に向けてですか、出していききたいというふうに伺っておりますが、この史跡、村誌の取り組み状況について伺いたいと思っております。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） うちにも村誌があって、なかなか自分がひもとけなくしているなど思いながらでございますが、反省しております。

現在、村誌でございますが、先ほど御指摘いただいたように、昭和60年に刊行、それで、既に30年以上の年月がたっております。この間に、村の景観、それから風俗、産業等の移り変わりあり、新たな遺跡の発掘等もございます。記述内容と異なる事柄が出てきている現状がございます。

今150年という言葉をしていただきましたが、村では、南箕輪創立の150周年記念事業として、平成の修史、修める歴史の史という字を書きますが、事業を計画しております。平成の修史事業は、創立150周年に当たる平成37年までに、村誌に記述がない箇所や実情と変わってきたところ、また現在の村誌刊行後の事項について補う、補遺するという言葉を使っていますが、ことを目的としています。その結果の報告として、村誌補遺資料集、現在仮称でございますが、の刊行を目指しております。また、この資料集を刊行するに先だち、村誌編さんのための基礎調査のうちから、特に歴史的遺産に限ってまとめた小冊子、南箕輪の史跡の改訂に向けて、文化財専門員を中心に編さん作業を行ってまいっているところでございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 平成29年度の予算で見ると、文化財専門委員さん8名、報酬が26万5,000円ほどですか。村誌編纂検討委員会報酬費30万5,000円、編さん用のパソコン23万3,000円の予算がのっておりますが、少し、私は少ないような気がします。大変御苦労なさってやられていると思います。もう少し予算化をしたほうがいいんじゃないかなという個人的な意見ですが、つけ加えさせていただきます。

また、箕輪町は、箕輪町の町誌とか、史跡、こういう本は、デジタルブックで、誰でも見られるように今なっております。紙ベースはどうしてもつくらなきゃいけないんですけども、それを全国というか、世界どこでも、インターネットで通じれば見られるという取り組みをされております。南箕輪村でも、ホームページの中で、村報なんかはデジタルブックで誰でも見られるようになってますし、議会だよりについても、1枚ずつですけれども見られるようになっております。そういう取り組みが必要なんじゃないかなと思いますけれども、その件、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） デジタル化の取り組みについてでございますが、現在、ホームページに、先ほど、広報等々含めながらというか、並んででございますが、埋蔵文化財の遺跡分布地図、それから村指定文化財についての掲載はしております。ただ、村が刊行している書籍については、デジタル化はなされていないという状況でございます。歴史、文化、それから文化財の継承のために、村民の皆さんに周知、あるいは内容について知っていただくというか、ことは非常に大事なことでございますので、デジタル化もその一つのツールというふうに考えていますが、次長のほうから今後の方向について、現状も含めてで、よろしいですか。

議長（丸山 豊） 伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） デジタル化の関係でございます。

先ほど、議員から、箕輪町の関係、町誌の関係がございました。箕輪町では、歴史編の関係で、1,400ページ弱で大体50万弱の金額がかかっているということでございます。先ほど、村のホームページに載せてはどうかというお話もございましたが、村のホームページですけれども、容量がございまして、どうしても50ページぐらいが限度であるということで、担当のほうからも確認を受けております。そういった中では、ホームページからリンクを張って、そちらのほうに飛ばすといえますか、そういった形もあろうかと思っておりますので、そういった面も含めながら、また村誌も、ページ数が大分ございますので、予算との関係、いろいろ考えながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 教育長、予算のほう。

教育長（清水 閣成） 今、教育次長からお話があったことも含めて、今後、文化財専門委員の方の御意見も含めながら、先ほど予算面のこともいただきながらでございます。そこも含めて、協議、検討してまいりたいと思っております。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） よろしく願いしたいと思っております。

次に、村郷土館の今後の構想、取り組みについて伺います。

昭和46年に、中学校の木造校舎を一部移築して、平成14年に改修、今に至っております。週1日、水曜日だけの開館になっております。建物、展示、運営、資料の保管等について、村長に伺いたいと思っております。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 郷土館の御質問でありますけれども、御承知のとおり、郷土館というのは村の公共施設の中で一番古い施設となっております。本当に、ちょっと危ない建物だなという、この認識はしておるところであります。

しかし、現在は、人口増に対応するための小中学校や保育園の施設整備を最優先させていただいているところであります。こういった喫緊の課題に一定のめどが立てば、郷土館の建設も行っていかなければならないというふうに考えておるところであります。村の計画の中で申し上げますと、早くても平成32年以降になってしまうのかなという、こんな考え方で今進んでおるところであります。ただ、前倒しで幾つかの事業ができてきておりますので、それよりも早くできれば、それにこしたことはないところであります。しかし、いずれにいたしましても、郷土館の建設をしていくという方向でおりますので、よろしく願いいたします。

郷土館の建設の中で一番問題は、補助制度というのが郷土館はないわけでありまして。全額単費で実施しなければならないという状況であります。そんなことで、建設していくということは当然していかなければならないという状況でありますので、よろしく願いいたします。

郷土館も含めてでありますけれども、文化財というのは、後世にきちんとした形で残していく、保存保護を重視していくことも必要ではないかと思っておるところであります。文化財が安全に展示されることも重要なことというふうに思っておりますので、そういった面を加味しながら、郷土館の建設を行っていければというふうに思っておるところであります。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 国では、文化財保護法というのがあります。村でも、村の文化財保護条例がつくってあります。保護規則もできております。文化財の資料保管倉庫設置条例、これは、旧いずみ苑のところ指定されていると思います。今、村長言われたように、この保管というのが、やはり一番、僕は大事になってくるんだと思います。その中で、今指定されている保管倉庫の貴重な文化財の保存環境、温度とか湿度とか、いろいろ言われますけれども、その材質の違いで、繊細さが必要な部分があると思います。これ、しっかりとこの部分に取り組んでいかなきゃいけないと思います。

それと、済みません、村長の答弁で、運営については、今、文化財専門委員の1名の方がボランティア的に開館をさせていただいているわけですが、そこら辺は今後どんなふうなお考えか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 運営でありますけれども、当面、今の郷土館のうちは、議員御指摘のとおり、毎週水曜日だけでございます。ただ、予約をいただければ、教育委員会で対応しておりますので、その辺はそういった御理解をお願いしたいと思います。開館日は水曜日でありますけれども、問い合わせ、予約をいただければ、開館をしていくということになります。

新たな郷土館ができた場合に、その運営をどうしていくのかというのは、郷土館の建設とあわせて考えていく必要があるというふうに思っております。今のところ、郷土館の建設に向けてということで、中学校の学校用地、若干広く取得をさせていただいたところでありますので、そんなことも視野に入れてさせていただいたということでございます。ただ、郷土館の場所、そういうことではありますけれども、補助絡みの部分というのが今後出てきてくれればいいなというふうには思っておるところであります。地方創生で、例えばの話でありますけれども、大芝高原の活性化のために大芝へ建てれば、地方創生関連が受けられるよということになれば、それはそれでまた検討していかなければならないことだなというふうには思っておるところであります。しかし、今のところは、中学校周辺ということで考えておりますし、運営につきましては建設とあわせて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、伊那街道を核として、村全体での取り組みをということです。

伊那街道は、中山道、塩尻宿から分岐して辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市、宮田村、駒ヶ根市、飯島町と、南下し、飯田を経て、東海道の岡崎宿までの街道です。村内でも、南北に通って、現存しているところがございます。この保存を村全体で取り組む必要があると考えます。また、地域に、歴史と文化を継承する会がかなり発足してきております。そうした会の交流会などもできれば、活動の幅が広がり、活発化するんじゃないかと考えますが、村長のお考え、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 歴史と文化の継承というのは大切にしていかなければならないというふうに思っております。その中で、今、伊那街道のお話をいただきました。伊那街道と

というのは脇往還で、明治以降も伊那谷の交通の大動脈として役割を果たしてきたところであり、あります。

現在、地区、地区におきまして、歴史や文化の保存・保護活動をする団体ができてきております。久保、北殿、南殿、神子柴にはできておりますので、そういった団体の交流会というのは必要であるというふうに思っております。その中で、この伊那街道、特に力を入れていただいているのが久保の会であります。ただ、ほかの地区がどういう活動をしているかということは、おのおの違いますので、伊那街道に全体的で取り組んでいけるかどうかというのは、交流会を通じて十分話をさせていただければと、話し合っていければというふうに思っております。村内の伊那街道で当時の面影が残っているところ、これはきちんと保存といいますか、していく必要があるなというふうに思っております。まず、その洗い出しからやっていければというふうに思っておりますし、同時に、今申し上げました、それぞれの地域にある保存・保護活動をする団体との連絡と交流ということはやっていきたいなというふうに思っております。担当課のほうにこれをやるように指示を出してまいりたいというふうに思います。

久保地区からは、私宛てに、この伊那街道ののり面の整備、要望をいただいているところがあります。これは地権者の関係でなかなか前に進んでいかないというのがありますけれども、この辺も粘り強くやっていく必要があるかなというふうに思いますし、今、伊那街道で一番当時の状況が伺えるのが久保地区、箕輪からの久保に入ってくるあの地域でありますので、これはきちんと保存をしていく必要はあるというふうに私自身は思いますので、その辺は全体的な交流も含めて、どこの地区はどういうふうにしていくのかという、そういったところからやっていければいいなというふうに思いますので、余り向こうにいかないうちに、そういった交流会の呼びかけはしてまいります。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 先ほどの保管庫の関係もありましたけれども、村では、19ですか、有形・無形の文化財の指定がされております。自然の中のものもあると思います。伊那街道は指定されていないんですけれども。やはり、保管庫で保管できるもの、自然の中で、保管していかなきゃいけないものというものがあると思いますので、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

それと、村では、地域の活動支援事業補助金というのがあります。これを見ると、協働の村づくり事業というのと地域コミュニティ活性化事業という2種類がありまして、ただ、この歴史と文化を継承する会がこれを使えるかという、使えるかもしれないんですが、なかなか使いにくい部分もあるんだろうなと思いますけれども、これをどう使いやすくしていくかというの少し考えていただければありがたいと思います。

それと、やはり、南箕輪村の文化財というものは後世に残していかなきゃいけないと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、電力の自由化の取り組みについて伺います。

2000年に電力自由化がスタートして、当初は、特別高圧施設が対象でありましたが、2005年に高圧施設まで対象が広がり、段階的に規制緩和があり、2016年4月より、低圧施設までが対象になり、全面自由化になりました。

背景としては、電気事業法による参入規制により、電力会社が地域独占を容認されていて、総括原価方式により、日本はイタリアに次いで2番目に高い価格水準の電気代となっております。日本の電気料は韓国の3倍、アメリカの2.5倍です。

県内の自治体でも、コストの削減を目的として、新電力導入が進んでおります。この新電力導入により、今までかかっていた電気代の1割から2割程度が削減できると言われております。同規模の自治体では、数百万円の削減ができたとも聞いております。検討して進めていく必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 電力の自由化の御質問であります。

御指摘のとおり、昨年4月から電力小売りが全面自由化され、消費者が電力会社を自由に選択できるようになったところであります。

本村の実態をちょっと調べてみました。平成28年度の年間の電気料金を見ますと、庁舎で約450万円、保育園・療養施設関係で約730万円、小中学校3校で約1,100万円など、村の主な公共施設での合計でおよそ2,750万円という電気料がかかっております。そのほかに、村の関連施設では、下水道処理場が約1,300万円、大芝荘と大芝の湯で1,130万円、こういうふうになっておるところであります。新電力の切りかえにより、実施したところの話ですと1割から2割程度、やはり電気料が下がるようでありますので、本村でも導入の検討は必要であるというふうに考えておるところであります。これから、そういった作業を進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、電力というのは、水道、ガスなどともに基本的なインフラでありますので、中部電力とは災害協力といった協定等々の面もありますので、そういった関係も大事にしていかなければならないというふうに思っております。

したがって、まず手をつけていきたいなと思っておりますところは企業会計部分、下水道事業から実施をしていけたらという考え方を持っております。それと同時に、大芝関連につきましても、先般の評議委員会の中でそんな御意見もいただきましたので、検討をするように指示をしたところであります。隣の市でも、下水道関係、実施をしたということでお聞きをしておるところでありますので、本村でも、まずこの下水道関係から始めてまいりたいというふうに思っております。これは、そう向こうに行かないうちに、そんな話を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 中部電力管内では64自治体、他の電力管内では33自治体で、計97自治体が採用を行っているそうです。これ、全部でなくて、やはり部分的な部分から考えていけばいいと思いますので、よろしく願いします。

一つ注意しておかなければいけないのが、新電力の安定供給という面だと思います。県内では、リスクをゼロにするためにESP方式を採用していると聞いております。これも提案しておきますので、よろしく願いします。

最後に、こういう本があります。女川いのちの教科書というものなんですが、1000年後の命を守るためにという教科書がことしの4月ですか、発売されました。この本を書いたのは、2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災によって、生まれ育ったふるさとであ

る宮城県女川町が一瞬にして津波で流され、多くのとうとい命や家、町そのものを奪われた、当時小学6年生だった子供たちです。彼ら、彼女らは、中学生生活3年間で津波から命を守る活動を始め、その後、それぞれの高校に進学した後もその活動を続け、いつまでも自分の心の中の奥底にそっとしまっておきたい出来事を記録した命の記録です。1000年に一度と言われている大震災、1000年後への命のバトンをつなぐこと、この教科書で1人でも多くの命が救われるようにとつくられた命の教科書です。

この教科書の中に、自分の気持ちを俳句にしたところがありました。3首紹介したいと思います。「夢だけは 壊せなかった 大震災」、「まっててね 今届けるよ おばあちゃん」、「愛すべき 未来のために 我が道を」、この言葉は、私たちも忘れてはいけないと思います。

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎文直です。

唐木村長4期目スタートをされました。挨拶の中で、一定の評価を受けてきた部分があるということでもあります。いい評価を受けた部分についてはさらに伸ばしていただき、他の事業につきましては、4期目ということで、後世に残るような事業に積極的に取り組んでいただきたいというふうをお願いをしていきたいと思っております。

私は、今回2点について質問をしたいと思っております。

1番目の質問であります。道の駅の構想の具体化についてということでもあります。

道の駅の整備、さらには味工房の改修など、大芝公園における地方創生の関連の事業がよいよ具体化をしております。この間、申請までが非常に慌ただしく、これ、補助金の申請ということが関係しまして、事務方においても、本当に大変だなというふうに想像しているところでもあります。この点については、非常に御苦労さまですということ、ぜひ今後とも引き続き、企画、産業、建設等のいろんな課の中での連携を深めながら進めていただきたいなというふうに思います。ただ、非常に忙しい期間の中で事が進められている感があります。そういうときだからこそ、あえて忙しい時間の中でもありますけれども、多くの方面からの意見を聞きながら、いいものをつくっていくということが大事だなということも思いますので、それに関連するような形で質問をしたいというふうに思います。

1番目の質問であります。

この道の駅について、私も何度か質問をしてきているところがあります。

このごろ、報道等で行われている部分については、隣の伊那市につきましては、スマートインターチェンジ等もこれから開通していくということも含めながら、また、北隣の箕輪町でも、同じく農道沿いの中で道の駅を計画ということを知っております。こういうような中で、そう離れていない地域の中で道の駅が計画されている。そういう中で、この大芝高原の

道の駅はどのような特色を持たせていくのか、この点について村長の考えを、まず基本的な考えをお聞きしたいというふうに思います。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答え申し上げます。

道の駅構想の具体化についての質問であります。山崎議員からは、数多く道の駅構想の質問をいただいております。

前段の話の中で、大変忙しいという、事務的に大変忙しいというお話もいただきました。地方創生関連事業が重なってまいりましたので、本当に大変な1年になっておるところであります。この辺は、各課の連携をとりながらやっていきたいというふうに思っておりますし、既にそういったことが、人的な部分で協力体制をとっておるということで、地域づくり推進課の職員1名を教育委員会の仕事も兼務させておるというようなことも早速したところでございます。主には、追加要望で申請をしてきた二つの事業がついたということで、これは本当に忙しくなってしまったということでもあります。二つとも採択になるとはちょっと考えてもいませんでしたので、本当にありがたいなというふうに思っております。

そういった中で、多くの意見を聞いていけば一番いいことでもありますけれども、本当に慌ただしい、時間的な制限等々もありまして、全ての施設を平成29年の3月までに完成をさせていかなければならないということが大前提になっておりますので、意見を聞く努力はしてまいりますけれども、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

道の駅関連であります。

伊那市や箕輪町でもそういった話が出ておりますし、この間、新聞を見ておりましたら、生駒アルプスロードの記事が載っておりました。その中で、宮田村も道の駅というような話も載っておったところでもあります。したがって、どうこの道の駅、差別化を図っていくか、このことが大切になってくるだろうというふうに思っております。

そういった中で、この大芝高原というのは、スポーツ施設、森林セラピーロード、農産物加工販売所のほかには、大芝湖周辺広場や多目的広場などの来園者がゆったりと過ごすことのできる施設が充実しております。また、大芝高原では、さまざまなイベントも実施されております。特に、秋の3週間に行われますイルミネーションフェスティバルは、期間が長いという面もありますので、そういったところも生かしていければなというふうに思っております。また、大芝公園は県の広域ヘリポートや物資輸送拠点に指定されております。いわゆる防災公園としても位置づけられております。大芝公園が持っているこうした特色を生かした道の駅とすることが重要でありますし、そのことは可能であるというふうに思っております。他にないような道の駅になるんじゃないかというふうに私自身は考えておるところでありますし、そうしていかなければならないというふうに思っております。

現在、登録に向けて国と協議を進めている状況であります。今年度計画しております大芝公園管理棟の改築の中で、24時間利用可能な公衆トイレだとか、あるいは情報提供施設を設置いたしまして、さらに、これも決まっております味工房の増改築による農産物加工販売の機能の充実、そういったことを含めて、集客力の向上を図っていきたいというふうに思っております。上伊那管内の現在の道の駅は、伊那市に1カ所、飯島に2カ所の道

の駅があるところでございます。それにさらにふえてくるということでもありますので、どう差別化を図っていくかということが一番の大きなポイントになるかというふうに思います。その要素は大芝公園は持っておるということでもありますので、できる限り生かしていく方を模索してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 大芝高原、ほかにない特色を持っているということで、そういう意味では、幅広い利用の仕方が可能かなということで進めていっていただきたいなというふうに思います。

その中で、伊那市でも箕輪でも、今、宮田という話もありましたけれども、道の駅の計画があるということでもあります。私どもの南箕輪が加盟しているには、伊北の観光連盟というのがありますし、上伊那じゅうの上伊那観光連盟というのがあります。道の駅、要は、他の地域の人から、ぜひこの地域に大勢の方に来ていただきたいと、こういう願いも含めているわけですから、広く発信をしていかなければならないだろうということでもあります。そういう中での観光連盟という形で、自分たちの道の駅ばかりの発展でなく、伊北や上伊那における道の駅も同時に発展をしていくということも一つには考えていく必要もあるだろうなというふうに思いますので、そういう中で、この観光連盟における道の駅関連をこれからどうやっていくのかという、連携をどういうふうに考えていくのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 道の駅、観光連盟との連携という話であります。

道の駅ばかりではなくて、今、広域観光というのが本当に重要な時代となっております。リニア中央新幹線の開通に向けて、この広域観光も大きな柱の一つとなっております。そういった中で、今検討が進められております。上伊那のDMO、観光DMOという構想も進んでおるところであります。これらを踏まえて、連携ができていければと思っておりますし、当然、連携が図られていくものというふうに思っております。リニア関連で広域観光面というのは、かなり力を入れて、今、研究やいろんな活動を始めておりますので、その辺の状況を注視していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 上伊那というのは、以前から、特別県内の有名な温泉地だとか、山岳の観光地だとか、そういう部分でいくと、上伊那は今では余り目立った観光資源がないというふうに言われてきましたけれども、知恵や工夫を生かすことによって、いろんな観光資源を生み出すことができるんだらうなど、こういうふうに、このごろ非常にそういう気持ちを強く思うようになりました。やっぱり、知恵を出せば、前に進むことだらうなということでもあります。そういう意味での独自の施設と同時に、連盟における連携もこれからも同時に進めていっていただきたいというふうに思います。

2 番目ですけれども、この道の駅の中での味工房の改修というのは、この事業の目玉事業であるというふうに思いますが、これが、これから具体的に改修、規模も大きくなったりします。その中で、カフェ化というのが大きく前面に出てきております。このカフェ化という

部分について、なぜカフェ化なのかという部分について、もう少し詳しく聞きたいなというふうに思いますのでお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 味工房の改修の御質問であります。

御承知のとおり、味工房の改修、本年度計画をしておるところでございます。味工房の改修と農産物直売所をあわせてということであります。総事業費1億4,000万円の中で、どの程度のものでできるのか、今、検討を加速化しておるところでございます。

味工房の改修につきましては、12月の全員協議会でもお話をさせていただきました。五つの柱を中心に進めていくという考え方です。1番がカフェ化、2番が直売所、3番ができたてパンとおやきの対面方式販売、4番が工房の見える化、5番が多目的体験スペースの設置、このことにつきましては、12月の全員協議会で御説明を申し上げたところでございます。

その中でも、カフェ化につきましては、味工房とル・ブルターニュの連携によるガレットを一つの目玉と考えております。そんなことで、カフェ化が必要であろうというふうに思っておるところであります。現在のところ、ガレットを導入したことによる成果というのは、平成28年度の11月から始めましたけれども、29年度になってからも、前年度比の2倍以上の売り上げになっておるといふ実績があるわけです。数字的に申し上げますと、味工房自体の、これ、味工房だけの売り上げ、食堂の売り上げであります。4月が、前年の4月が53万3,000円であったものが、今年度は121万7,000円、5月は、前年が73万9,000円であったものが、今年度が140万6,000円ということで、本当に2カ月で130万円近い、昨年と比べて増ということになっておりますので、一定のこれは目玉になるのかなというふうに思っておるところでございます。何よりも、ル・ブルターニュとの連携が大きかったのかなというふうに考えておるところでございます。ガレット自体は、上伊那全体で取り組んでいこうということで、協議会も立ち上がってきておりますので、そういったことで目玉に据えたところでございます。

地元産の食材をできる限り利用することにより、生産者の励みになっていることも一つの成果として上げられておるところであります。生産者から、ガレットの食材として利用してほしいという声も出てきておりますし、また、利用している野菜等を買いたいというお客さんもいるという話も出ておるところであります。こういった部分につきましては、今後の直売所の拡張においても、地産地消、期待をされておるところであります。

また、今回の増改築のKPIには、働く女性の雇用の場の創出、このことも一つの柱となっております。これは、地方創生の事業でありますので、KPIという部分をやっていかなければなりません。これにつきましては、村の子育て女性再就職トータルサポートセンターとの連携によりまして、ガレットで2名の新たな雇用が創出されたところであります。そういった雇用拡大にもつながってきておるといふことであります。

今では、お子様連れの年配の方が多く利用していた食堂も、ガレットの提供によりまして、20代、30代のお客様がかなり多くなってきており、客層が本当に広がったと感じておるところであります。

カフェといっても、喫茶店でお茶を飲むというイメージではなく、あらゆる年代の方に食を通じて楽しんでもらうというイメージです。このように、地元の食材を提供するカ

フェによって、生産者と新鮮でおいしい食材を求める消費者などの結びつきによる地産地消の拡大等、さまざまな相乗効果や他にない特徴を持った施設となる可能性を見い出せると思っております。この食堂のカフェ化というのは目玉にしていきたいというふうに考えておるところでございます。それと同時に、後の質問でもありますけれども、夜間営業というのも若干やっていきたいなというふうに思っておるところであります。さらに、先ほど数字を申し上げましたけれども、5月分の味工房の売り上げの食数でありますけれども、ガレット関連が1,430食、ラーメン関連が449食と、圧倒的にガレットが多くなってきておるといふ実績も出ておりますので、目玉として捉えているところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ブルターニュとの連携で、ガレット、昨年11月から始まりまして、私も何度か利用をしております。ウイークデーのときでも、以前はほとんどお客がいなかった状態の中で、土日を除いたウイークデーの中でも、そこそこ若い人たちが見えてるなという実感はあります。そういう意味では、この部分、効果があったなというふうに思います。今も話がありましたが、ガレットが圧倒的にラーメンよりも多いということでもあります。以前あったカレーライスだとか、そういう部分は除いて、ガレットが中心ということですが、今後も、そういう意味ではメニュー、ガレットもずっとガレットでいけるのかどうかという不安もありますので、この辺のところの考えがあるのかということと、3の質問になりますけれども、夜間の営業という計画があります。この中での、かつて、今もありますけれども、大芝荘の中に併設されていますパル大芝、この施設も、建築された当時は午後7時半まで営業をしていた経過がありますけれども、その後、中止になってきたというのがあります。そういう夜の誘客というのは非常に難しいなという部分で、この味工房、夜の営業というふうにしていく場合の今の時点での、どんなメニューにするとか、例えば、イベントみたいなのを考えているのかというような計画がありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ずっとガレットでいくのかという御質問、まずいただきました。

ずっとガレットではやっていきたいと思っておりますけれども、それに加えて、何をどう提供していくのかということもやっていかなければならないというふうに思います。味工房自体は、子供連れのお客様も多いところでもありますので、そういったニーズも大切にしていかなければならないというふうに思っております。したがって、今はラーメンをやっております。ラーメンとガレットの組み合わせでずっといくのかどうか、あるいは、そのメニューにもう一つぐらい何か加えることができるのかどうか、この辺は今後の検討というふうに思っておるところであります。私自身は、ガレットとラーメンともう一つぐらいできればいいなという思いはありますけれども、何せ、この厨房部分がかなり狭いものですから、その辺がどの程度になるのかという心配もあるところでもあります。

夜の営業の質問でございます。

以前は、パル大芝、夜間営業をしておった時期もあります。余りお客が来なかったということで、夜間営業の中止をしたという経過もあるところでもあります。味工房につきましては、夜はガレットを中心に営業していきたいというふうに思っております。したがって、若

い皆さんに来ていただく、女性客に来ていただく、こんなことを中心に考えていければというふうに思っておるところであります。昼間と夜の客層というのは違ってくるといふふうに思っておるところであります。この辺は、そんなふうに考えておるところであります。ガレットというのは、昼間も食べていただくということでもありますけれども、夜、食事をしていただくということがメインな部分でございますので、昼間と夜の雰囲気を変えられるカフェということで、現在プロポーザルも実施しておるところであります。そんな提案もいただいておりますので、その辺を十分考えながら決めていきたいというふうに思っております。

イベント等の話も出ましたけれども、イベント等もやっていかざるを得ないだろうなというふうに思いますし、お客様のニーズをどう把握していくか、この辺もしっかりと捉えていきたいというふうに思っておるところでございます。時間を何時までにするのか、土日の営業だけにするのかとか、いろんな考え方があろうかと思っておりますので、この辺はもうしばらく詰めさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

本当に、このガレットを始めたことによって、客層が変わってきたということでもあります。昼間は、家族連れや年配者の方も多いわけでもありますので、そういったことも提供しながら、夜は、20代、30代の広がった客層を中心にガレット専門にやっていくという、今こんな構想を描いておるところでありますので、また、ル・ブルターニュの営業スタイル等に学びながら運営をしていけたらというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 交通の便とかも考えて、大芝高原は、夜の営業というのは、宴会みたいなものとはともかくとして、こういった営業は非常に難しい部分もあります。これからのいろんなところの知恵をいただきながら営業を伸ばしていってもらうというような努力を、一つまたよろしくお願ひしたいと思います。

（4）の質問であります。先日も2人の協力隊員、新採用ということで紹介を受けました。観光分野ということに携わるという紹介がありまして、3年間の任期ということですが、さすがに、東京と名古屋の出身ということで、この地元を知っていただくという部分についても時間がかかるかと思っております。改めて、村長のこの2人、また今までも味工房等にかかわっている協力隊員に対する期待度をお聞きしたいということと、これ、今までの社員、従業員の人たちとの協力関係、これも大事だといふふうに思っておりますので、そういった意味での期待度について、一旦、その考えをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 協力隊員のお話の御質問であります。

今までの協力隊員につきましては、今3名おまして、今期6月から2名ということで、5名の協力隊員、お願ひをしておるところであります。ことしになって3名ということになりますので、従来からの皆さんは2名ということで取り組んでおります。

その一つが、大芝味工房をどうしていくのか、あるいは、農業分野の地産地消をどうしていくのかという、こういうことで検討、研究をしていただいたところでもあります。おかげさまで、味工房分野にはガレットという新たな目玉ができました。農産物の地産地消の部分では、農産物の販売所というの、以前と比べるとかなり利用者が多くなってきております。

そういった面では、大いに効果があったのではないかなというふうに思っておるところであります。

従来いる人との協力関係、これは大変大切であるというふうに思っておりますけれども、正直申し上げまして、従来の関係、考え方で進んでいきますと、これはなかなか前へ進んでいきませんので、大胆な発想といいますか、協力隊員の皆さんのそういった部分を主にしながら今やっておるところであります。したがって、そのことによりまして売り上げが倍になってきておるという面もあるわけでありますので、協力体制を大事にしながら、地域おこし協力隊員の意見も取り入れながらということをやっておりますので、その辺はそんな御理解をいただければというふうに思っております。

今回、お願いをいたしました2名の協力隊員につきましては、学生から飛び込んでいただいた皆さんでありますので、先日の全協でもお話し申し上げましたけれども、まずは村を覚えていただくということから始めていきたいというふうに思っております。観光資源の発掘、観光企画の立案というような、こういった面で携わっていただく予定になっております。大芝荘のリピーターの増加、あるいは大芝高原の来客者の増加など、観光事業として収益力向上につながっていく活動を期待しておるところであります。協力隊員でありますので、任期終了後には、村へ移住して、引き続きいろんな事業を担っていただければいいなというふうに思っておるところであります。そんな期待もしておる、そんなことでお願いしたいと思っております。

また、今年度、新たに農泊推進対策事業を実施するというところで申請をさせていただきました。800万プラス200万、1,000万事業で申請をさせていただきました。これらとも組み合わせ、いろんな事業をやっていければいいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 新人の協力隊員の皆さんに、新鮮なところで、資源の発掘、立案等に期待をするということではありますが、同時に、地元の以前から住んでいるというか、住民の意見を聞く機会というのも大事であるかというふうに思いますので、そういう点で、今後、住民の意見を聞く機会というのは考えているのかどうか。また、そうはいっても新人の皆さんでもありますし、観光資源の発掘等で経験のあるコンサルタントもいろんな業者がいるかと思っております。そういうところにもアイデアを出していただくような考えも、ある意味では、先ほども、一番先に申し上げたように、非常に忙しい中での事業の進めで、村長も前々から言っています、徐々にこの事業を進めていくというものはありますから、そういう点では、時々立ちどまってとか、改めて見直すというようなことも含めて、住民の意見を聞く機会とか、コンサルタントに考えを委ねる機会という、そういうことはないのか、この辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝関連事業につきましては、味工房や農産物直売所等につきましては、運営をしていく上において必要があれば、住民意見を聞いてまいりたいなというふうに思っております。コンサルタントという話が出ましたけれども、農泊推進対策事業につきましては、コンサルタントにもお願いをしていく、そういう過程もあるというふうに考えております。そういった中で、総合的に意見を聞ければというふうに思っておるところで

あります。

したがいまして、大芝高原全体の運営等々につきましては、現在のところ、コンサルタントを入れてということは考えていないところであります。しかし、将来的には、大芝荘をどうしていくのか、こういった問題が必ず出てまいります。直営でいいのか、あるいは民間委託がいいのかとか、いろんな議論をしていかなければならないというふうに思っております。これは、村民含めて、いろんな議論をしていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった面では住民意見を聞く機会というのはかなり多くなってくるのかな、またコンサルタント等の御意見も聞いていく機会も多くなってくるのかなというふうには思っております。当面は、味工房、農産物の直売所等々につきましては、運営上必要があれば、住民の意見をお聞きしてまいりたいというふうに思いますし、農泊推進事業につきましてはコンサルタントも入ってもらっての事業となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 多くの人から意見を聞くというのをぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと関連ですけれども、先般、大芝の湯へ行ったことがありまして、以前、湯のところの何か所、大芝荘にもありますが、湯に行ったときに意見箱というのが前にあったんですが、そのときには意見箱がなかったものですから、ここにあった意見箱はどうしたのというふうに聞いたところ、なくしたと、撤去したということであります。意見が、どういう意見があるかどうかは別として、そういった意見を聞く努力、姿勢というのは大事だというふうに思います。そのことがすぐ実現になるかどうかということも含めて、せっかくあった意見箱がなぜなくなったのか、そういったところも検証しながら、意見を聞く機会、一つの手段として生かしてほしいなど、こういうふうをお願いであります。

大きな2項目めの質問に移ります。

教職員の超労働時間の軽減についての質問であります。

このところ、長時間労働の是正ということで、いろんな種目に対しても言われております。中でも、教員の過重労働というのが大きな話題になっています。

OECDの調査という部分の資料がありまして、その中でも、日本の長時間労働は、建設業だとか医師等が非常に多いわけなんですけれども、その中で、教員の過重労働というのが非常に多くなっているというふうな資料を見ることができました。日本の小中学校の先生方の労働時間は、超過部分が週60時間、主要国の中では非常に長い時間だというふうに言われています。片や、授業に費やす時間は短いのが現状だということで、授業に費やす時間というのが、日本では1週間で17.7時間ですが、調査の平均では19.3時間、一方で、課外活動で部活動については、日本は週7.7時間ですが、世界の平均でいくと2.1時間、非常に部活動にかける時間が長くなっているということ、この部分については断然1位と、こういう内容です。片や、保護者との連絡だとか、これは週1.3時間ですが、平均でいくと1.6時間、短くなっている。それから、いろんな課題に対する採点や添削、そういった時間に対するが4.6時間で、この平均でいくと4.9時間ということで、重要な保護者との連絡だとかいう部分については平均より時間が短い。そういった課外活動の部分については非常に長くなっているという部分がありますので、これについて、現状での教育行政としての対策という部分につ

て、教育長のほうからの考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 山崎議員の御質問にお答えします。

3月議会でも、職員、教員の超過勤務等について御質問をいただき、お答えをさせていただきました。その内容と重なる面もございますが答弁させていただきます。

教員の超過勤務についてでございますが、新聞等、あるいはメディアの関係でもいろいろ報じられております。子供と向き合う時間の確保、それから時間外勤務の縮減に向けた動きというのが、文科省、国、それから長野県、それから村教委としても大きな課題として考えております。また、動いてきております。

県としてで、今年度の4月、5月のどちらかの一月に、いわゆる子供と向き合う時間等の調査がございました。村の3校は5月、この5月の実施の結果、1カ月間の結果がまとまったところでございます。御紹介いたします。昨年12月の結果とちょっと重ねていきたいなと思っておりますので、数字というか時間をお伝えしたいなと思っております。

12月に超過勤務、1日の平均の超過勤務時間ですが、南箕輪小学校では、12月に2.6時間だったのが、この5月では2.7時間、月平均、1日平均になります。それから、南部小では、12月に1.8時間が、5月に2.4時間。それから、小学校全体、この数字は特にいいですか。中学校では、1日平均、12月に2.4時間が、5月が2.9時間でございます。それから、休日の勤務時間の平均でございますが、南箕輪小学校は5月に2.26、12月には0.1時間でした。それから、南部小学校では、休日、同じく、5月に0.56時間、12月には0.2時間でした。それから、今、議員御指摘の、特に部活絡みのところの数字になりますが、中学校で、1日平均、12月に1.08が、5月には2.07という、12月に比べて約2倍近くの時間になっているかなというふうに、そんな数字がまとまったところでございます。県についてはこれからでございますので、また状況がまとまったら教育委員会のほうに連絡があると思っております。

教員の超過勤務につきましては、今年度、学校内で縮減に向けた取り組み、3月には内からの改革というような言葉を使わせていただきましたが、内から、自分たちで起こしていこうという。それから、各学校で管理職、校長、教頭を中心にとということ、それから安全衛生委員会、これらが中心となって、業務改善計画、それから数値目標、うちの学校ではこのぐらいにしていこう、ことしはという、そういうようなものを立案し、実際にやって、それを見返していく、いわゆるPDCAサイクルを機能させてという、そういうところが動いてきているところでございます。また、この7月から、勤務時間の割り振りを本格実施ということでしていく予定でございます。現在、試行の第2段階として、村教委から学校に割り振りを促しているところでございます。新聞報道等にもございましたが、朝の登校指導とか、あるいは地区での懇談会、それから時間外の生徒指導関係、それから支援会議等々、本人が申し出て、校長が認めていくという、承認していくシステムで実施がされてきているところでございます。ただ、4週間前に申請を校長に上げて、それを校長が了解してと、承認してという。それから、割り振る日なんですけれども、当該業務を行う日の属する週を含め4週間の期間に割り振るといふ、そういう規定がございまして、実際に、例えば生徒指導の関係ですと、きょう、こういうことがあったから夜という、そういうことがこの割り振りのところに反映されない状況もある。それから、先ほどの4週間以内にとした場合に、なかなかそ

の日は、時間がとれない、そんな課題も現実的にはありますが、教員の超過勤務縮減に向けた第一歩となるというふうに受けとめをしています。

先ほどの部活動についてですが、1日平均の関係でいくと、中学校の平日の5月の2.9時間の中には、わくわくの時間は入っていません。ですので、部活動とわくわくは区切りをつけてということで動いていますので、実際には、顧問が、わくわくの時間まで子供たちの部活の指導に当たっている現状があるということを確認しております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） 学校内での調整だとか、そういう部分があるというふうには前から聞いていますが、本校だけで全て解決というわけにはいかないというふうに思いますが、この辺については、学校内でもさらに対策を講じていただくような形をお願いしていきたいと思えます。

それで、2番目の質問でありますけれども、中体連との関連性です。

私も、南箕輪中学校の運営委員をしている関係上、年に何回か学校へ行って、授業参観等を見させていただいたりしています。ほかの学校のことにはわかりませんが、南箕輪中学校の先生たちも非常に頑張ってもらっているなど、わくわくの関係で、村民体育館に行けば、部員の生徒と一緒に、窓ふきや天井のほこり落としまで、第二グラウンドのあたりに行けば、先生方がグラウンドの周囲の草刈りや草むしり、生徒と一緒にいる姿を見て、その部分については非常にありがたいことだなど、そういう意味での、ある意味、別な教育の姿を見せていただいているなどというふうには感じておりますけれども、そういったことの延長から、ますます勤務時間が長くなるという部分もあるかと思えます。

ことしの初めに、ある新聞で記事を読んだことがあります。理科系の中学校の先生が、大学卒業して、理科の先生ですから、実験だとか、そういったものが伴います。希望を持って学校へ入ってきたところが、学生時代に野球をやっていたということで、先生、野球やっていたから、一つ野球部の顧問もお願いしますということになって、最初は、若い者ですから、希望を持ってやっていた。その繰り返しの中で、授業が終わって部活をやる。その後、自分の授業のまとめ等やって、それからいろんな片づけをして帰ると、夜の10時半、11時、当たり前になって、家にはほとんど帰るだけと。土日は、中体連の大会があるということで、そのうちに心の病が起きて、ついには療養休暇をとることになったと。復帰をしたときに、野球部の顧問を外してもらって、初めて自分の担当の教育の計画だとか、準備だとか、そういうのができて、体のぐあいが悪くなったから結果としてそういうことができたなどということがあります。これは、本来の姿とは違うな。こういう意味であります。

この間も、中体連の大会がございました。いろんな報告が出てきました。学校の先生たち、中体連になると、非常に一生懸命やっている。これは、否定をするわけではありませんけれども、教科の問題と、学校でどこまでやるのかという部分のところで、若干の、これ、長い話でありますから、すぐには解決しないと思えますけれども、教育長としての見解をお聞きしたいというふうに思えます。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

時間も来てますのでよろしくお願ひいたします。

教育長（清水 閣成） 中体連との関連といいましょうか、先ほど、時数がふえている。

例えば、休日の時間がふえているのは、6月の10日、11、運動系の中体連があった、その関係かなというふうを受けとめています。教科との関係で、私ごとを重ねながら思うのは、やっぱり部活やりたい、子供と一緒にやりたい、子供が頑張る姿と一緒に共有したい、そういう願いを先生方、かなり強く持っている、それも事実でございます。ですので、教科とのそれは、今後、本当にどう見ていくか。部活指導員というのが国のほうでは動きながらということがありますが、そこら辺をどういうふうに見ていくかは、一つの教育委員会としても課題かなというふうに思っております。

いずれにしても、教職員、当然、家庭があるし、大事な体ですので、そのところを大事に、学校と連絡をとりながら、教育委員会としてできること、また、国、県の動きとあわせながら、しっかり、そのところを見ていきたい、考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

3 番（山崎 文直） ありがとうございます。

中体連の問題等、これからも研究して、意見を述べていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊恵二であります。

これから、事前に通告をさせていただきました問題等につきまして、村長にお尋ねをしてみたいです。

大項目といたしまして、村長の政治姿勢についてを申し上げます。

(1)に、過日、臨時議会等につきまして、村長の4期目に対するお考えをお聞きいたしました。4期目がスタートいたしまして約2カ月を迎えるわけでありまして、今ごろになって、ちょっとタイミングがずれていると思いますが、最初の定例議会でありますので、まずもって村長に4期目の御当選おめでとうでございます。本当に御苦労さまだと思います。

2回目、3回目、そして4回目、無投票でございました。そんな中で、村長のお考えが、4期目のお考えがどのように住民に広く伝わっているかどうか。選管で発行いたします選挙公報も、今回は無投票でありますので発行されませんし、村報等には村長のお話が載っておりますが、十分住民がわかっているかどうか、その辺も含めて、広く村長の4期目に対するお考えを隅々までわかっていただいて、そして、唐木村政4期目をこういうふうに行くんだというようなことを広く知らしめるためにも、今回、この通告をさせていただいたわけでありまして、村長の講演会のパンフレット等もありましたが、村長が初心を忘れず、よりよい村にしていくと、こういった原点に立ち返って、初心というお言葉をお使いになったことだろうと思いますが、その辺の一端をお聞かせいただきまして、お願いをしたいと思います。まずは、その点について、村長より御答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

村長の政治姿勢についてということで、4期目をスタートする、初心を忘れずというようなことからの御質問でございます。

さきの臨時議会におきまして、4期目に当たりましての私の基本的な考え方はお話を申し上げたところでございます。

4期目の村長選挙に当たりましては、さらに活力のある元気な村に、さらに安心して暮らせる住みよい村にをキャッチフレーズといたしまして、7項目の公約を掲げさせていただきました。基本的には、この3期12年の村政運営を継続してまいりたい。そして、この3期12年の間に生じてまいりましたさまざまな問題や課題を解決しながら、本当に住んでよかったな、住んでみたいなというふうに思われるような村を目指していけたらと思っておるところでございます。

私は、常々、1期目に当選したときの気持ちを忘れないようにということを心がけているわけでありましてけれども、時には忘れることもあろうかと思えます。そんなときには、常にまた御指摘をいただければというふうに思っております。

私、一番心がけていることは、行政というのは何のためにあるのかな、誰のためにあるのかという、このことを常に心に問いかけながらやってまいりました。この気持ちは今も変わらず持つておるところでありますし、常々、いろんなところでお話を申し上げるにも、このことを常に使わせていただいております。これ、私が忘れないようにということもあるわけでありまして。そういった気持ちの中で、公約の実現のために、誠心誠意、努力してまいります。そんなことで考えておるところでございます。

さきの臨時議会におきまして、特に私に課せられた4期目の使命、このことを申し上げたところでございます。それは、繰り返しになりますけれども、人口増加に伴う学校や保育園の施設不足は喫緊の課題であります。対応していかなければなりませんし、また、公共施設も、これはめぐり合わせというものあるんだなということで、かなり全ての公共施設が老朽化してきておりますので、その対応もしていかなければなりません。さらには、行政の基本であります子育てや教育や福祉を充実しながら、行政サービスの向上に努めていかなければなりませんし、調和のとれた産業振興も図っていかなければならないところであります。やれなければならないことは山積しております。財政状況を勘案しながら、職員の協力体制のもとで、第5次総合計画や村創生総合戦略の着実な推進に努めてまいります。そのことが村の発展につながっていくものと考えております。

常に初心を忘れることなく、行政は何のためにあるのか、誰のためにあるのか、このことを心に問いながら、誠心誠意、4期目、努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9番（大熊 恵二） 本当に、初心を忘れないということは大事なことであります。私も、村長が当選したときは、ちょうど議員でありまして、村長のお話をしっかり聞いたところでもあります。行政出身ではあるが、誰よりも民間感覚を持っていると思うと、その民間感覚も使いながら、村の発展のために努力をしてまいりたい、こういうことを今でも思い出し

ます。

今回の4選目の大きな公約と申しますか、今、村長からお話がありましたが、話はちょっとずれますが、先日、県知事の阿部知事と食事をする機会がございまして、そこで、阿部知事がいみじくも、私は5,000票の差で知事になりましたと、今ではそれが大変よかったと思っておりますと、こういうお話をされました。これが何万票も、何十万票も離れておったとすれば、私もひょっとしててんぐになって、非常に県知事としてひんしゆくを買うような場面も、私の性格からするとあったかもしれないと、5,000票の差で、私はいつもそれを原点に考えて、県行政をやっておりますと。この話を聞いたときに、さすが知事だなと、大したもんだなと、その原点さえ忘れなければ、長野県知事として十分これからも先、県政運営を担当していただけるなど、そんな思いも強くしたところでもあります。唐木村長も全く同じであります。何票差ということではありませんが、そういう原点を忘れないということは、我々もそうであります。議員も、原点を忘れずに、どう常々活躍していくかと、村にいろんなチェック機能の大切さを持ちながら、いろんな提案を出していける、そういう議員でありたいと、そんなことも思い起こすわけであります。

村長が最初当選したときには、まだまだ上伊那では、子育てなんていう自治体はほとんどありませんでした。そういう中で、非常に着目をされ、今日では、最も子供に優しい、そしてお父さんにもお母さんにも優しい、子育ての安心・安全の村であるということが、今、宣伝しなくても口コミで、南箕輪の人口がふえているというのも、そういう村長の大きな子育てという目標の中に今日があるんだというふうに理解をいたしております。着目点も、誰も言わなかった時点でそういったことが行われたと、いろんな施策をやったと、また、それに対して、職員も一生懸命担当していただいたということだろうと思います。

今回の4選目につきまして、4期は長いとか、もうそろそろやめたらどうかとか、そういう根拠のない、ただ4期というだけで批判をする意見も、3カ月ほど前まではかなりありました。しかし、私はこの後申し上げますが、不易流行の部分で、原点は変わらないけれど、時代、時代に即した、また、そのときの財政状況に即した、新たな施策を盛り込み、上伊那郡下では最もそういったことが進んだ自治体だと、私もその一議員として胸を張れると、そんな思いであります。これからも、どうか、そういう流行の部分で、絶えずアンテナを高くして、職員の協力のもと、新たな施策を盛り込んで、今、地方創生ということが叫ばれておりますが、頑張っていたきたい。私は、5期でも6期でもいいと思っております。そういう施策が取り入れられなくなった場合に、硬直した場合に、限界を感じるわけでありまして、今の村長の考え方、行政の進め方、そういったものに対しては、非常にフレキシブルで、柔軟性があり、そういうものを確実に捉えていくという、そこがすばらしいところでもあります。どうか、そんなことをいつまでも思いながら、村長には、4期目といわず5期目も6期目も頑張っていたきたい、そんな気持ちであります。途中でやめて楽をしようなんていう考え方は持たないで、村のために、ぜひ頑張っていたきたい、こんな思いをするところでもあります。

(2)の不易流行に話がずれましたが、この辺について、村長の不易流行に対する行政運営について、どのように村長自身もお考えいただいているか、その一端をお聞かせいただければありがたいと思います。答弁をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 不易流行の御質問でございます。

その前段で、いろいろ激励をいただきましてありがとうございます。初心を忘れることなく、4期目も頑張ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

不易流行の御質問であります。この不易流行という言葉自体が私も常に聞いたことのない言葉でありまして、そこから、どういうことかなというところから入ったところでございます。ただ、これは芭蕉の時代から今の時代まで、脈々と引き継がれているという、こういう言葉でありますので、それだけこの不易流行ということは重要なことなんだな、大切なことなんだなと捉えていかなければならないというふうに思っております。

行政におきまして、変わってはいけないこと、変えてはいけないこと、その上に立って、その時代、時代に合わせて、新しい施策を取り入れていくこと、これは極めて重要なことだというふうに思っております。私なりに考えれば、基本的には、村は142年にわたる歴史や文化、伝統があるわけでありまして、そのことを大切にしながら、時代に即した施策を推進していく、このことが不易流行であるのかなと思っております。こういったことを実施していくことは大変難しいことではありますけれども、それに向けて努力をしていかなければならないというふうに思っております。

不易流行に当たるかどうかはわかりませんが、私は、就任当初から、住民の生活をしっかりと守ること、地域の安全を守ること、住民福祉の推進、増進を図ること、産業振興を図りながら、地域を活性化していくこと、このことを基本としておりまして、住民の安心・安全を守り、住民福祉の増進、これが行政の基本でありますので、この部分が不易に当たるというふうに私自身は捉えておるところであります。今、まさに少子高齢化、人口減少時代を迎えておるわけでありまして、これにどう対応していくのか、そして、地方創生時代を迎えております。この地方創生時代にどう対応していくことができるのか、このことが今の時代に求められておりますので、まさにこのことが流行ではないかなというふうに思っております。そんな捉え方をしておるところでもあります。

こども館を中心に、子育ての話が出ましたので、子育て、教育の充実をしっかりと図りながら、さらに子育て、教育に優しい村のイメージを進展させてまいりたいなというふうに思っております。今、地方創生が盛んに言われておりますので、しっかりとこの地域が元気になるような施策、積極的に取り入れてまいりたいなというふうに思っております。本村の場合も、今は人口がふえておりますけれども、いずれは減少時代に転じてまいります。そんなことを考えながら、移住・定住促進を含めて、交流人口等の増加も目指してまいりたいというふうに考えておるところであります。成果が上がるよう、全庁挙げて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

不易流行のお答えになっているかどうかというのは、ちょっと私もわかりませんが、考え方としてはそんな考え方の中で、不易流行を常に取り入れながらやっていく必要があるという、このことはそんな思いでございます。

以上であります。

議 長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 変えてはいけないこと、これは、住民が村で生活する上で基本になるものであります。流行は、その時代、その時代に合った、また先進的な施策を取り入れ

て、それをいかに南箕輪版として消化していくか、そういったことがこの流行の部分であります。これは、芭蕉が俳諧の中で、本質として唱えている言葉であります。流行はその時々に応じて変化していくというものの意味であります。どうか、十分御理解をいただいておりますので、これからも不易流行のその原点を忘れずに、一つ頑張ってくださいたい、こんなふうに思うところであります。

次に、健全財政について少しお尋ねをしておきます。

村長の行政運営の基本中の基本は、やはり健全財政ということを決えず村長は気にかけられます。これは、本当に村長が、財政としては、それこそ誰よりも詳しく、非常に財政通と申しますか、その中で、健全財政を維持しながら、今日まで村を引っ張ってまいりました。

ただ、私が最近ちょっと気になることがあります。これは、村のことではありませんが、財政調整基金というのがございます。財政調整基金につきまして、今、国も大変苦しいわけで、教育の無償化ですとか、そういったことをやる上で、じゃあ、財源はどこに求めるんだというようなことで、財源探しというのが国でも始まっているというようなことで、たまたま、5月31日のニュースであります、地方六団体がこのことを容認できぬといった内容のことを、全国知事会など地方六団体というのがありますが、自治体の預金に当たる基金の残高が非常に全国でふえていると。この残高の増加、ふえているものに対して、政府内の議論に、財政に余裕がなく、地方がどんどん基金がふえているのに国がお金がないと、総務省の地方財政審議会で、基金残高で財政に余裕があるというふうに理解できるという意見書を総務省の財政審議会が公表いたしました。自治体の基金は2015年度末時点ですが、総額21兆円に膨らんでいると、地方に21兆円基金があると。この、政府の経済財政諮問会議の民間議員は、使い切れない財源が積み上がっている印象を持つと、新たなこれは埋蔵金だと。財務省の財政制度審議会も、5月25日に、国が自治体に配る交付税の削減を念頭に、残高の増加を問題視する、いわゆる建議、意見書と申しますか、これをまとめておまして、これに対して、地方六団体が容認できないと、こう反論をしている記事があったわけでありまして。この基金の使い道は、災害や将来の税収減に備えるためというような使い方もあるわけで、不測の事態による財源不足で、基金の取り崩しなどで対応する、そのためのお金だということで、来年度予算で交付税を削るようなことがあってはならんと。うちの場合は村でありますから、全国町村会で、たまたま長野県の町村会長の川上村の藤原村長が、全国の会長でもありますので、これは厳重にそういうことがあってはならんとということで、地方六団体の1団体として申し上げたというようなことであります。

上伊那郡の基金の残高を、直近と申しますか、27年度決算になります、本村が、これを見ると、ちょっと私の見方が悪いんだか、22億、24億だったですか、大体あるわけです。この中で、辰野町が18億、箕輪町が15億、飯島が10億、うちが24億ですか、中川が10億、宮田が10億、伊那市が39億ですから約40億です。駒ヶ根に至っては6億、7億弱です、6億8,000万、駒ヶ根が一番少ないわけですが。ただ、この財政調整基金も、先ほど村長の答弁の中にもありましたが、ちょうど村の数多くの施設が老朽化をして、建てかえ、または修理といった、耐震化というか、そういったことを迎える時期に、年度になってきているわけです。大芝の屋内体育館だとか、それから郷土館だとか、それから村の体育館ですとか、そういったものが数多く、そういう老朽化で修理と申しますか、建てかえと申しますか、そうい

う工事のものが、そういう時期を迎えて、ちょっと財政的には、これ、幾らか苦しくなるのかなと、そんな思いでおりますが。

村長が一番村政運営の基本にしてきた、住民の福祉を守りながら健全財政の維持ということに心を砕いてきたわけでありますが、その辺について、今後、行政運営の中で健全財政をどのようにお考えになっていくのか、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健全財政の御質問であります。

基金の残高、地方多いじゃないかという、この指摘は国のほうからそんな話があるところでもあります。このことが、これからの地方交付税やいろんな国からの交付金にどう影響してくるのかなという、大変心配をしておるところであります。

この基金がどんな状況にあるのかということでもありますけれども、今、上伊那の状況、大熊議員のほうから御指摘がありました。これ、財政調整基金のみということでもあります。基金全体の部分で国は捉えておるところであります。目的の基金を含めて基金が多いじゃないかという、こういう捉え方をしております。本村の基金は、平成27年、30億近く、特目を入れてあったわけでもありますけれども、29年、この肉づけ予算含めまして、今現在は特目を入れて26億7,900万円ほどであります。平成27年度対比で比べますと3億1,000万ほど減少しておるといふことでもあります。その要因は、今、大熊議員さんが指摘されましたように、人口増対応だとか、あるいは老朽化しておる公共施設、ことしも、体育館だとか、屋内運動場だとか、かなり充てさせていただいておりますので、減ってきておるところであります。

上伊那の状況の話がありましたので、この基金の残高で申し上げますと、上伊那地域というのは本当に低い地域であります。財政指標をまとめたものを見まして、標準財政規模に対して何%かというような資料もあるところでもあります。本村の場合は、これは2年前ですので、平成27年、2015年の分であります。標準財政規模に対して75.4%であります。県内で44位という順位になっておるところであります。もちろん、本当に低いところは77番目というところも上伊那の自治体であります。そんなことで、上伊那というところは本当に、そういった面では財政状況、大変、みんな四苦八苦しているんだなというふうに思っておるところであります。意外なことに、この基金残高の多いところが小規模自治体であります。かなりあるところがあります。全国のベスト10の中に、たしか三つばかり長野県の自治体が含まれていたような記憶があるところでもあります。そんな状況もあるということで御理解もいただきたいというふうに思います。

本村の基金残高、決して高いほうではありません。本村の3分の1ぐらいの人口のところ、本村の3倍も4倍もあるところは結構ありますので、その辺は、国に対しても理解を求めていかなければならないところだなというふうに思います。一律に見られてしまうと、本当に困るなという、こんな思いもしておるところであります。特に、過疎地域というのは、非常に財政的に厳しいという部分が言われておりますけれども、これは過疎債の影響がどうか分かりませんが、そういった順位というのはそういったところのほうが高くなっております。何ともおもしろい結果だなというふうに捉えておるところであります。

これから、本当に、本村も、この財政調整基金、あるいは特定の基金を使って、まだまだやらなければならない施設がありますので、かなりこの基金は減ってくるものというふうに思っております。そういう中におきましても、一定のめどをつけたときに、やはり全体の基

金含めて20億円を下回らないようにはしたいなというふうに私は常々思っております。その辺を見据えながら、これからの事業を推進してまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 本村の場合は、上伊那郡では一番安定した財政運営をやっているというふうに私も理解をいたしております。財政力指数、そして実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、これも非常に弾力性もありますし、結構なことだなど、本当に安心しておられるなど、こういうふうに思うところではありますが、ただ、一つ気になる数字がございます。これは、27年度決算の中身であります。村の税の徴収率、これが郡下最低といえますか、郡下で一番徴収率が悪いわけです。平成27年度で見ますと、一番いいのが宮田で98.5%、徴収率、本村が94.7%で、94%というのは本村だけあります。中川が96.6%、伊那市でも96.6%、95%、96%台が多いんですが、本村が94.7と、こういうことで、村税の徴収率がよくない。人口がふえる、非常に発展している村と言われながら、税の徴収率が落ちていると、額は伸びているんですが、人口がふえてますから、額は伸びているんですが、徴収率が郡下最低であると。これには、いろんな数字の操作といえますか、あるようではありますが、この辺について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税の徴収率の御質問をいただきました。2015年、平成27年度で94.7%、上伊那で一番低いんじゃないかという御質問であります。

確かに、昔から、本村の場合は徴収率、余りよくありませんでした。したがって、あらゆる手を使いながらやってきておるところでございますけれども、なかなか徴収率が伸びてこないという悩みもあるところでありますけれども、その中でも努力はさせていただいております。差し押さえをしたり、小まめに徴収をしたりというようなことであります。

中身でございます。現年課税分では、ほぼ99%に近い数字となっております。この要因は、滞納繰越分がなかなか整理できないという、こういった悩みがあるところであります。その辺を注視しながら、また努力もしていかなければならないというふうに考えております。

平成28年度の徴収率が出ました。滞納繰り越しを含めまして、95.6%という数字に平成28年度は上がっておりますので、そんな点は努力してきた成果も出てきておるのかなというふうに考えております。現年課税分だけで見ますと、99%となりました。そんなことで、努力をしておりますし、これからさらに、現年分をふやさない、そして滞納分を整理していくという、こういうことで努力してまいりますので、そんな点はよろしくお願ひしたいと思います。この辺も、職員の努力によりまして95.6%ぐらいになってきましたので、これからさらに努力をしてまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 今のお話を聞いて、ちょっとほっといたしましたが、いずれにしても、日本人の感覚として、税はとられるという感覚がありますけれど、税は払うものと、納めるものという感覚が、非常に、日本人の感覚として希薄な部分があつて、税はとられるんじゃないかと納めるものと、こういうふうになって、スムーズな行政運営ができることを望むものであります。これが、健全財政というのは、村長の村政運営の基本中の基本であります。

すので、どうかその姿は貫いていただきたいと思うところであります。

4番目のことでありますが、村長は、今、上伊那町村の中で、町村会の会長といたしますか、広域連合におきましては代表副連合長という立場であります。また、県におきましては、町村会の理事でありますし、その中で社会環境部会長という立場であり、非常に重要な重い職を受けております。そのために、庁内を留守にするということも多いかと思えます。短期的に見ますと、村にとってはマイナスと、これを長期的な視点から考えると、やはり村長が今まで理事じゃなければ、東京へ行っても、県へ行っても、発言の場も少なかった。理事になった、こういう大きな立場につくことによって、非常に、国の中枢のいろんな機関から情報も得るものが大きいというふうに思えます。それらを、今後、村の発展にどう生かしていくのか。それが、先ほど不易流行で申し上げましたが、流行の部分であります。村の発展に今後どうつなげていくのか、非常に大事な4年間になると思えます。もう2カ月は過ぎましたけれど、どうかそういう意味において、長期的な、先ほど、村長答弁で、142年の村の歴史ということのお話がありましたが、これをさらに伸ばしていくためには、やはり長期的な視点に立って、近視眼的ではなく、長期的にどう捉え、どう村の施策に取り入れることができるのか。村だけの立場を考えていると、ほかの自治体から批判も出ましようけれど、その全体を考える中で、そのバランスをどうとっていくのか、その辺について、村長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今の役職をどう今後に生かしていくかという御質問でございます。

主な役職といたしましては、議員御指摘のとおり、県の町村会の南信選出の理事で、社会環境部会長を務めております。広域連合では副代表連合長、そのほかでは、県の土地改良連合会の理事、県の林業コンサルタント協会の理事なども務めておるところであります。特に、この県の町村会理事の立場で、県の健康福祉関係と環境関係の審議会、委員会の委員というのかなりあるわけであります。本当に忙しい日程となっております。加えて、県関係におきましては、県と市町村の協議の場、これは、知事、副知事が、主要な各部長さんとの意見交換というのもあるわけであります。そんなことで、県幹部と顔を合わせる機会がかなり多くなってきましたし、懇親会の機会もありますので、人を知るといふことの機会が本当に多くなって、恵まれてきております。そんなことは、私にとりましては大きな財産だというふうに捉えておるところであります。また、国におきましても、県の町村会としての省庁要望や国会議員との懇談の場へも出る機会があります。

そんなことで、情報収集という点ではかなりプラスになっているのかなというふうに考えております。こういった人のつながり、あるいは情報収集の分野で、さらに努力しながら生かしていければというふうに思っております。一つには、いろんな話ができますので、こども館の地方活性化債を使ったどうかという、これもこういったところから生まれてきたこととございますし、昨年は、地方創生本部の事務局にもお邪魔をする機会がありましたので、人口増加の大変さというのをお話をさせていただきました。これが、追加で保育園の整備につながったということではないと思えますけれども、そういった機会もありますので、そういった機会を捉えながら、いろんな実態というのを訴えていきたい。そして、それを生かしていきたい、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 大熊議員。

時間を見ながらお願いします。

9 番（大熊 惠二） いろいろ、その他という項目もつけてあったんですが、時間が参りました。

非常に、4期目、大変な時代であります。地方創生という、非常に短期的にいろんな施策を組み立てなきゃならんというような緊急性もあったり、それには職員の協力が欠かせないわけですが、どうか庁内一丸となって、このすばらしい南箕輪村づくりを進めていけるように、より一層の結束を強めていただきたい。そのために議会も、チェックはもちろんさせていただきますが、提案も、また提言もさせていただきたい、こんなふうに思っています。車の両輪として、村の発展が今後も続いていきますように、そんなことを念願しておるところであります。

一般質問を終わるにかけて、何を言おうかなと思っていましたが、中国の韓非子という戦国時代の思想家であります。この論文集で、秦の始皇帝が大変感銘を受けたという言葉があります。荀子という方に学んだ韓非子であります。有名な言葉で、必要なものは求められ、必要満たせば生き残るという言葉があります。住民の必要なもの、住民がいろいろ言ってくること、求められること、その求めに応じて実行できること、そうすれば、必ず生き残っていくんだという、非常に中国の戦国時代の有名な言葉であります。韓非子の必要なものは求められ、必要満たせば生き残る、これを最後に申し上げて、9番、大熊惠二の一般質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、9番、大熊惠二議員の質問は終わります。

ただいまから2時半まで休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時28分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

あらかじめ通告いたしました三つの項目について質問いたします。よろしく願いいたします。

まず1番目として、国民健康保険の都道府県化について質問をいたします。

安倍内閣の暴走が、社会保障にも、国民の声を無視して強行されています。構造改革路線が強行され、自己責任、自助の共同化が前面に打ち出され、社会保障に対する国の責任を否定し、市場化を進めようとしています。経済力による命の格差が深刻化しています。

全日本民医連では、全国の事業所を対象に、経済的事由による手おくれ死亡事例調査を実施しています。その結果を公表してきました。15年度では63人、16年度では58人、その中で、国保料が払えずに受診を抑制し、症状の悪化で助からなかった死亡事例も報告されています。全国保険医団体連合会の調査では、経済的理由による患者の治療中断があると答えた医療機関が40.9%にのぼっています。また、厚労省の調査で、国保料の滞納が約336万世帯にのぼり、滞納を理由とした保険証取り上げが125万世帯に対して行われていることが明らかになっています。

こうした中で、各市町村の国保会計は毎年厳しい状況が続いています。平成30年からは、

国保都道府県単位化が決まっていますが、そこで問題解決になるのでしょうか。もっと深刻な事態が進むのではないかと心配するところでもあります。

そこで、まず1として、村の国保の現状についてお聞きします。

2011年1月に、長野県保険医協会で行った市町村国保アンケート結果報告があります。皆さんのところには資料の2としておつけしてあります。一部の抜粋です。これです。各市町村からいただいたアンケートをもとにデータをつくってあります。できれば、各担当課にお返ししてあればいいんですけども、ちょっとないかとも思いますので、資料としてつけました。

資料の3としてつけてありますけれども、まず、村の保険料であります。平成26年度の状況であります。この1枚、最後に1枚ちょっとつけたところでもあります。南箕輪村は、保険料は1人当たり8万2,937円、これは全県で44位、医療費では30万5,566円、これは全県で50位、所得は57万141円で、これは24位という位置にあります。これは、村の状況でありますけれども、これを全県で比較しますと、所得に応じた保険料でデータベース化したほうがわかりやすいということを出したものであります。

資料2の中で、南箕輪が載っているところだけをちょっと抜粋してつけさせていただきます。これは、所得が50万、資産が3万円、大人2人、子供1人の家庭を抽出した形でデータを出してあります。これで、医療、介護分合わせて、保険料は24万9,255円。これは、対所得に対しては、16.6%で、順位としては50位になります。所得が200万の場合、以下、資産3万、大人2人、子供1人の場合は、保険料29万6,255円で、対所得に対しての割合は14.8%。250万の場合でありますと、35万3,255円で、対所得に対しては13.7%、順位では51位。300万で試算しますと、39万255円で、13%、順位では51位ということで、おおよそ、南箕輪村は、全県では50か51番目の位置にあるということがわかります。

その中で、私が言いたいのは、全県のものをもずっと比較してみればいいわけでありましてけれども、所得の少ない家庭ほど保険料に対する負担割合が高いということでもあります。これは全部の傾向だというふうに思います。一番高いのは、麻績村の250万で比較して、麻績村が32万5,400円で、21.7%もの負担割合、収入に対してあるということがあります。そんなところがデータとしては読み取れます。

上伊那でいきますと、上伊那の保険料で比較しますと、一番高いのが駒ヶ根でありまして、39万9,578円、16%です。それから、宮田が47番目、飯島が48番目、伊那市が49番目で、南箕輪が51番目、中川が52番目、辰野が65番目、箕輪が一番低くて70番目というふうにデータではなっています。

県内全体で見ますと、1人当たりの平均所得は61万4,000円、被保険者は33万世帯、60万人、この中で年金生活者など無職が6割弱、3割が非正規労働者、1人当たりの保険料は2014年度で7万7,000円、所得の12.5%になっていると報告されています。保険料滞納世帯は約4万1,000世帯、10世帯に1.3世帯、差し押さえ件数が5,741件で、13.8%となっています。

そこでお聞きしますけれども、本村の保険者数に対して、滞納世帯はどのぐらいか、また、短期保険証の発行はどのぐらいか、差し押さえ件数はどのぐらいになっていますか、また、短期保険証の有効期限は何カ月になっていますか、その点をお聞きいたします。短期保険証の有効期間は、本村では1カ月ということですがけれども、全県では、上田市、須坂市は6カ

月、松本、駒ヶ根市は3カ月、ちなみになっております。その辺の見解もお聞きしたいと思います。本村の国保の現状についてお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険の都道府県化についての御質問でございます。

まず、南箕輪の現状というようなことであります。所得が低い人ほど云々というお話もありました。本村の場合は、所得割・資産割の応能割と均等割・世帯割の応益の対比が、5.6対4.4ということになっております。応益割合が低いということでもあります。このことは、逆に言いますと、所得がない方、所得が極めて低い方、こういう世帯に対しては保険税が低くなるという傾向にあります。応益が低いということでもありますので、その辺はそんな御理解をいただければということでもありますし、県内順位も大体50位という三澤議員の御指摘でありますので、さほど高いほうでもないということだろうというふうに思います。中間よりも下位に位置しているということでもあります。

そこで、村の状況でありますけれども、被保険者世帯数は6月1日現在で1,939世帯であります。滞納の世帯数というのが89世帯、そのうち短期保険証を発行している世帯は47世帯74人です。また、その滞納総額につきましては、おおよそでありますけれども1,550万円です。滞納世帯に対する保険証の発行率は52.8%となっております。保険証の有効期限につきましては1カ月ということで、御指摘のとおりであります。その期限が切れないように、ほかの納税者との公平ということもありますので、これを保つために1カ月ということで行っておるところであります。そういったことで、切れないように、また連絡を申し上げ、できる限り理解をいただく中で分納をしていただいておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思いますし、ただ、医療につながる部分でありますので、これ、命にかかわる問題も出てまいります。この辺は慎重に対応しておりますので、そんな御理解もお願いしたいというふうに思います。保険証の発行率52.8%ということでもありますので、47.2%は発行していないのかなという、今、ちょっとそんな思いであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） ありがとうございます。

今言われたように、南箕輪では、全県的には51番という位置にあるわけですがけれども、いずれにしても、その所得に対するいろんな税があるわけですがけれども、国保の占める割合というのは多いわけです。かなり高いというのがもう見て取れるわけでありまして。そういう中で、今、52.8%の方に保険証を発行している、滞納の方の中でということでもありますけれども、全県的に見れば、先ほど言いましたように、6カ月、それから3カ月というところがあります。この中のデータであるわけですがけれども、特に、今6カ月の部分については、子供の部分については6カ月というふうになっておりますので、6カ月で行われているということでもありますけれども、いずれ、命にかかわるということで、先ほど村長が言われたとおりでありまして、できれば、指導は1カ月ごとにするにしても、行政によっては、短期保険証というのがひと目でわかる形のもの発行しているところもあるようであります。うちの村

は、幸い、その短期保険証ということはわからないような格好はされておりますけれども、1カ月単位ということで、できれば最低でも3カ月、6カ月というような、特には命に直結する部分、特に所得の低い方は、なかなか、もう保険証のことも含めて、通院、治療にちゅうちょするという場面が多く見られ、先ほど申しましたように、そのことによって命を落としている事例がもう全国後を絶たないということを見れば、もう少し長い期間の短期保険証にならないかということをお聞きします。検討をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 本村の場合、1カ月でやっております。これ、先ほども申し上げましたように、ほかの納税者との公平性ということもありますし、できるだけ顔を合わせながらお話をする機会をつくっているということでもあります。したがって、発行しないということではありませんので、その辺はそう御理解をいただきたいと思います。1カ月でお話をしながら、また1カ月お出しをするということでもあります。放っておきますと、これは、本当にもっと大変になってしまいますので、その点はそんな御理解をお願いしたいと思いますし、当面はこの1カ月でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） それでは、続きまして、2としまして、広域化についての質問をいたします。

30年の4月から、もう広域化されるということは決まっております。

先日、県の出前講座がありまして、県の国保の現状と今後の取り組みということでお聞きしてまいりました。その資料をおつけしておりますので、見ていただきたいと思います。国民健康保険にかかわる、このつづりであります。とてもよくわかりやすく、県の講座で教えていただいてまいりました。そのことで、やはり今後がますます深刻だなという思いはしてきたわけでありましてけれども。

長野県は、職業別構成から見ても、無職や非正規労働者が多く、所得水準が低いということ。医療費は、県内の最高は45万5,590円の平谷村、最低が17万5,132円、川上村で、2.6倍の格差があります。これは、全国で2番目に大きい格差だということでもあります。1人当たりの保険料は、県内最高が13万497円、これが南牧村でありまして、最低が3万5,762円、大鹿村であります。格差が3.6倍で、これは全国で1番格差が大きい。つまり、長野県は、本当に市町村格差がとても大きくあります。同じ医療を受けるのに、保険料がこれだけ違う、また医療費もこれだけ違うということになりますので、このことをどう解決していくのかということとはとても大きな問題だというふうに思います。

一方、法定外繰り入れでありますけれども、平成26年には25.6億円、全国平均に比べ、法定外繰り入れが収入に占める割合は低いわけでもあります。本村では29年には、予算では4,500万円を法定外繰り入れするというふうになっております。

広域化は、国保が抱える構造的問題を解決し、将来にわたって持続可能な制度とすると言っておりますが、これが本当にそうなるのかということでもあります。全国一斉にスタートします。従来との違いは、国保保険者は県と村の両方になります。県が国保財政運営を行うことになります。そして、この中に書いてありますけれども、1として、県が医療給付の見込みを立て、市町村ごとの国保事業納付金の額を決定し、2として、県が設定する標準的な算

定方式等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表することになっています。

昨年6月議会でも同じ質問をいたしました。11月に県からのその標準保険料率が明らかになるということでありました。その後、標準保険料は明らかになっているか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 標準保険料率につきましては、第1回の試算結果、ことしの2月に県から示されております。これは、あくまでも第1回の試算ということですので、変わってくる可能性というはあるわけでありまして、県も、直近の医療費の状況を含めて、最終的な試算結果を示すということになっておりますので、第1回目の試算結果は示されております。

それと、前段の中で、長野県の場合は本当に格差大きいというお話がありました、市町村格差が。これは、実態とすればそういうことであります。ただ、よその県より格差が大きいということは、長野県は市町村数が多いということでもあります。そのことが格差の大小につながっておるということでもあります。10の市町村のところと、77の市町村のところを比べると、どうしても格差というのは出てまいりますので、そんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

私、この国保の統一化、県での統一化ということにつきましては、いわゆる、その年度、年度の国保財政、途中で心配しなくてもいいという、こういう利点があるところであります。赤字になるのか、赤字にならないのかということ常を、毎年、毎年、見きわめて、年度末にはやっておったところでありますけれども、標準保険料を納めれば、それは1年間それでいくということでもありますので、そういう利点はあります。ただ、問題は、税率というのは県で試算したそれに基づいて行ってまいりますので、そういったところで、本村の場合は、税率の決定というのは、これほどこでも同じですけれども、村が決定するということであります。恐らく、上げざるを得ないような状況になってくるのではないかなというふうには考えておるところであります。

私も、先般の県と市町村の協議の場で、この説明の中で、要望といいますか、申し上げたのは、激変緩和という措置があるわけでありまして、これは、本当に税率が上がる部分、市町村については、この激変緩和をできる限りやっていただきたいというお願いはしたところであります。来年の1月ぐらいには確定通知が来る予定であります。11月に仮算定結果の通知が来て、来年1月に確定通知が来ます。それを受けまして、国保運営委員会にお諮りをしてまいりたいというふうに思いますけれども、その上げ幅がどうなるのかによって、これは繰り入れという部分も考えていかざるを得ないというふうに私自身は思っております。また、これは、国保運営委員会、協議会で議論をさせていただきたいというふうに思います。

また、賦課の方式も、4方式から3方式ということでもあります。資産割が恐らくなくなってくるんじゃないかということでもありますので、資産割を扱いをどうするのかという、この議論もしていかなければならないところであります。これも、市町村によってということでもあります。ただ、多くは3方式でいくんじゃないかなというふうに考えておるところであります。

以上であります。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 先の部分もちょっと、かなり答えていただきました。ありがとうございました。

今、第1回が出されたわけでありますけれど、まだ私たちには知らされていないわけです。議会の中で、本当は、もう決定の段階が出た段階で出していただいても、議論の取っかかりにもなりませんので、できれば、第1回が出た段階できちんと示していただいて、ある程度の予測というものが出た中で、どういう議論をしていくかということをはっきりと示していただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。本来なら、6月議会の前にちょっとお知らせいただければというふうに思ったんですけれども、ちょっとおくれってしまったところがありますけれども、そういうことで、きちんと住民にわかる内容で議論できる体制をすべきじゃないかと思います。

例えば、北海道では、試算の結果、最も上がるのが2.26倍にもなる。埼玉県でも1.7倍になる。また、大阪府では、試算の結果、6自治体の方が下がるのみで、軒並み上がるというふうに、全国で、試算した結果は惨たんたる状況が報告されております。村の保険料は、今のところ、まだこれからということだというふうに思いますけれども、先ほど村長が言われましたように、保険料そのものは、市町村自治体で決めていくということであります。そういうことで、一般財源の繰り入れで、今も言いましたように、対応せざるを得ないということをおっしゃいましたし、県に対しても、激変緩和に対しての要望も出したということであります。

前回でも聞きましたけれども、例えば、村単独で行っております低所得者の福祉医療、また、それぞれ独自でやっている一般財源からの繰り入れなんかはきちんと対応されて、私は、やはり上げざるを得ないという状況は、これが、じゃあ一体どこまで上がっていくのかということの不安もあります。先ほど言いましたように、所得に対する国保の負担割合というのはとても高い中で、これがまださらに上がっていくということになると、今の状況の中で、そのほかの負担もますますふえてくる生活の中、特に年金暮らし、低所得者の皆さんに対して、これで本当に安心して暮らせる国保の財政状況があるのかということをもう一度問い直していただいて、どこまで村できちんとそれがケアできるかというか、その辺のところをやっぱりきちんと出していただきたいと思いますし、意見聴取する機会をぜひ持っていただきたいと思います。

次に書いてありますように、先ほど村長が言われましたように、県の日程については、今、御報告いただきました。この資料の中でも、1月、標準保険料確定、3月には条例改正というふうになっております。

国民健康保険法の第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、社会保障に寄与すると明確に書いてあります。国保は、助け合いの制度ではなく、給付と負担の公平との概念で捉えることが誤りであり、国が財政的責任を負い、お金のある、なしで差別されない制度にするということが基本だというふうに思います。国保都道府県化のねらいは、今言うように、こういうものをきちんとケアしていくことではなくって、言えば、この間行われてきました医療費適正化計画を県でやり、給付費抑制や地域医療構想によるベッド削減などの権限を全て都道府県に集中して、一体的な施策として医療費削減を強力に推し進めるのがこの広域化のねらいというふうに国としては言われております。国保の原則に立ち返って、国保負担割合を、かつては57.5%国が持っていたわけでありますけれども、現行22.8%、これをできるだ

けもとに戻すことをまず国に言っていくべきじゃないかなというふうに思いますし、払える保険料に、うちの村の場合は応能応益の部分で、応能を原則にしているということでもありますので、その点を貫いてもらいたいというふうに思います。

もう一つ、子供にかかる部分でありますけれども、これ、今言われておりますけれど、国保に関しては、均等割を子供も同じようにするというのではなくて、保険料の軽減ができるのかどうか、その1点、ちょっとお聞きしまして、国保に関する質問を終わります。

議長（丸山 豊） 唐木村長、お願いいたします。

村長（唐木 一直） 標準保険料の話がありました。11月にどういう結果になってくるのかというのはまだ見えてまいりません。したがって、それが見え次第、また国保運営協議会のほうで議論をしてもらおうというふうに思っております。

村の保険税につきましては、広域化になろうとなるまいと、上げざるを得ない状況にあるということは御理解をいただきたいというふうに思います。毎年、毎年、赤字補填、繰り入れをしております。そういった中でもっておるということでもあります。繰り入れもせざるを得ない状況というのはやむを得ないというふうに思っておりますけれども、この繰り入れが余り多額になりますと、一般財源に影響を及ぼしますので、一定程度の値上げはやむを得ないというふうに私自身は思っております。

それから、子供に対する均等割ということでもあります。

国庫負担の割合のことも出ましたけれども、これは、国に要望、国がということでもありますので、そんな理解をお願いしたいと思います。

均等割の問題でありますけれども、国民健康保険法に基づき、軽減措置というのがあるわけですので、村独自の軽減というのを行う考え方はございません。何割軽減というような軽減があります。一番大きな方が7割軽減ということでもありますので、それは村もかなり負担をしておるということでもありますので、考えていないところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、11月に見え次第、国保運営審議会にかけるというお話でありました。できるだけ広い住民の議論をして、やはり命にかかわる部分でありますので、しっかりとした議論をしていきたいというふうに思っております。

次に、学校教育について質問いたします。

3月議会で、教員の超過勤務について質問いたしました。その結果について、教育委員会のほうから、また詳しい御答弁もいただいておりますので、それも見せていただきましたし、先ほど、山崎議員のほうからも同じ内容の質問がありました。前回でもありましたように、月に、南箕輪小学校では47.47時間、南部小では32.19時間、南箕輪中学では46.16時間と報告されてあります。大規模校である南箕輪小学校が特に過大だというふうに申されておりました。その後、文科省の教員勤務実態調査が発表され、10年前よりさらに厳しい労働環境に置かれている現状が浮かび上がりました。中日新聞の特集でも、先ほど山崎議員が言っておりますけれども、小中学校教諭の大半が週6時間を超え、月換算で残業80時間の過労死ラインにあるというふうに報告されております。先ほども、内容では、週6時間、60時間働いても、授業にかける時間が17.7時間と、世界的にも低いとか、部活動に対しては断トツに世界一というような報告もされましたけれども、政府の働き方改革、月45時間でも、公立学校

の教員については上限規制の具体策が示されていないのが現状でありまして、3月の議会では、内外の改革、それぞれ努力していくということでありましたけれども、いずれにしても、部活の部分はカウントされていないということも含め、労基法違反だという認識が、日常的に行われているという認識があるのかどうか、改善すべき課題は何か、もう少し答えていただけたら、お願いをしたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 8番、三澤議員の御質問にお答えします。

先ほど、山崎議員の答弁と重なる面がございますが、今、労基法と重ねたときということもいただきながらですが、労基法で週40時間、そこをこうというときに、先ほどの話になってくると思うんですが、今、大事にというか、今後考えていかなければいけないと思うのは、教職員、4%の調整額が、高度成長期にそれがついて、それが、いわゆる持ち帰り仕事もそれに含むと、私はそういうところで育ってきたので理解しているので、そこら辺をどういうふうに整理していくかが一つ。

それから、先ほどもお答えしましたが、部活動に関しては、先ほどの私がお伝えした数字は、日曜日の数字は入っています。平日は、わくわくのところまで切ってますので、日曜日は含んでの数字で、中体連のところは数字が高くなっている、そういうふうに御理解ください。なので、部活動、部活動指導員を国は描いているわけですが、今、例えば、県内大町市のほうで、地域総合型スポーツ、そちらの試みを検討して、モデル的にという動きが一定ありますが、村として、わくわくクラブが非常に大事な立ち位置であるので、先ほど申し上げたように、そこをどうしていくかということが大きな観点かなということを考えております。

あと、学校においては、先ほど、業務改善計画、数値目標、それから実践事例を県からも示して、こういうふうに、今、県としては初任研とか、経年研という、5年、10年研もこういうふうにしていきますよとか、主幹・指導主事訪問も、学校の負担、職員の負担を減らすためにこういうふうにしてますよと、そういう例も示されているので、それも参考にしながら、各学校でそこをしっかりとやっていくと、そんな方向でございます。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） じゃあ、続きまして、部活の問題点について、2としてお聞きします。

中学校の例の部活動は、生徒の成長にとっても大きな位置を占めています。大人になっても、その経験が社会生活に生きています。しかし、自分自身も親として対した場合、指導者との対応やかかわり、親としてのかかわり方等、これでよかったのかとも思います。何よりも、勝利至上主義が部活のあり方をゆがめていないかとも思うことがあります。

南箕輪中学のある部活についてであります。ことしの新入生9人のうち6人が、塩尻、岡谷、伊那と、学区外だとお聞きしています。実態はどのような状況なのか、また、先ほど、部活での超過勤務も問題にしましたが、部活が長時間続き、休みがなく、女の子でありますので、生理がとまるほどの状況が生まれているというふうにお聞きしました。また、何かの罰としては、長時間ランニングをさせ続けるパワハラと思われる指導等も見受けられております。学校行事よりも部活活動の優先ということが言われておりまして、子供の成長にふさわしいやり方か、疑問に思うわけであります。教育委員会としてどのように捉えているか、

お聞きします。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、部活動のあり方という観点からの御質問だと思います。

現に、今年度、中学校の1年生に、住民票をこちらに移して、居住実態を持ちながら中学校生活を送っている生徒さんがいます。居住実態があるということほうんと大事なことで、当然ながらですが、南箕輪中学校の生徒の、大事な生徒のお一人、あるいは地域の方のお一人、そういう理解をしておりますので、保護者の方も地域になじみながらという、言い方が失礼な言い方もしれない、地域の方として動かれているという受けとめをしています。

その中での部活動のあり方についてなんですが、中学校の校長先生、教頭先生等々、あるいは代表の方と話す中で、今年度、一つは、スポーツ・文化活動運営委員会を立ち上げています。それは、部活動のあり方を全職員が共有するための大事な会議というふうに私は受けとめています。それから、今、メンバーを先にお伝えしますが、委員会のメンバーは、主顧問、それから部活担当、それから校長、教頭、それから、わくわくクラブの理事、コーチ、それから保護者によって構成されていて、部活動をどういうふうにやっていくか、そこを、何々部が突出して云々ではなくて、そこをみんなでわかり合いながら部活動が運営されている。当然、トップは学校長でございます。例えば、顧問がよかれと思ってやっても、例えば、保護者の方が納得しないとか、そういう状況があってはならない。双方が納得して、子供さんのためにやるということでもあります。きょう、ちょうどお昼どきのニュースで、高校のサッカー部のニュースがありましたけれど、あんなことは当然あってはならない。それから、行き過ぎた指導という言葉はないとは思っていて、指導ではありませんので、そこら辺は、当然ながら、南箕輪中学校も肝に銘じながら今までやってきていますし、もしあったとしたら、それはしっかり対応していかなきゃいけないと思っております。

中体連が行われて、南信大会に行くチーム、幾つか、それから県大会に行く陸上の個々の生徒さん、チームとしてもあります。何か、子供たちの活躍というか、本当に大事なところだと思います。勝利至上主義という言葉が、先ほどのスポーツ・文化活動運営委員会にどう重なるかというのはこれから見ていかなければならないですが、でも、勝ちたいことは勝ちたいというのも事実、チームとして勝つ、仲間としてそれをつくり上げていく、負けて泣く、勝って泣く、そういうような部活というのもやはり大事にしたいなというところをうんと願っているところであります。

それから、部活動で、昨年来、私自身も部活のほうに少し伺わせていただいて、様子を見に行ったり、ことしも1回行きましたが、開かれた部活でなくてはならない。閉じられたところでやる云々ではなくて、今も、顧問が、例えば、複数顧問が指導に当たるとか、わくわくのコーチさんが入っているとか、保護者もそれに参画している。やはり、我々が見学に行っても、それはもちろんオーケー。だから、そここのところをうんと大事にしていけないというふうに思っております。

みんなが部活動の大事さ、先ほど議員おっしゃられたように、それを願っておるところなので、中学校としっかりそこも、また今後も連携してまいりたい、そんな所存でございます。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） スポーツ・文化活動運営委員会というところがあるというふうにお聞きしました。その中で、やはり今出された私の言いました問題も、かなり問題がある

事例ではあると思いますので、しっかりと、保護者も通じてもあれですし、私のほうからもつかんだ事例はまたお知らせして、審議していただきたいなと思います。

次に移らせていただきます。

県の学びの改革基本構想についてお聞きします。

学びの改革というタイトルですが、実態は第2期高校再編計画です。3月に基本構想が示され、6月に各学校がどのグループに属するか示し、7月から8月に旧通学区ごとの地域懇談会の開催、10月、実施方針案の公表、2018年3月から学びの改革実施方針の策定、2018年度以降、まとまったところから個別に再編計画を進めるというふうになっております。

県は、2005年、第1次高校再編計画を進めて、89校から79校になりました。地域における学校の存在は、コミュニティの形成の中心となっておりまして、地域を支えるものだと思います。

学びの改革は、クラスと生徒数を基準に、存続基準と統廃合のルールが示され、生徒数の減少を理由に、自動的に進められることが懸念されております。地域懇談会をどのように開き、地域住民の意見を反映させるのか、お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 県のほうから、ちょっと私、コピーものですが、学びの改革基本構想、いわゆるこのフロントランナーに基づきながら、今、議員の御質問というふうに取り扱っています。

今後、社会激変ということで、いわゆる子供さんの人数が減っていくという、具体的に言いますと、ここに示されていますけれども、平成28年が2万600人程度の生徒さんが、42年度には1万6,300人、約4,300人の減という状況です。4,300減ですと、単純計算で107学級の減になると、全県でございまして。それが、当然、上伊那の中にも、10年間でいくと、ざっくりですが、200人ぐらいの減になろうかなという数字を持っていますが。その中で、県のほうとしては、いわゆる学びの改革と、少子化対応による学校の第2次の、両を重ねているというふうに思っています。

先ほどの学びの改革という点では、今、今度、大学入試も2020年に変わります。今、指導要領の改訂の中で、今、高校の先生の悪口言っちゃいけないですけど、そういうふうに取り扱っていただけないでください。黒板で、一方的ではもちろんないんですけど、授業を、これ、私の昔の時代には同じことを何度も、私の先輩もですし、後輩もと、もちろんそういうことではなくて、本当に子供さんと一緒に、いわゆるアクティブラーニングという言葉、主体的、対話的深い学び、そこを追求していかなければいけない、そういう時代になっています。それが、今度のこの学びの改革で、信州学になっているということで、言葉で入っていますけれど。そういうところを、やっぱり人数の減によるものと重ねていくというのはうんと大事なことだなというふうに私は思っています。

人数そのものについては、先ほど申し上げたとおりに、減になる中で、じゃあ、県としてはどういうふうを考えるかということで私がお聞きしたところでは、いわゆる都市部の高校というところ、それから専門校、それから中山間地校、都市、中山間地、要するにそのところをどういうふうにしていくかという、そんな構想が出されていて、具体的に言うと、例えば、近くの普通科のところ、6学級ぐらいが望ましいという話も出てます。6学級を割っ

たときにどうしていくかという話が今後出てくると思います。そこで統廃合という可能性も動いてくる。ただ、統廃合は、個人的にはうんとやむを得ないところも正直言っているかなと。もう子供が減るので、じゃあ、どうしていくか。3学級で学校としてやっていくかどうか、そこら辺のところをどう見るかということもあると思うんですが、そういうところであります。

旧通学区、以前、第8通、8通と言いましたが、そこでの地区懇談会とかというのが計画というふうに聞いています。それから、教育長の会議、教育委員長も含めての上伊那の教育委員会、市町村教委連絡会のほうでもそのことが話題になりながら、どういうふうに懇談をしていくか。また、校長会としても、あるいは中学校長会としても、そのところを大事に見ていくということを私自身も思っております。

一つは、我々がどのような生徒さんの今後の育ち、社会人に向けての育ちに向けた教育観を持っているか、そこがうんと大事なのかな。例えば、いや、俺はここの高校のOBだから、この学校は大事にしろやと、そういう世界では多分ないだろうと私自身は思っておりますが、ちょっと私的なことを重ねましたが。

いずれにしろ、10月に実施方針が打ち出されてきますので、その前の懇談、その後のまた懇談を丁寧に、市町村の立場で、村長も多分かわるところもありますかね、私、そこがわかってないですが、教育委員会だけではないところがあると思いますので、と思っております。済みません、少しわからないこともお伝えしました。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 村長。

議長（丸山 豊） 村長、お願いいたします。

村長（唐木 一直） この問題につきましては、私も県教委から1回説明を受けたところでありまして。今後どうしていくのか、基本的には、今、教育長が答弁したように、都市部存立普通校、都市部存立専門校、中山間地存立校、その中の特例校というこの4段階になっておるところであります。

いずれにしろ、子供の数は減ってきます。上伊那の状況、今、教育長の話にありましたけれども、平成29年度の入学者が1,871人です。平成43年度、今のゼロ歳児、1,351人です。500人の余、上伊那自体でも減ってきますので、これをどうしていくのかということになると思います。本村を除く7市町村全てで減少しております。本村だけです、ふえておるのが、29年度と43年度を比較して。

そんなことでありますし、県教委は10月に実施方針案を、年度末に実施方針を、それから、まとまったところから個別の再編計画を策定していくという方針になっておりますけれども、私はその中で、まとまったところから再編計画といううたい方をしてますけれども、本当にそういうこと、いいんですかという御質問だけはしておきました。まとまらなければ再編計画はできなくていいのかというような質問をさせていただいたところでもあります。今の段階はそんな程度でございますので。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ちょっと時間がないので、今、村長のほうにも説明があつて、本当に地域での高校のあり方、住民の思いなんかもきちんと集約しながら、一律に数で切って

いくということはあるとはならないというふうに思います。

じゃあ、次に進めさせていただきます。

3番目として、2018年4月改定の介護保険法施行、それから介護報酬改定実施、第7期介護保険事業計画がスタートと、医療介護に関する改定が同時に進められるという年になります、来年は。介護保険法、2014年改正後は、予防給付の見直し、一定所得者の利用料引き上げ、特養の機能の重点化、これは、介護3以上でありましたけれども、補足給付の要件厳格化によって、介護の状況は大変な状況が生まれてきております。今国会で、先ほど言いましたように改正介護保険法がまた成立いたしましたして、来年からさらに負担増やサービス低下が進められることになりました。先日も、北殿の地区社協出前講座が行われまして、介護保険改正と地域包括ケアシステムについて、山崎さんのお話を聞いたところであります。

総合事業がことしからスタートしております。課題は何でしょうか、必要なサービスは後退がないか、お聞きします。また、事業者の状況も順調かどうか、お聞きします。

介護保険利用料は、2割負担になった方がありますけれども、そのことによって抑制が起きているのか、お聞きします。

この間、地域で介護に関するさまざまな相談が私のところにも寄せられてきました。地域包括ケアセンターへ相談するようというのを私はまず申し上げております。特に、その中で、ケアマネジャーの役割が大きくなっています。一人一人に寄り添った対応が求められています。それぞれの状況は一人一人違いますので、丁寧な対応が特に求められているというふうに思います。本村でのケアマネジャーの人員は足りておりますでしょうか、また地域包括の充実と地域で支える取り組みの進め方を、地域包括の充実と地域で支える取り組みをしっかりと進めてもらいたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 一緒にいいですね。

8番（三澤 澄子） はい、一緒にいいです、全部。

議長（丸山 豊） 唐木村長、お願いいたします。

村長（唐木 一直） 時間がありませんので、端的にお答え申し上げます。

平成29年度中には、個々の認定期間が終了、決まりますので、その時期に合わせて、総合事業に移行するというところであります。今のところ、スムーズに移行は進んでおります。事業者におきましても、多くの事業所がサービスA、基準を緩和した、単価を安くしたサービスAのメニューを設定していただいておりますというところであります。

介護保険料2割負担となった方という御質問でありますけれども、確かに、一部の方から御不満の声があるようであります。サービス料を抑えた事例があったと、そんなことも聞いておるところであります。その辺につきましても、ケアマネジャーがよく相談に乗るようにしておるところでありますし、また、情報を把握する中で、適切な対応をとっていかねばならないというふうには思っております。ただ、持続可能な社会保障にしていくためには、一定の収入がある方はやむを得ないというふうに私自身は思っております。

第7期の介護保険事業計画がスタートし、介護保険料見直しということでもありますけれども、今年度中に作業に入っていかなければならないということでもあります。どのくらい上がるのかということ、ちょっと今の段階では予想がつかないところでありますけれども、平成28年度の介護保険の繰り越しが4,000万余出ましたので、こういったもので若干緩和できるのかなというふうには思っております。そんなことで理解をお願いしたいと

思います。

ケアマネジャーは足りているのかということでもあります。その辺は課長のほうからお答えをいたします。

議長（丸山 豊） 健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） ケアマネジャーの充足という部分ですけれども、今のところは、介護予防にかかわる部分、総合事業にかかわる部分では、包括だけで受け入れられない部分を、村内の事業所のほうへ委託をして対応しております、ケアマネジャーは足りているという状況でございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員、時間ですので。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

以上で、終わります。

議長（丸山 豊） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時33分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、都志今朝一議員。

7 番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

まず最初に、4月に行われた南箕輪村村長選挙に対し、勇気ある行動と決断に対して敬意を表するとともに、当選のお祝いを申し上げます。

それでは、さきに通告いたしました5項目について、村長にお伺いいたします。また、5項目めの質問については、人口が増加し、長野県一若く、活力のある南箕輪村では考えられない質問であろうかとも思われますが、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの、村政運営の4期目の公約を実行するにはどのような施策があるかをお伺いいたします。

4期目出馬に向けての折に作成したリーフレットの表紙に、さらに活力ある元気な村に、安心して暮らせる住みよい村にの文言が書かれており、3期目の公約でうたわれた、笑顔あふれる暮らしの種をまき、村民とともに芽を育て、大きな木になるための成長過程に差しかかっている時期であります。村民の皆さんと一緒に大木にしていくことが、唐木村政に課せられた責務と思われれます。

リーフレットには、7項目の公約が掲げられております。3期目までに推進してきた主な施策が数多く上げられております。また、下段には、今後の施策として、38件の施策が掲げられ、7項目めには広域的課題への対応で、広域連合ごみ処理中間施設への対応、伊那地域定住自立圏事業の推進、伊那中央病院を核としての地域医療の推進、中央アルプスジオパーク化の推進など、広域に対しても積極的な施策がうたわれております。リーフレットの最終ページには、私の決意、4期目にかける思いの中に、人口減少時代、人口が増加し、県下一若い村として発展しており、全国的にも注目される村ともなってきた。今、地方創生が本格化し、各自治体で地方を元気にするためにさまざまな取り組みがなされ、地域間競争も激

しくなっており、このような中、地方財政も厳しさがより一層増してきていると思われます。最後の結びに、12年間の経験と実績をもとに、村民の皆様の知恵をかり、さらに理想の村にするために、新たな気持ちで全力で頑張っていくとして締めております。

4期目、最終集の総決算として、公約実現に向けて施策はどのようなものであるかをお伺いし、1項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

村政運営についての1項目めの4期目の公約を実行する施策はということであります。

今、都志議員御指摘のとおり、大きくは7項目の公約を掲げさせていただきました。その多くにつきましては、3期12年の村政運営を維持し、さらに、この間生じてまいりました問題や課題、このことを解決する、そういった公約とさせていただいたところであります。この4年間で、財政状況を勘案しながら、計画的に事業化できるように努めてまいります。

まず、今年度、幾つかの事業を予算づけし、推進していくことができました。地方創生関連事業の採択も大きかったところでもあります。人口増加に伴う施設不足につきましては、南箕輪小学校の教室化に向けての改修、南部小学校の増改築に向けて設計、南原保育園の増改築、公共施設の老朽化の解消といたしましては、村民体育館の大規模改修、大芝屋内運動場の大規模増改築、村公民館の耐震設計、大芝高原関連といたしましては、道の駅の登録化や交流人口増加対策としての味工房等の大規模改修、管理棟の増改築等々、多くのハード事業に手をつけることができしております。また、こども館の開設も、7月の中旬には行ってまいります。より一層、子育て、教育の充実に向けた運営体制の強化を図りながらやってまいりますし、教育専門員の設置や空き家対策への取り組み、補助制度も創設をさせていただいたところでもありますし、集落支援員の設置もさせていただいたところでもあります。そんなことで、1年目から、ソフト、ハード含めて、多くの事業に取り組むことができしておりますので、4年間のうちには公約実現をさせていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今、地方創生時代を迎えておりますので、地方創生の中で一番大事なことは、地域を元気にしていくことでもあります。人口定着を図っていくことでもあります。それらを含めて、しっかりと対応させていただきたいというふうに思っております。そして、最後には、本当に安心して暮らせる住みよい村になっていけば、活力のある元気な村になっていけばという、この思いがあるところでもあります。そういった理想の村にするために全力で取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 厳しい財政運営が続くとも思われます。数多くの事業がめじろ押しです。村政の基本方針に掲げられている6項目の実現をお願いし、2項目めの村民が村政に対しての要望についてをお伺いいたします。

この質問は、南箕輪村の村長選挙が戦後初3期連続無投票となり、この先4年間の南箕輪村のかじ取りを託された唐木一直村政に対して、報道が4月6日付で掲載した要望であります。唐木村政が、1期目当選以来、一貫して掲げてきた、住民が安心・安全で活力ある元気

な村づくりを目指して、住んでよかった、住んでみたいと思われる村づくりのために、今住んでいる村民の満足度を高めるため、今後の村に何を望むかを尋ねております。住民18名の中、5名の方の要望をお伺いいたします。

まず、1件目の方は、移住してきた際に、母親同士の交流ができる場所がわからなかった。母親のサークルなどが、子連れでも確保できる場所の仕組みを整えてほしい。沢尻在住、40歳代、女性、主婦の方の要望であります。村長の考えをお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民が村政に対する要望であります。

無投票ということになりまして、報道機関でも多くの村民の声を掲げられたところでもあります。その一つ一つに耳を傾けていくことも必要でありますけれども、要望というのは限りなくあるわけでもありますので、できる範囲で実施をしまいたいというふうに思っております。

母親同士の交流の場がわかりづらいということにつきましては、すくすくハウスのことだろうというふうに思っております。すくすくハウス、桜香丘歩道橋に看板を設置してありましたけれども、通り過ぎている人が多いようであります。この5月に、すくすくハウスがひと目でわかるよう、駐車場内に看板を立てて、案内を始めたところでもあります。大分解消が図られてたんではないかと思っておりますし、母親同士の交流の場という点では、こども館を開設いたしますので、そこを大いに活用できるような運営体制にしていくつもりでありますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 移住の方も多く、役場窓口での対応がより一層必要とも思われません。

続いて、2件目の、子育てには力を入れているが、高齢者介護の面も充実させて。店舗が少なくなった北殿の中心街などに高齢者向けの移動販売があるといい。北殿、60歳代、女性、パートの方の要望であります。買い物弱者の声でもあるようであります。村長の考えをお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番目の村民のお声でございます。

高齢者介護の面も充実をしてほしいということでもあります。

当村では、子育てに限らず、高齢者福祉につきましてもいろんなサービスをやっておるところであります。サービスは23種類の支援制度を整備して、高齢者の皆様それぞれのニーズに合ったサービスを実施しているところでもあります。高齢者福祉に関しても、本村はサービス水準が高いというふうに思っております。ただ、この点のPRが足りないのかなということでもありますので、この辺はしっかりと村報等でも周知してまいりたいと、どんな制度があって、どういう活用ができるのかという周知もしてまいりたいというふうに思っております。また、さまざまな機会を通じて、村民の皆様方に周知を図ってまいります。

高齢者、店舗の問題でございます。

移動販売があれば、これは本当にいいわけでありましてけれども、事業を実施してくれる業者があるのかどうかといったさまざまな課題もあるわけでもありますので、非常に難しいなど

いうふうに思っておるところであります。ただ、本当に高齢化が進んでいきますと、こういったことも行政が主体となっていかにざるを得ない時代が来るのかなという思いもしておるところであります。

高齢者の足の問題で、これは村総合戦略ですか、地方創生関連の中でアンケートをとったところでもありますけれども、その中で一番大きかったのが、福祉移送サービスをもっと充実していただきたいというお答えが一番多かったところでもあります。したがって、福祉移送サービスの内容の見直し、利用回数の拡大、これを今検討しているところでもあります。体制を整えば、早期に実施をしてまいりたいなと思っておりますので、もうしばらく時間をいただければというふうに考えております。

以上です。

議長 長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 高齢になって自動車を運転しなくなり、また、核家族も進んでいるようであります。

続いて、3件目の要望であります。家から歩いていけるところに、外で遊べる公園とかがあるといい。南原の20歳代、女性、主婦の方からの要望であります。南原地区の新興住宅地域での声でもあると思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

議長 長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 3番目の子供の遊べる公園の問題であります。

現在、村内には、一番大きな公園としては大芝公園があるわけであります。これは、子供の遊び場として本当に適しておるといって、大勢の皆さんに御利用いただいております。そのほかに、地元区、あるいは近隣住民の方に管理していただいている公園というのは、村内に17カ所ございます。そういったところを御利用いただければというふうに思っております。

公園の設置につきましては、従来から地区計画事業により実施をしてきておりますし、小規模でも、用地取得や遊具等、施設の整備には多額な費用とともに、地元負担金も必要となつてまいりますので、地区要望としてなかなか上がってこないというのが実態ではないかというふうに思っております。しかし、17カ所という公園がありますので、そういったものを利用していただければと思っておりますし、既存の公園につきましても、管理者と協力をしながら施設整備に努めてまいりますし、施設の点検も行って、改修もしておるところでありますので、そんな点をお願いをしたいというふうに思います。

南原の方からの御意見ということでもあります。南原につきましては、南原住宅団地の一角に公園があったわけでもありますけれども、焼却灰の撤去によりまして、それは一緒に撤去させていただいたところでもあります。撤去しないと事業はできませんので、その跡地につきましては、公園化を一部検討しております。これは多大な御迷惑をおかけいたしましたので、少なくとも再造成事業ということでやっておりますので、何区画は販売をしていかなければなりませんし、その残ったところの公園化というのは、これは多大な迷惑をおかけいたしましたので、村で実施をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長 長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 団地造成が各地でされており、子育て中の家庭も多くなってきております。住民の声を聞く機会を持つことも必要と思われま。

続いて、4件目の伊那定住自立圏バス運行についてであります。

病院や商業地に届けてくれる伊那本線のバスはありがたいが、国道のある地区内も通ってほしい。久保、60歳代、男性、農業の方の要望であります。箕輪の商業施設や病院への立ち寄りのために、村道1号線を使用し、バイパス経由になり、塩ノ井の一部と久保地区を通りません。全便ではなく、一部の便での考えは、答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那本線の御質問であります。

これ、全ての地区を通れば一番いいわけでありませけれども、路線バス、そんなわけにはまいません。これは、定住自立圏の問題、協議の中で、3市町村の中心地及び商業施設、病院をいかに短時間で結ぶか、このことの位置づけをしたところでありませ。したがいまして、箕輪方面行きのルートで申し上げますと、村道1号線を通らず、国道153号を直進して、久保区内を通るルートも考えられましたが、ベルシャイン箕輪店に向かうためには、箕輪町に入って、JRの高架橋を渡って、またバイパスを南下するという、かなり時間がかかわるわけでありませし、ルートが重複してしまうということもありませるので、できるだけ商業施設、病院を短時間で結ぶということで決めさせていただいたところでありませ。運行を始めたばかりでありませるので、運行ルートにつきましては、もうしばらく乗車状況を見きわめていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7番（都志今朝一） 高齢者になると、足、腰も弱くなり、買い物に行くにも困難になっております。利用しやすくなることをお願いし、5件目の学童クラブの終了時間の延長の要望であります。

保育園が午後7時まで預けられるなら、学童クラブも午後7時まで預けられるようにしてほしい。30分の違いで、小学校へ上がると、迎えの保護者が大変、南原、40歳代の女性の要望であります。共稼ぎの家庭も多くなり、保護者の方の大変さもわかりますが、村長のお考えをお聞きいたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 学童クラブの終了時間の延長の問題であります。

現在、村の放課後児童クラブは午後6時30分までとなっておりますが、この時間までになんとしてもお迎えに来られない方もおられますので、そのようなときには、連絡をいただいた上で、迎えに来られるまでお預かりをしております。実際には、午後7時、状況によっては午後7時過ぎまでお預かりをする場合もあります。そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

なお、郡内の状況では、多くは午後6時30分となっておりますが、午後7時までやっているところが、辰野町と宮田村の二つの自治体で7時ということになっております。

放課後児童クラブの運営というのは、放課後児童健全育成事業の中でも本当に主な事業であります。今、共働きの世帯に欠かせない子育て支援の一つだと考えております。したがいまして、この終了時間の延長につきましては、私自身は保育園の長時間保育の時間と同様にすることが望ましいというふうに思っております。片っぱが7時で、片っぱが6時半、このことはやはりちょっと違和感があるなというふうに思っております。したがいま

まして、条件整備をしながら、早期に午後7時まで合わせていけるように検討を指示したところであります。条件整備ができ次第、実施をまいります。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 18名の住民に聞いておりますが、18とおりの意見が出されております。あと、残り3年10カ月の任期の中で、一つでも多くの住民の声が解決されることをお願いし、3項目めの伊那地域定住自立圏の1件目の伊那地域定住自立圏伊那本線の利用状況についてをお伺いいたします。

伊那市から村を経由して箕輪町まで結ぶ伊那地域定住自立圏伊那本線が、4月1日より運行を開始しております。伊那本線は、国道153号線を基軸として、伊那市西春近の赤木駅前を南端の停留所とし、伊那中央病院、南箕輪村役場を経由して、箕輪町の大出のベルシャイン伊北店の停留所を北端とし、折り返しで運行しております。元日を除いて毎日運行し、平日の運行は各方面9本を運行しており、土日も減便をして運行しており、便利になっている。

村内のバス停は、全部で10カ所。いずれもまっくんバスと同じ停留所であり、4月1日より運行が始まり、2カ月半が過ぎましたが、利用状況についてをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那定住自立圏の伊那本線、バスの伊那本線の利用状況についての御質問でございます。

伊那本線の4月の乗車人員であります。全ての便の合計で1,444人、1便当たりの乗車人数は2.7人となっております。

利用人数の想定といたしましては、運行を始めるに当たり、1便当たり10人を見込んだところであります。したがって、2.7人という数字は想定よりかなり少ない状況となっております。この原因といたしましては、運行を始めたばかりということもあり、地域の皆さんに十分認知をされていないのではないかとということと、また、計画段階で見込んでおりました高校生の通学に余り利用されていないということが考えられます。高校生の通学、本当に利用されていないということのようであります。

したがって、伊那地域定住自立圏連絡協議会では、乗車人数の増加に向け、高校生への周知を目的として、伊那本線に試しに乗ってもらいたい、利便性を感じてもらおうと、伊那本線の沿線沿いの高校生の皆さんに、期限つきのお試し乗車券を1人2枚配付させていただいたところであります。そんなことで、状況を見ていきたいというところであります。

伊那本線を利用することで、伊那市の中心部へ行くことができるようになりました。まっくんバスと伊那本線との乗り継ぎも、割引も行っておりますので、交通手段を持たない高齢者の方々にもさらに周知を図り、乗車人数の増加につながるよう努めてまいりたいと考えております。

本当に少ない人数となってしまっております。そんなことで、これからより一層周知をしていくと同時に、高校生の通学に利用していただけるような、そんなことも考えたところでございます。もうしばらく、そういった状況を見きわめてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 1 便当たりの乗車人数が少ないように思われます。一層のPRも必要とも思われます。努力をより一層お願いし、2 件目の村の循環バス、まっくんバスの利用状況についてをお伺いいたします。

先ほどの質問にもありましたが、停留所が10カ所で、定住自立圏バスと同じバス停であるため、どのバス停でもまっくんバスの乗り継ぎができて、便利になっていると思われます。また、まっくんバスをより便利にするために、時刻表やルートの一部変更などとともに、地区の利便性が見込まれる場所や高齢者向けの施設の利用者が見込まれる場所に、バス停を増設や移設などを行っており、利用しやすくなったとも思われます。

4 月度の乗車人数などをお伺いし、利用状況はどうであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） まっくんバスの利用状況であります。

まっくんバスの4月の乗車人数につきましては、延べで1,130人であります。1 便当たりの乗車人数につきましては、4 コースありますので、一番多い北コースで3.5人、一番少ない南原沢尻コースで2.3人となっております。

まっくんバスにつきましても、余り利用されていない状況であります。まっくんバスにつきましても、これは交通手段を持たない高齢者の生活の足として、また、伊那養護学校への通学手段として利用されております。

地域の公共交通の確保・維持は、行政の重要な役割であると考えておるところであります。高齢者のドライバーの事故が相次ぐ中、運転免許証の自主返納を促す動きが進んでおるところから、今後はさらに自分で車を運転しない高齢者がふえてくることが予想されております。自分で車を運転しない人がふえてくるということは、田舎では生活が本当に厳しくなってくるということでもありますので、できる限り、まっくんバスを利用していただければというふうに思っておるところであります。

これから、さらに地域公共交通に求められるニーズというのは重要となってまいります。乗車人数の増加につながるよう努めてまいりたいというふうに思いますし、先ほども申し上げましたけれども、いろんな事業を組み合わせるやっつけかざるを得ないというふうに思っております。まっくんバスだけで全村網羅できるという状況ではないわけでもありますので、福祉移送サービスの利用範囲の拡大だとか、あるいは無料タクシー券も含めて、さまざまな事業の組み合わせによってこの事業を考えていく必要があるというふうに思っておりますので、とりあえずは、先ほども申し上げましたけれども、福祉移送サービス者の利便性の向上、利用範囲の拡大、これからまず手をつけていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 伊那本線とともに、1 便当たりの乗車人数が少なく思えます。利用する人がふえることを期待して、4 項目めの村の防災対策の土砂災害に対する村の対策についてをお伺いいたします。

ことしも、6月7日に長野県下が梅雨入りしました。大きな災害が起きないことを願うと

ころであります。

毎年、梅雨期や台風期になると、全国各地で土石流やがけ崩れによる土砂災害が発生しており、2014年7月に木曾郡南木曾町梨子沢で発生した土石流災害は、記憶に残っているところであります。長野県内には、土石流や崩壊、地すべりにより、土砂災害の発生するおそれのある場所が1万6,000カ所以上も存在しており、村内にも河岸段丘に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所などが点在している。

南箕輪村の降水量は年平均1,500ミリで、全国的に見ても雨の少ない地域として位置づけられている。5月15日付の報道に、信州の防災学、雨の少ない地域に潜む土砂災害の危険の見出しで、信州大学農学部平松晋也教授の解説が掲載されており、雨の少ない地域には、従来以上の雨が降ると崩れる危険性のある斜面が数多く存在している。近年の雨の降り方も、ゲリラ豪雨などによる大量の雨が降ることもあり、これからの梅雨期や台風期を迎えるに当たり、雨の降り方や自然状況の変化に気を配り、異変を感じたら避難行動をとるといった心構えが必要になるで締めくくっております。

村の地域防災計画にも細かくうたわれておりますが、土砂災害に対する対策はどのようなかをお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 土砂災害に対する村の対策という御質問でございます。

現在、村内には、長野県により、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが、何カ所か指定をされております。これは、土砂災害に関して危険な地域であるということを知知するために規定されたものであります。村でも、防災マップに明記して、住民にお知らせをしているところであります。

近年の気象状況を見ますと、御指摘のように、集中豪雨、ゲリラ豪雨のような現象が多発しております。災害の少ない村であるからこそ、住民の危機意識をどう高めていくのか、このことが行政の責務だと考えておりますので、こうした取り組みを強めてまいります。村民の皆さんにも、身の回りの危険箇所を把握していただき、大雨警報などの気象情報や村が発令する避難準備情報などの災害情報に注意していただくとともに、がけから水が濁るなどの事前現象があると言われておりますので、早目に避難を開始するなどの身を守る行動に心がけていただきたいと思います。特に、この土砂災害につきましては、かなり警報というのが出るようになりました。したがって、住民にどう周知をさせていくのかということに力点を置いていかなければならないというふうに考えております。

土砂災害につきましては、土砂災害の警戒情報が出ますと、村では、避難準備情報を発令いたします。また、土砂災害特別警報が出されますと、避難勧告命令を発令することになっております。ただ、このことを余り住民の皆さん、まだ知らない方も多々ありますので、より一層、住民周知を図っていく必要があるというふうに考えております。昨年も、土砂災害の警戒情報というのが出されました。避難準備情報、本村は出さなかったということであり、これからはきちんと出していかざるを得ないというふうに思っております。そんな点も住民に周知を図ってまいります。雨が余り降ってなくても、最近はよく大雨注意報だとか、大雨警報が出されます。特に、土砂災害につきましては留意をしてみたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 住民の生命を守り、安心・安全の村づくりのために、減災、防災に向けての取り組みをお願いし、5項目めの村の自治を守ることについての村総会についてをお伺いいたします。

報道によると、人口400人の高知県大川村が、村総会の検討を始めた。過疎化による定数6人の議員のなり手がないたため。

長野県の村の数は35で、全国で一番多い。4月1日現在、人口が1,000人未満の村が6村ある。

地方自治法は、町村が議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができると規定している。設置例は1件だけで、東京都の伊豆諸島の旧宇津木村が1951年から55年にかけて採用した。2005年に、財政難にあった木曾郡王滝村で、村民総会の設置案が議員提案されたが、否決された。平成の大合併を推し進めた総務省は、今回、住民総会は町村の一つの選択肢として、大川村に適切に助言する考えを示している。

冒頭でも申し上げましたが、6月1日現在での有権者数が1万2,096人の活力ある南箕輪村では考えられない問題ではありますが、村総会について、村長の考えをお聞きし、5項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村総会の考え方の御質問であります。

普通地方公共団体の議会は、憲法により置くことが明記されております。ただし、町村では、地方自治法の規定により、条例で、議会を置かずに、町村総会を設けることができるとしてあります。現在、全国で、この町村総会を設けている町村というのはありません。御指摘のように、最近、高知県の大川村で、議員のなり手不足で検討を始めたと報道されております。総務省も、町村総会を含めた議会のあり方について検討を開始したとしてあります。

この町村の総会制度、これは考え方は直接民主主義の考え方であります。しかし、この規定は、ごくわずかな小規模町村しか、現実的に見て不可能であるというふうに思っております。この直接民主主義のあり方というのは、ある本によりますと、15人から20人ぐらい、自由活発に議論でき、意思決定ができるのはそのぐらいの人数ではないかなというふうにも書かれている本もあります。そういったことを考えれば、住民の代表である議会が、住民の声を、意思を代弁する間接民主主義がとられているのが一般的な方法であります。

したがいまして、本村におきましては、今、有権者が1万2,000を超えております。そういった村でありますので、これは物理的には不可能であり、間接民主主義が最善の制度であるというふうに私自身は考えておるところであります。物理的に見てということであります。本当にできるのかどうかという点の見きわめというのも必要ではないかなというふうに思っております。本村ではとても考えられないことでもありますので、そんな点はそんな御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 都志議員。

7 番（都志今朝一） 唐木村政の集大成の任期3年10カ月であります。村政に大きな道筋をつけていくことを期待して、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っていますが、あす15日の午前9時から一般質問を続けると
いたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時15分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 6 月 1 5 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

1 番 加 藤 泰 久

6 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年6月15日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、的確な質問、答弁をお願いいたします。

1番、加藤泰久議員。

1番（加藤 泰久） おはようございます。議席番号1番、加藤泰久です。

通告どおり、1件について質問をいたします。

4月の村長選挙において、勇退という本人の意向の中で、多くの村民から出馬要請を受け、出馬を決断されたことに敬意を表するところであります。

過去3期の実績や功績により、全国的にも人口減少の中で、唯一人口増加の村として、また、長野県で一番若い村として脚光を浴び、全国より行政視察に多くの議員が訪れ、注目される村となりました。これもまた、3期12年、活力ある村、住みやすい、子育てに優しい村づくりの政策が実を結んだものと考えております。しかし、脚光を浴びる裏には、課題もたくさんあります。この課題や政策を解決、推進するものは、3期務めた村長の行政手腕にと、多くの村民が期待するところであります。この4期目4年には、漢詩に例えるならば、起承転結の結に当たる最終章に当たると思います。すばらしい完結をするよう望むところであります。

そこで、質問に移りまして、園児増による保育設備対策はめどがついたかについて質問をいたします。

人口増による想定外の園児数増により、保育施設の増改築工事の計画をしました事業が、28年度中にはほぼ予定どおりに完成したと思われませんが、今後どのようなことが予想されるかを質問いたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 1番、加藤泰久議員の質問にお答えをいたします。

園児増による保育施設対策にめどはついたかという御質問でございます。

まず、保育園の現状からお話を申し上げたいというふうに思います。

各保育園の入園希望者は、新生児の増加、子育て世代の転入の増加、共働き世帯の未満児の受け入れの増加などにより、年々ふえてきております。一番は、この未満児数がふえておるとい、このことが大きな要因となっておるところであります。

まず、各保育園の定員でありますけれども、北部が90人、中部が180人、南部が150人、南原が150人、西部が90人で、合計で、南箕輪村の保育園の定数は660人と定めておるところであります。今年度末の全園の園児数の予想は712人を見込んでおり、定員を超えることと

なっております。

この中で定員を超えている保育園というのは、中部保育園、西部保育園、南原保育園の3園となっておりますが、中部と西部につきましては、保育室の1人当たりの面積基準は満たしております。しかし、南原保育園につきましては、園児数の増加が著しく、平成21年度に全面改築、平成25年度に増築工事を経て現在に至っておりますが、今年度は、エリア内の全ての入園希望に対応ができず、上の兄弟が南原保育園にいない未満児30人ほどは、保護者の御理解をいただきながら、ほかの園に入園することをお願いいたしました。このことは、いろんな御意見がありましたけれども、スムーズにお願いができたところであります。

御承知のとおり、南原保育園につきましては、今年度、地方創生拠点整備交付金事業によりまして、保育室の増設工事を行います。このことによりまして、園児の年齢にもよりますが、30人から50人の受け入れが可能となっております。また、既存の一部の部屋につきましても、国との協議が整い次第、これ、木造公共を使った施設、改築ということでもありますので、これがなかなか国も忙しいようで、まだ許可がおりてきていないというのが実態であります。この改修をすることによりまして、8人から21人の、これも園児の年齢によりますが、受け入れが可能となっております。こうしたことによりまして、ほかの園に回っていただいた園児や未入園時の未満児や当面の転入があった場合も受け入れが可能であると見込んでおります。また、北部保育園、南部保育園につきましては、ピーク時より落ちついた園児数となっております。

このために、今回の南原保育園の増築工事により、保育園関係の園児数の増加対策についてはめどがついたというふうに私自身は考えておるところであります。ただ、南原の保育園につきましては、今も住宅状況というのがかなり多くなってきております。まだまだ造成が進むのかなという予想もできる場所でもありますので、その辺は注視しながら進んでまいりたいというふうに思いますけれども、今回の増築によりまして、定員におきましても200人を超えるそんな受け入れも可能でありますし、定員を超えて何%かは入園してもいいということになっておりますので、何とかめどがついたのではないかなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ほぼめどがついた中で、南原保育所の増築というようなことを申されておりますが、現実、南原においては、敷地はもういっぱいというような状況の中で、私、考えますのに、何でかんで、平家じゃなくて2階にしてもいいんじゃないかということも考えております。それは、北部保育所にも今は2階の教室があるわけでございます。そして、2階にした場合は、年長児が行けば、年長児は、1年たてば今度は小学校に行く。小学校は平家じゃございませんので、2階もあつたりしますので、そこら辺を考慮していただければ、またいい方策が出るかとも思いますので、その辺も検討をしていただければ、うれしいと思っております。

それで、ただいまの答弁の中で、未満児がふえているということになりますと、未満児が6年たつと小学校に行くような形になります。そこで、2番目の質問に移りまして、児童増加による小学校施設の現状と対応はどうするかということについて質問をいたします。

保育園の園児の増加により、小学校児童も増加し、年長児、年中、年少と、年齢によって

人数がわかる中で計算ができますが、今後、小学校児童数をどのように想定しているのか、また、それに伴って、南箕輪小学校、南部小学校の学校施設はどうか、質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。
村長（唐木 一直） 小学校の御質問であります。

小学校は、本村の場合は2校ということであります。今年度は、この2校合わせて、ついに小学生が1,000人を超したというような状況となっております。村で小学生が1,000人を超すということは、ちょっと想像をしていなかった面もあったところでございます。

その中で、南箕輪小学校でありますけれども、この児童推移でありますけれども、今年度の5月1日現在の全校児童数が814人であります。南箕輪小学校も800人を超えたところでございます。これ、初めてでございます。来年度以降、新1年生の入学予定は、今のゼロ歳児からの推計ができますので、学級数にいたしましては4クラスの140人以内で推移する見込みとなっております。これ、今のゼロ歳児からの推計で、そんなこととなっております。

今年度における教室等の施設状況といたしましては、南箕輪小学校におきましては、普通教室が25教室、特別支援学校が7教室、中間教室が1室で、学校運営をしておりますが、児童増加に対応するために、今年度、南箕輪小学校放課後児童クラブ室を改装して、特別教室棟である家庭科室、図工室、中間教室を、それぞれ1室整備する予定となっております。これは予算も認めていただいたところであります。それに伴いまして、既存の図工室や中間教室等を普通教室に改装することにより、児童増加による教室不足は対応できる、こういう計画となっております。

また、今後の推移を見てみますと、3年後の平成32年度からは、780人前後の推移となっております。今よりも30人から40人ぐらい、南箕輪小学校については減少してまいります。これはそんな推計ができるわけでありますので、南箕輪小学校につきましては、今年度の教室化の改修によりまして、十分に対応ができていくというふうに考えております。

続きまして、南部小学校であります。今年度、5月1日現在の全校児童数は197人であります。これは、平成28年度よりも人数が少なくなったということであります。新1年生が1クラスという状況となりましたので、少なくなりました。しかし、来年度以降、新1年生の入学予定者というのは、大体40人から60人ぐらいで推移をしております。したがって、これからの新1年生の学級数は2クラスで推移をしていくというふうに予想をしておるところであります。

今年度における教室等の設置状況といたしましては、南部小学校、普通教室が8教室、特別支援学級2教室、少人数教室五つで学校運営をしておりますが、ピークを迎えるのが平成35年度ぐらいというふうに予想しておるところであります。その時点では、300人ぐらいの生徒数になるんじゃないかと、こんな予想をしておるところであります。今度に比べて、1.5倍ほどの児童増加になるのかなというふうに考えております。その対応といたしまして、今年度設計費をお認めいただきました、平成30年度実施予定の南部教室棟増改築工事、普通教室2室を増築する予定となっております。これによりまして、南部小は比較的教室を広くつくってあります。そんなこともありまして、南部小学校でもピーク時の300人ぐらい、あと2教室あれば、何とかしのいでいけるのではないのかなというふうに思っておるところでございます。

したがって、小学校関係におきましては、本年度の改修、南箕輪小学校の改修と、来

年度の南部小学校の増築によりまして、これはめどがついていくというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） そういうことで、本年度と来年度で、増築でめどが立つということで、一つの安心をするところでございます。

それで、今、南部小におきましても、35年度がピークというような話であります。この生徒がまたスライドしていきますと、中学ということになりますので、3番目の生徒数増加による中学校の見通しということで、これ、ずっとスライドしていきますので、ピーク時、また、現行においては対応できているかと思いますが、中学校の教室施設や教職員数の見通し、対応というものはどのようになるか、質問いたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 続きまして、中学校の生徒数の問題であります。

南箕輪中学校の生徒数の推移であります。本年度の5月1日現在の全校児童数が454人となっております。平成32年以降、新1年生の入学予定者170人以上で推移をしておるところであります。これも推測といえますか、年齢でわかっておりますので、32年度以降は170人以上の入学者があるということでもあります。

ピーク時につきましては、全校生徒数が約540人となる見込みであります。これが平成34年度だと思えます。もう5年後であります。540人ありますので、今よりも90人弱ふえるという予想をしております。この540人がどう推移していくのかという問題でありますけれども、その後、若干下降、減ってまいります。そして、また、平成34年から五、六年先に、再び540人になる年があります。それを境に、また若干減少していくというような状況の推測をしておるところであります。したがって、中学校につきましては、540人を超える年が2回あるということで今推測をしておるところであります。

施設状況といたしましては、普通教室が15教室、特別支援学級が4教室、理科室、家庭科室などの特別校舎で学校運営をしております。昨年度、生涯学習施設を建設したことによりまして、理科室、家庭科室の増設と既存の多目的教室を普通教室に改修することができ、普通学級については、現在ある教室により対応できる見通しというふうに考えております。しかし、これからの学習指導要領の改訂によりまして、学習のあり方による授業スタイルの変化、あるいは特別支援学級や多目的ルームなどを活用する生徒数が予測できない状況となっておりますので、普通教室については対応できますけれども、特別支援がふえてきたり、そういうことであれば、若干そういう対応をしていかなければならないだろうなというふうには思っておるところであります。また、生徒数がふえる中で、学校運営上に必要となる職員室や会議室等をどのように配置していくのかを踏まえて、中長期的な視野に立ち、コスト面を含めた計画をしていきたいと考えておるところであります。

保育園がふえる。それによりまして小学生がふえる。小学校は2校ありますので、分散いたします。主には南部小がふえていくということ。ただ、中学校は1校でありますので、その中学校に、全生徒が集まってくるということでもありますので、この540人を超える生徒数、2度のピーク、これをどう乗り切っていくかということでもあります。今申し上げましたように、普通教室につきましては対応できる見通しでありますけれども、特別支援の状況により

ましては、また若干考えていかなければならないだろうなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 34年度に540人ぐらいを上限と想定して、大丈夫だというような答弁と理解いたしました。

それでは、次に移りまして、4問目に、生徒数の増加により、問題となるのが給食施設の増改築であります。その計画についてはどのようにお考えか、質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 続きまして、給食施設の御質問であります。

現在の状況から申し上げますと、現在の学校給食センターというのは、平成12年1月から運用開始しており、ことしで18年目となります。給食センター施設の耐用年数でありますけれども、鉄骨づくり構造となっておりますので、31年と定められており、現在のところ施設自体の老朽化対応というのは必要ないというふうに判断をしておるところであります。

しかし、児童生徒、教職員数の増加に伴いまして、当初計画食数を平成25年度から超えているために、今後の学校給食センターをどのように整備していくのか、昨年度から、関係者を中心に検討を始めております。

今後の学校給食センターの整備方法、大きく分けて三つを考えております。アレルギー対応を初め、食数増加に対応できる施設の増改築、アレルギー対応というのがかなりふえてきておりますので、この対応をどうしていくのか。それと、現在の施設の修繕を図りながら対応していく、現状維持の考え方。新たな場所で総合的な施設としての新築。この三つの方策、方法を今検討しておるところであります。検討の内容といたしましては、予算面、これはもちろん一番大きいところではありますが、工事中の給食対応をどうしていくのか、そういったことも考えていかなければならないところでもありますので、それぞれに長所短所があるところでもあります。別な場所で建設すれば、工事中の給食対応というのは要らないわけがあります。ただ、これには予算がかなりかかっていくということも考えられるところがございます。

私といたしましては、この検討結果がどう出てくるかによってでありますけれども、できることであれば、既存施設の増築修繕で乗り切れれば一番ベストかなというふうには思っております。その考え方といたしましては、この施設、まだまだ先まで使っていけるという、耐用年数からいいますともそんな状況でありますので、そういったことができれば一番いいのかなというふうには思っておるところであります。

いずれにいたしましても、子供たちの給食をどのように確保していくのか。また、アレルギー対応を含めた食育環境をどう充実していくのかなどの視点に立ちながら、安心して安全な給食が提供できるよう、早期に方向性を決定してく考えでおります。

また、南部小であります。開校から、全児童、教職員が一堂に会して、ランチルームで食事をしておりますが、今後、児童数が増加する見込みでありますので、現在の施設のまま今の状況を維持していくことは困難であります。ランチルームで全児童が給食をとっていくと、これは不可能ということになります。しかし、現在も、10月を過ぎる下半期になりますと、6年生は中学校入学に向けての準備のために、各教室で給食をとっておるとい

が実態であります。こういったことを組み合わせながらいけば、何とか乗り切っていけるんじゃないかなというふうに思っておるところであります。こうした方法を視野に、新たな施設を増築せずに、給食運営のあり方を工夫する中で、児童増加に対応できるものと考えておるところでございます。

学校給食センター、参考に申し上げますと、建設時の最大給食可能数というのは1,300食、この食数で建設をしたところでもあります。平成29年4月における学校給食センターで調理している食数は1,370食であります。調理員数は、栄養士1名、調理員12名の計13名体制で調理を担当しております。懸念される今後の給食数への対応は、ピークを迎える平成33年から34年度には約1,500食を見込んでおります。現施設をできる限り利用する対応が可能かどうか、調理員の調理スペースや動線の確保、調理器具の保管場所の確保、給食調理機器の耐用年数などを考慮しながら、課題解消のために、早急に結論を出してまいりたいというふうに考えておるところであります。

南部小学校でありますけれども、ランチルームの収容人数は、建設時200人であります。建設時の最大給食可能数は、南部小の場合には300食ということで給食調理室をつくっておりますので、これは、最大を迎えてもクリアできるというふうに思っております。調理員数は、栄養士1名、調理員4名の計5名体制で調理をしておるところであります。

したがって、学校給食センターにつきましては、南箕輪小学校・中学校の共同調理所をどうしていくのかというのは、これからの問題でありますけれども、できるだけ早期に結論を出していきたいというふうに思っております。

給食全般で申し上げますと、アレルギー対応の皆さんにかなり時間がかかるということがあります。また、考え方といたしましては、いろんな考え方ができます。例えばの話でありますけれども、クラス担任の先生方は一緒に給食を食べるということでもありますけれども、そうでない先生方は給食を持ってきていただければ、それでもう100食ぐらい浮いてまいりますので、そんな考え方もできるのかなというような話もあります。ただ、それは、総合的にどうしていくのかというのは、これからの問題であります。今検討しているところでもありますので、また結論が出次第、議会にお諮りをしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 現在の給食施設を見ましても、増築するスペースが余りないというような状況、また、生徒が給食をとるために、長期に給食施設を休むということが不可能というような、なかなか難しいところがありますが、今、村長の答弁には、1,500食がピークというようなことを答弁されておりますので、1,500食を目標にできるような増築対策を早期に対応していただきたいと思っております。

続きまして、5番目の高齢化が進む中での福祉政策についてという質問があります。この質問は、昨日、同僚の議員からもあったわけでございますので、一部は割愛させていただきますが、一つだけ、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

法改正により、介護保険法やら、介護報酬改定、介護保険料等、国による政策に振り回されている感が非常にするところでございます。

そのような中で、国が進めております在宅介護に対する村の対応はどのようであるかとう、

この点について質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険関係、これから本当に大変になってくるというふうに思っています。法改正もかなりなされてきておりますし、今、その対応で追われているところであります。平成29年度中に新たな介護制度を実施していかなければならないということで、きのうもお答えを申し上げましたが、その移行につきましては、現在スムーズに進んでおるところであります。

在宅介護の問題であります。

これからは、在宅というのが中心になってくるというふうには考えております。これ、介護ばかりではなくて、医療関係含めて、在宅中心になってくるという、これは国の方針もそういう方針であります。ただ、在宅だけでいけるかという、私はそれは大変厳しいというふうに思っております。したがって、在宅介護と施設介護、この両面を考えていかざるを得ないというふうには思っておるところであります。

在宅介護を推進していく上では、いろんなサービス、ホームヘルパーの訪問、そういったサービスを中心としながら、その辺をかなり充実していかなければならない、デイサービスも含めてでありますけれども、かなり充実をしていかなければならないというふうには思っておるところであります。在宅介護を中心としながら、施設介護をあわせて考えていく必要があるというふうに思っております。在宅につきましては、できる限り充実をしていかないと、在宅介護というのは本当に大変でありますので、その施策というのはこれからさらに出てくるんじゃないかというふうに思っております。そういった部分はしっかりと対応していくということで御理解をお願いいたします。

本村の場合の高齢者福祉、かなり充実しております。少し、この周知が足りない面もありますので、きのうも申し上げましたけれども、いろんなサービス関係につきまして、また村報等で、何年か前にも村報で周知を図りましたけれども、また大々的にそういったものを取り上げて、図っていく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） なかなか難しい、複雑な問題でありますけれども、在宅介護の中に訪問医療というような、医療を含めた中でも考えていただきたいと思えます。

続きまして、6番目の産業の活性化に対する政策はということで質問をいたします。

村の基幹産業の農業においても、農業従事者の高齢化や農業離れによる荒廃農地の増加やら、また、国、または景気低迷による商工業者への厳しい状況が続く中で、村の産業活性化対策はどのようにしているか、行っていきたいか、質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 産業の活性化に対する御質問であります。

産業は、農業、それから商工業に分かれるわけでありますけれども、まず、農業関係でございます。

農業につきましては、担い手の高齢化、これはますます進んでまいります。耕作放棄地の増加が懸念されておるところであります。おかげさまで、酪農家につきましては、本村の場

合、後継者がいますので、その点は本当にありがたいなというふうに思っておるところであります。ただ、土地利用型の農業につきましては、今申し上げましたように、高齢化等々によりまして、大変な状況が生まれてくるのではないかなということ考えております。

この課題につきましては、やはりまっくんファームを充実していく以外にないのかなというふうに思っております。村民の皆さんも、このまっくんファームに対する期待も大きいところでもあります。加えまして、平成30年産米からは、減反政策が廃止されます。米の直接支払交付金が廃止されるなど、米農家の耕作意欲の減退というのがさらに進んでくるんじゃないかなという懸念もあるところでもあります。そんな懸念の中で、まっくんファームをどう充実させていけるのかということも検討していく、今検討しておりますが、さらに検討していかざるを得ないというふうに思います。

米の場合には、売れる米をつくる、販売力の強化、これが必要であります。まず、一弾といたしまして、「風の村米だより」の商標登録等によるブランド化を図りまして、他の産地米との差別化を図っていこうということで、この商標登録の申請は既に終了しております。

「風の村米だより」という商標登録、申請をしてありますので、これは申請時におきまして、この名前はもう確定しておるというふうに捉えておるところであります。これをどうPRしていくかということで、今月の6月25日、東京におきまして、この「風の村米だより」のPRに、私も含めて、行ってまいります。トップセールスをしろということで、私も行って、訴えてまいります。そんなことで考えておるところであります。

このまっくんファームの充実につきましては、村やJA、まっくんファームとの連携というのがかなり重要となってまいりますし、耕作放棄地をなくしていくためには、各営農組合でしっかり対応していただければいいんですけども、なかなか、本村の場合には、営農組合しっかりしているところが数少ないというようなことでもありますので、前々から申し上げておりますように、まっくんファームの直接経営ということも視野に入れていかなければ、耕作放棄地というのは減っていかないだろうというふうに考えておりますので、その辺はそんな御理解をお願いいたします。

商工業関係であります。

本村の商工業関係の支援策というのは、金利等々の助成や利子補給等々を見ましても、かなりよい制度になっております。他市町村と比べましても、かなりよい制度というふうに思っておるところであります。また同時に、工場等の空き店舗に補助金も出しております。当初、どのぐらいあるのかなという思いもしておりましたけれども、これもかなり利用があります。そういった部分の利用も順調に推移しておるところでございます。

本村の場合につきましては、大規模な工業誘致というのは、土地の問題でどうにもならない面があるわけでもありますけれども、この既存企業をどう充実していくかということでもあります。これにつきましては、また商工会と十分意見交換をしながら、さまざまな制度を活用していただく方策もとっていただきたいというふうに思っておるところであります。商工会では、起業の相談というのがかなりあるようでもありますので、この辺もしっかりと力を入れて、支援をしてまいりたいなというふうに考えておるところであります。

それと同時に、土地利用の関係で、既存企業が規模拡大をしたいという申請もあるわけでもありますけれども、農振地域であるがゆえにできないという悩みもあるところでもありますけれども、ようやく県が、いわゆる農振地域しか広げる余地のない既存の企業につきましては、

農振除外といいますか、緩和するような、そんな申請といいますか、国によろやく訴えをしていただけるということで、特区申請というような面も含めて、今、国に上げておるといふことでもあります。これは、私も、粘り強く県に訴えてきたところでございます。そんなことも注視をしながら、既存企業の充実に努めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、観光分野というのは、これからかなり脚光を浴びてくるようになってまいりました。そんなことで、去年、ちょこっと農業塾、1年だけで終わらせてはならないということで、今年度から2年間、農泊推進事業として申請をしたところであります。これも、ほぼ認められるのではないかなというふうに思っておるところであります。農業と観光をどう結びつけていくか、そんなことを模索してまいりたいと、滞在型体験農業を観光ビジネスモデルとなるような事業、そうやっていくように力を入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

産業振興というのは、村の本当に根幹にかかわる問題でありますので、しっかりと対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） やはり、農産物におきまして、販路の拡大、そこらが大変、これから先、有望化されてくるかと思っておりますので、販路拡大、また、村内は、小規模企業の商工業者が多い中で、村の制度資金やら、県の制度資金を活用して、今、一生懸命、頑張っておりますので、村の財政の支援、またよろしく願いいたします。

それでは、最後に、健全財政の維持はということで質問をいたします。

昨日、同僚議員の質問で答弁をいただいておりますので割愛しようかと思いましたが、ちょっと2件ほどお聞きしたいと思っております。

村民の生産年齢層も多くて、住宅建築の増加も続き、村民税、法人税、固定資産税の増加が見込まれるが、どのような見通しであるかということと、財政調整基金であります、世界の政治情勢やら経済情勢が、また、国の交付金やら補助金は、一抹の不安があり、一朝有事の際や村の大型事業に備えておく必要があるかと思っております、現在の保有している額、このぐらいが確保するには必要かと思っております、その2点について質問いたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健全財政の維持、これは村政の根幹にかかわる問題でありまして、きのうも答弁をさせていただいたところであります。

この健全財政の維持の中でやはり一番重要なのは税収であります。平成28年度決算で20億8,900万ぐらいの部分でいけるのではないかなというふうに思っております。法人村民税の、法人税の税率が下がりましたので、そのあおりがどうしても出てきておるところであります。しかし、個人住民税と固定資産税は順調に推移をしておるのかなというふうに思っております。固定資産税、今年度の調定ができました。予算と比べましても2,000万円余、増額補正ができるんじゃないかというふうに思っております。個人県民税につきましては、6月、もうしばらくすると今年度の予算との対比ができてまいりますので、またお知らせもしてまいりたいなというふうに思っております。

したがって、本村の個人村民税、固定資産税、これが2大税収でありますので、これは順調に推移をしておるといふふうに思っております。人口増加という部分も、納税者がふ

えておりますので、影響しておるといふような思いがしておるところであります。

逆に心配なのが、心配といいますか、これは時代の流れで、やむを得ませんけれども、たばこ税がどんどんどんどん減っております。これ、時代の流れの中で、やむを得ないといふふうに思っておるところであります。

基金の問題でございます。

きのうも御質問いただきました。どのぐらいの基金があったらいいだろうかなというのは、それは、あればあったにこしたことはありませんけれども、有効に活用することも考えていかなければならないところでもあります。

きのうも申し上げましたけれども、本村の基金、全体の保有高は、標準財政規模の74.数%ということで、長野県内で44番目のということになっております。本村の財政規模からしますと、もう少しあってもいいのかなという気はしておるところであります。ただ、余りの多くなりますと、財務省や総務省の考え方もありますので、適当という数字がまだ示されておられませんので、何とも言えませんけれども、一定の本村のいろんな事業、めどがついた段階でも、20億円台は維持していたいというのは私の考え方であります。不測の事態に備えるということもありますし、将来的にわたっての村の活性化策、こういったことにも充てていかなければならないといふふうに思っておりますので、20億は下回らないような、そんな財政運営はしてまいりたいなといふふうに考えております。

ただ、全国的なものを見ますと、あるところにはあるんだなど、本当にうらやましいなという、そんな数字のところもあるわけであります。一番高いところは、たしか標準財政規模の何倍、何十倍とか、何かそんなところもあるようであります。しかし、これは、それぞれの財政状況、財政実態によってかなり違ってまいりますので、できる限り健全財政を維持しながらといふふうに思っております。

上伊那の状況、上伊那全体的に、基金を含めて、財政状況はかなり厳しい面があるわけがあります。そういった中でも、本村は良好な財政運営をしているのかなといふふうに思っております。産業規模が同じ、類似団体に比べるのが一番ベストかなといふふうに思っておりますので、本村と同じ産業構造、人口規模等の類似団体というのは、全国で39団体あるわけがあります。いろんな指標を見てみますと、そのうちの7位といふふうになっております。かなり上位につけておりますので、当面は心配はありませんけれども、今後も健全財政維持をしていくように、また、事業もそれに見合ってやっていくようにという、このことに心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ぜひとも、残すだけではなく、大型事業のときには基金を取り崩すということも考えた中で、現在を保持していただければと思います。

地方創生の事業が多くなる中で、担当課や職員の皆さんの努力によりまして、事業がそれぞれ申請され、採択され、期限内の完成というようなことで、役場、庁舎内にも、非常に熱意と緊張感が漂っておりまして、大変忙しいかと思いますが、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

また、村長におきましては、2カ月が過ぎましたが、残された3年10カ月、これを、健康に留意されまして、全力を出し、完全燃焼し、有終の美を飾り、最終章を完結するようお願い

いいたしまして、私の一般質問といたします。終わります。

議長（丸山 豊） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから9時55分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 村長の4期目の当選、おめでとうございます。全国町村会長を目指して、今後、ずっとやっていただければと思います。

私は、あらかじめ通告した6件についてお聞きいたしますが、村長になってから、一般質問で実現したことが数多くあります。子育て、本当に充実しているなどと思いますが、ただ、ちょっと教育、これから一般質問している中で、やっていただいたほうがいいなということがありますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

クラスがえした兄5年と弟2年が、北原から来る2年の子供と一緒に学校へ行っています。きのう、7時ごろ迎えに行くと、泣いた跡があるので、どうしたのと聞くと、お父さんがと言って泣き、抱きかかえながら聞いても語らず、きょうは顔を見せませんでした。心配でならず、家まで行ってみましたが、ついに声かけはできませんでした。

一番最初の質問ですが、スポーツのレクリエーション団体等の活動推進ということで、5月17日のマレットゴルフ場に、けが防止のため、ウッドチップを敷いたという記事が載りました。それで、これはまさしく村長に要望書を上げていたもので、大芝マレットゴルフ場は、コース整備が行き届いていない、十分整備をして、お金をいただいている以上、納得して使ってほしいという役員の意見を私がお聞きして、村に要望していたものです。経緯があるということですが、結果が載っているだけで、理由は書いてなかったもので、やはり見過ごしていたものですが。

同好会の大会に出られないので、1人で打ちに行ったとき、このチップを見て大感激、ヒノキのにおいがまた不思議で、聞けば、どうやら、30万円肉づけ予算で実行されたものらしい。担当課に聞いているのだから、真っ先に知らせてほしいものだったところでは。

今後の整備計画についてお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

マレットゴルフ場の関係の御質問であります。

マレットゴルフ場は、前々から、同好会の皆さんと意見交換もしながらやってきたところでもあります。昨年の当初でありましたけれども、マレットゴルフ同好会から、コース全般にわたりましての御要望をいただきました。グリーンといいますか、そこをもう少し整備をしてほしい、あるいは日常業務、同好会が一生懸命やりますので、委託していただければ、もっとすばらしいマレットゴルフ場にしていこうというふうなお話もいただいたところでもあります。そういったことを受けまして、開発公社からの再委託というのを検討してきたところでもありますし、その過程では、唐澤議員さんからも、同好会の皆さんの要望を受けて、お話は

お聞きしておったところでございます。

そういった経過を踏まえまして、今年度から同好会に、日常的な清掃業務、場内コースはもちろんでありますけれども、その周りの清掃等々は全て同好会にお願いしたところであります。開発公社から再委託をさせていただきました。肉づけ予算ということではございませんので、開発公社の現状の中で再委託をしたということでもありますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

あとは、マレットゴルフ同好会からの要望で、再委託の部分は解決いたしましたけれども、グリーン上、もう少し整備をしてほしいというような要望があるところであります。この辺は、また同好会の皆さんと話し合いを進めながら、すぐというわけにはまいりませんので、順次整備はしていく必要があるというふうには考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 大勢のマレットゴルフの人口、本当に健康のためにすばらしいなと、竹渕先生も喜んでるんじゃないかなと思っております。

こども館の準備室の開館までの計画はということです。

2000年に、私、連合上伊那地協議長として、ずっと幹事会、若手組合員の人たちに、幹事会とか、総会とか、東海ブロックの政策会議で、南箕輪、子育てに優しいよというPRもさせていただいて、2005年に保育料が安くなったと、口コミで、人口増があるということです。今、組合もない派遣労働の人がふえておりますので、こういった若手の労働者を中心に、一緒に勉強会を開いております。

先日、福祉教育常任委員会のヒアリングの中で、子育て支援課のこども館の進捗状況を確認させていただきました。ユニークな外観というふうにも実感したところです。道が狭く、新たに西側に駐車場を確保するというので安心しております。また、発達障がいや支援教育の研修も行われ、新たに配属された正規の保健師の説明によって、要保護対策協議会の実態や、負の連鎖の虐待の話などをお聞きしたところです。子育て相談員の方の話によれば、本当に正規の職員の保健師が来て、心強いし、本当に気持ちが楽になったと、やっぱり臨時であると、なかなか難しいというようなお話をお聞きしたところです。また、女性の教育相談の先生も配属され、本当に心強いところです。

係長からは、ファミリーサポートセンターをすくすくハウスで考えたいというような提案も聞いたところです。

それから、学校開放の日が来ましたので、嫁に頼まれ、子守で、小学生になりたいという兄たちを自慢に思っている弟の年中の孫と一緒に学校に行きました。2人の兄のクラスへ行き、授業を見ました。女教師は、唇をかみしめ、にこりともしません。理科の先生の授業は、なかなか、わかっているのか、わかっていないのか、子供に興味は伝わらないんです。ここに大型テレビがあって、教員のタブレットで知らせればいいのに、そういえば、各町村にテレビ購入のお金が、交付税で一般財源化されているはずだが、どうしたか。本当に、どうしてテレビが購入されていないのかというような気がいたしました。朝の登校時に、孫に聞いてみて、クラスがえしたばかりの先生はどうだい、嫌いかねと言うと、意味もないのに急に怒り出して、やっぱり嫌いだというようなことを言っていました。そうかね、今までが良過ぎたんじゃない、そういうこともあるさと言っておきました。最近、薄田東先生に行き会い

まして、その旨を話し、教室をのぞいていただくことをお願いしたところです。

授業参観の帰りに、孫の手を引き、こども館の北側を通ってみました。道が狭く、細い川だが、子供が落ちたら流れそうな急な流れでした。ふたが必要ではないかな。また、そう思うと、近所の方が出てきて、フェンスがないと危険ではという話も出てきましたが、どんな計画でしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 学校の話が出ましたけれども。

議長（丸山 豊） それは後でいいです。2番の。

村長（唐木 一直） 3番の質問でいいんだね、これは。

議長（丸山 豊） はい。こども館の。

村長（唐木 一直） こども館の問題であります。

こども館につきましては、御報告申し上げておりますけれども、工事は順調に進んでおり、6月末には完成し、7月6日に竣工式、8日に一般開放して、7月中旬からは、こども館係と子育て教育支援相談室がこども館に移って、業務を開始する予定で、現在、こども館係では、開館に向けての準備を進めておるところであります。したがって、7月6日の竣工式、8日一般開放、こういった日程で進めてまいりたいというふうに思っております。

このこども館につきましては、最終的には、南箕輪村版ネウボラということを目指しておりますので、子育て世代包括支援センターにつきましては、現在、複数の係でそれぞれ行っている子育て関係に関する業務を、情報共有をさせて、横の連携を深めるよう打ち合わせを行っており、妊娠から18歳までの切れ目ない支援ができるように検討もしております。

こども館北側の道路につきましてはの御質問でありました。

南箕輪小学校の放課後児童クラブがこども館に移ってからは、児童が通る道となり、その北側には30センチのU字溝の水路があります。また、小学校プールの南の部分というのは、ほかの部分より勾配がある道路となっております。道路と水路の間に高低差があります。この部分につきましては、溝ぶたを設置してありますので、心配はないのかなというふうに思っておりますし、校外授業やマラソン大会でも、常に子供たちが通っておる道であり、通常の通行には問題ないと考えております。このために、放課後児童クラブがこども館に移った様子で、もし必要があれば、対応は考えていかなければならないなというふうには思っております。当面は、現行で様子を見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 子育て相談室ができたときから、あその場所ではというようなこともお願いし、正規の職員が必要だということを言ってきたと思います。やっとな実現して、おかげさまだと思います。さらなる充実をお願いします。

次に、ICT教育と生涯学習施設の活用について。

タブレットの活用法方法と今後の拡大をということで、先日、ヒアリングの中で、生涯学習施設に導入したタブレット50台と特別支援10台、2,000万でという話がありました。既に、

箕輪町では早くから取り組んでいるということで、箕輪町の教育委員会へ行きました。これは、やはり首長がやろうということで、大金をかけたというお話でした。平成26年に中学へ140台、平沢町長のときに、県教委の勧めもあり、町で取り組んで、2,200万円、リースで120台、3クラスの生徒用に、10台教師用ということで、120台を生徒用、20台を教師用ということでやってきたそうです。そして、平成28年には77台を小学校5校の教員用に購入し、教室には大型テレビ、電子黒板で、その画面を映して、教員が指導し、530万円かかったということで、パイロット事業は全て単独事業で補助金はないけれども、この事業から見て、学校教育専門のタブレットとして、生涯学習施設とはいえ、学校教育用に使ってほしいなど、首長の許可がなければできませんので、やはり大金ですし、やっぱりタブレットを使ってやっていくのがいいと。

今日の日報にも出ておりましたが、西春近北小と伊那市の東部中が、テレビ会議で遠隔合同授業ということで、やはり発見の火山灰の堆積したやつをインターネットを使って、テレビ会議で勉強したというすばらしい内容が載っておりました。

そのように、やはり媒体を使って、教育効果というものを上げていただきたいと思います。そのことについて、今後の計画をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 清水教育長、答弁を求めます。

教育長（清水 閣成） 議席番号6番、唐澤由江議員の御質問にお答えします。

今、学校の授業の様子をお話しいただいて、地域に開かれた学校でございます。本当に、議員の方々の学校にも行かれてという、本当にそこが大事な、ありがたいかなと思っています。今後も、学校のほうに足をお運びいただければ幸いに思っております。

先ほど、御質問の中に、テレビの購入のという、交付税にてというお話をいただきましたが、現在、そのシステムがないということで確認をさせていただいていますが、少し前ならあったかもという話もいただくわけです。

あと、もう一点、専門員ですが、ことしから、先ほどお名前、教育支援専門、かなり学校のほうに動いていただいて、子供たちの直接支援、それから、校長、教頭等々もいろいろな相談をしながら動いてきてますのでという御報告いたします。

今、学習指導要領が3月に公示改訂されてということで、その動きがいろいろあります。学習指導要領に示されている大事な観点としてですが、一つは、何を学ぶか、それから、どのように学ぶか、それから、何ができるようになるか、これが大きな軸というふうに考えております。それで、何を学ぶかは、内容を、どのように学ぶかは、方法を、そして、何ができるようになるかは、実際の中での能力、そういうふうに受けとめています。ちょっと大胆な、誤解を恐れずに申せば、これまでの学習指導要領においては、何を学ぶか、何ができるようになるかに重きが置かれていたのかなと、そんなことを考えますが、今回の改定の中では、特に、どのように学ぶか、いわゆる学び方ということにかなり重点、着目していく必要があるかなと思っております。それによって、各教科、領域の内容が示されている。カリキュラムマネジメント、3月議会でお伝えしましたが、そここのところはうんと問われているというふうにも思っております。私自身、非常に大きな転換期、転機になるかなというふうに推測しております。大学入試、2020年が、その方向で変わっていくと、そんなことも認識しております。

御質問のICT教育にかかわってなんです、先ほどお伝えした新学習指導要領の軸とな

る主体的、対話的に深い学び、アクティブラーニングという言葉もありますが、にICTがどう寄与するかが大きなポイントというふうに思っております。自分の考えを整理する場、あるいは友達、仲間とともに、教室の中で共有して発表する場面とか、いろんなところに活用ができるかな。特に、視覚を通してということで、画像をもとにしながら協議する、討議する、話し合う、そんなことがなされているかなというふうに思っております。また、プログラム、あるいはシステムが要望どおりに動いているか、そういうふうなことを確認する、証明する、いわゆるエビデンスを見せる場面としても期待が持てるかなというふうに思っております。いずれにしても、ツールの一つでございますので、ICTがあればいいというものではないという、それをどう子供たちが使っていくか、教師がそのところでどうかつようしていくかが大事な点だというふうに思います。

今、テレビのお話がありました。テレビのことも含めながら、今後、両小学校のタブレット導入を見据えております。また、研修も含めて、していかなければ当然できないことであります。ICTの活用を図っていききたいというふうに思います。

それから、いずれにしても予算が非常にかかるという。ですので、村長と当局とも相談しながらということを重ね考えながらというふうに思っています。

また、生涯学習施設の活用につきましては、授業以外では、現在、村公民館講座の初心者向けのパソコン講座、それから、楽しいギター弾き語り講座で使用しています。村の生涯学習の場でございますので、地域の皆様方との今後の活用を願っている。または、それに伴いながら、運用管理体制というものを構築していく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やっぱり、パソコン教室ですけれども、村公でやっている場合にはインターネットが全然入らないから、問題があるというようなこともつい最近相談があって、やはりそういうパソコン教室に使うということは、時間がずらせられれば、勉強以外に使わなければ、それは使って、本当にいいタイミングじゃないかなと思いました。よろしくお願いします。

それで、ICT教育の内容なんです。やはり、どうやって教育したらいいかわからないということで、箕輪の教育長さんのお話では、そういった指導員も教員で連れてきて、みんなに指導して、勉強をどうやって教えるんだというようなこともやっただと。それから、LANを張りめぐらさなくて使える方法があるから、お金がかからない方法があるからということで、ちょっとまたお話も聞きに行きたいなというふうに思ったところですので、ぜひ参考にされて、前向きに取り組んでいただくようお願いいたします。

映画の「みんなの学校」の教訓をどう生かすかということですが、大阪府大阪市立大空小学校が2006年に新設され、2017年に改訂される学習指導要領、主体的で対話的な深い学び、こんな学校が本当にあるだろうかと校長が書いております。子供の言動をつぶさに見て、感じ取って、なぜ、どうしてと問い交わしていけばいい。子供に学ぶことを忘れて、大失敗。週に1回、全校道徳や日々の授業にも、保護者や地域の人に参加し、学んでいく。性別や年齢はもちろん、障がいのあるなしにかかわらず、みんなが学び合える学校。その結果、小さなトラブルは日々起こるが、いじめはなく、不登校も1人もいない学校をつくってきたと

いうことで、うわさを聞きつけて転校し、毎日元気に通って卒業していった子供たちもたくさんいるというふうに書かれております。たった一つの約束があるから、俺でも何とか学校に行けそうやからというふうに言っている子供の姿。それで、やっぱりこの校長先生はすばらしいなど、涙なしには見られない映画でしたが、この教訓をどういうふうに生かしていくのか。教育長は専門なので伺いますが、特別支援の先生方、大きな声で、指示的、命令的な指導についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 映画「みんなの学校」の教訓をどう生かすかということについて、まずお答えしたいと思っております。

映画「みんなの学校」は、2015年2月から全国で公開されたドキュメンタリー映画で、今ここに、手元に本もございりますが、先に出ている、通読させていただきましたが。この映画の舞台となった大阪市の公立大空小学校、今、議員もおっしゃられた学校でございりますが、自分がされて嫌なことは人にしないという一つの約束、校則といたしましうか、のところで、全ての子供の学習権を保障するという教育理念のもとに、障がいという言葉を使うのいいかですが、障がいのある子もない子も、全ての子がともに同じ教室で学ぶ。初代校長として、奇跡の学校をつくり上げてきた木村校長先生、すごいお力のある、すごいバイタリティー、エネルギーな先生というふうに映画を見て思いましたが、大空小の子供たちと教職員、保護者、地域の方々が学び合い、成長していく感動の軌跡をめぐりながら、今の時代に求められている教育のあり方を問う内容となっていると私は見て思いました。

村では、教育委員会とキャリア教育推進協議会の主催で、この映画を3月25日に上映させていただきました。子供たちの学び、育つことについて、多くの皆さんとともに考えたいと、その一つのきっかけとしての上映の機会でございます。会場に集まった多くの方々から、こんな学校が日本にあるのか、本当にあるのか、あるいは、こんな学校に通わせたい、そういう声も、見終えた後、私もお聞きしました。涙を流される方もいらっしゃいましたので、本当に鮮明に覚えております。

今、学校教育が抱えているさまざまな課題は、学校だけ、あるいは教師だけの問題ではないかなというふうに思っております。学校を含む社会全体が抱えることであり、家庭教育にも同じような課題があるかなというふうに感じております。今後、今まで以上に、村の子供たちが、主体的に学び、育っていく学校はどのようにあればいいのか、あるいはどうつくり上げていけばいいのか、大きなテーマであるとともに、実現したい目標でございます。昨日、百瀬議員からの御質問ともかかわるというふうに受けとめております。学校教育のあり方を通して、子供たちが育つ、学ぶ・育つということはどういうことかを、保護者の方、あるいは子供たちを見守り育てる地域の方、きのう、民生委員の方々も本当に学校に寄せる思いを、子供に寄せる思いをお持ちでございますので、地域の方、そして、これから多くの皆さんと意見を交わして、一緒になって考えていく、そこを大事にしながら、村全体で、村民の方全体で意思疎通を図っていくことが、そうしたいなって、そんなことを感じておるところであります。そのことが、将来にわたり、子供たちの笑顔、主体的で対話的な深い学びにつながるということになりますので、それを目指していきたいなというふうに思っております。

それから、最後、私、専門云々ではないんですけども、特別支援の先生方が大きな声で指示、あるいは命令的なことをいただいて、子供さんにとって、育ちにとって、一番

大事なのは状況づくりという言葉は私はよく使いますが、どういう環境設定で、どういうことをどういうふうに整えていくか。その中で、今の大きな声というのが適するかどうか、ちょっと状況は私にはわかりませんので、ですが、また、専門員も含めて、学校の先生方もその状況づくりは当然丁寧に、いわゆる合理的配慮をどうするかでございますが、そこを大事にしたいと思っておりますので、また連絡をとっていきなというふうに思っております。また、参観等をして、お気づきの点がありましたらお伝えください。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） やはり、なかなかこんな学校はないんだろうなというふうに、すごい理想的な学校で、この木村先生、本当にずっとやってもらいたいなと、人がかわったらどうなるのかなと思ったところです。村長も、人がかわったらどうなるのかなと思っておりますので、ぜひ、体が続く限り、ずっとやっていただきたいと思っております。人なんですよね、やっぱり。だから、あの先生は嫌だとか、今まではとってもいい先生だったのに、どうしてあんな先生が僕たちに。でも、そういういろんな人がいるんだからというふうに孫にも一生懸命言っていますけれども、よろしくお願ひします。

次に、読育をどう推進するかということで、活字離れが進んだり、やっぱり自分でどういうふうに理解して、どのように利用して、どうやって生きていくかというのがまだわからない子供が多い中で、箕輪の読育というのがすごいなと思ったのは、1,000冊を一堂の体育館に集めて、小学生も中学生も一緒に、3会場として選書会というのをやっているんだそうです。それを選んで、図書館でも、ほかの友達も見る。自分も、何でこれを選んだかというポップ、アピール文を書くと、そんなようなことで、子供たちはすごい目を輝かせて、もう長年やっているようですけれども、その図書代、小学校5校の図書代400万、中学校が120万ということで、司書の先生が選ぶんじゃなくて、一人一人が本を選ぶ。なおかつ、一堂に会して、体育館で選ぶというのがすごいなと思ったので、ぜひ取り入れるところがあったら、ちょっと村でもやってみていただければ、もっと読書好きの子供がふえるのではないかなと思った次第です。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、箕輪町さんのお話も含めながら、新聞にも載っていた選書のあれでありますね。ありがとうございます。

本に親しむ、あるいは本を通してというのは、本当に学齢期ではなくて、本当に幼少のころから大事かなというふうに思っております。そういった意味合いで、例えば、読み聞かせ、特に寝る前、就寝のときに、お母さん、お父さんが読み聞かせるとか、そういうことは本当に心、あるいは情緒を育てる、そんな意味合いで大事かなというふうに思っております。村のほうで、7カ月のお子さんにファーストブック、それから3歳ですね、3歳になったときにセカンドブックということで、絵本等を通しながらということで渡していますが、特に3歳のときには、村図書の司書のほうで、実際に読み聞かせをして、子供さんに読み聞かせをして、その後、実際に、お家の方がお子さんに読み聞かせをする、そんな場面もあるというふうに聞いていて、ベース、耕しのところでうんと大事かなというふうに思っています。

また、学校のほうでは、朝読書、あるいは小学校低学年では読み聞かせ等も行われているという状況でございますが、今、箕輪町さんの取り組みの選書に関してなんですけれども、

村の中、小学校、あるいは中学校で、子供が参画していないという状況ではなくて、実際のところでございますが、中学校、ちょっと先にお伝えしますが、中学校では、この間も、職場体験学習ということで、図書館に生徒さんが来て、実習をして、その中で選書体験を行ったり、それから、学校の中にある図書委員、図書委員会の図書委員が選書に参画しています。また、南箕輪小学校では、図書委員が同じように選書にかかわったり、南部小学校では、二、三カ月に1回のペースで、あそこは、地域の方にも開いていますので、地域の方も含めて、投票形式の選書希望をとっている。それを選書の参考にしています。3校とも、常時、リクエスト、こんな本がという、そういうリクエストができるわけですが、それによって、願いを反映できる取り組みを大事にしております。

今の読書に親しむという、本に親しむということに関して言えば、子ども読書活動推進計画の見直しも含め、今後、そのところというか、いわゆる書に親しむ、そこをうんと大事にしたいなというふうに、私、図書館長でございますので、考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 図書館へしょっちゅう行くということが本当に、自分の孫も含めて大事なことだろうなと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、子供の交通安全対策はということで、伊那市の事例から、山寺の市道で、5月20日に小学校1年の女子児童が車にはねられ死亡して、現地診断と再発防止検討会を事故現場で行ったといえます。時刻は午前11時ごろ、横断歩道のない市道で発生し、女性が飯田線方向へ走っていたところ、児童が右側から横断して、車と衝突したということで、本当に見通しのよい道路環境であるということだそうですが、やはり、帰宅後や休日の事故が67%と、登下校より多いということですので、地域でも、学校だけでなく、子供自身が、本当に安全に交通安全教育というものを考えておかなければいけないなと思いますが、ちょっと学校の取り組みはどうでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今回の事故は、本当にせつないし、悲しいしという、状況を少し友人からお聞きして、さらにせつなくなる思いをしたわけでございますが、具体的にはお伝えできませんが。

今の御質問に対してですが、交通安全対策として学校の取り組みは、例えば、入学した子供さんが、児童ですが、学校の周辺の交通安全教室で歩いたりとか、あるいは、自転車の乗り方、交通安全教室の開催、それから、PTA校外指導部による危険箇所パトロールと児童保護者への周知、それから、登下校の通学路の確認や安全指導を行っております。また、きのうも、本当に危険箇所はどうかという話も民生委員会で出され、地域の方も関心を寄せていただいております。また、南部小学校では、安全マップを作成し配布、地域の方の周知を図っております。また、このマップは、3年ごとに更新作業を行っております。

村の交通安全対策としましては、道路管理者が行う通学路へのグリーンベルトの施工、それから、地区計画によるカーブミラーの設置、本年4月から始まりました南原地区内のゾーン30における生活道路30キロ規制などを進めておるところでございます。交通安全協会では、保育園、小学校への交通安全教室も実施されています。また、通学路交通安全協議会では、通学路の安全性の確保等の検討を行い、必要に応じて改善を行うとしております。横断歩道

や信号機の新設などは、県の公安委員会の所管になっており、その都度、伊那警察署を通じて要望を上げているところがございますけれども、本当に悲しい事故が起きてしまう現状もあるかなというふうに思っております。先月の事故を踏まえて、村の交通安全協会では、通学路での啓発活動を、あした朝、八幡森のところで行う、そんな計画も持っております。

いずれにしましても、各家庭を初め、私もドライバーですが、ドライバーの皆さん、それから保護者に対する交通安全の啓発というものは、さらに継続していく必要があるかなというふうに感じております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり、こういう事故があつて、本当に反省するんですけども、毎日、毎日、やっぱり気をつけなければいけないことですので、常に心して、よろしく願ひしたいと思います。

議員定数をどう思うか、新聞記事を見て、住民からよく聞かれるということなんですが、中間報告の新聞記事が出て、定数増ありきではないかと異論を唱える人が多くいました。議員不信もあるかと思ひます。年4回の議会に一般質問をしなかつたり、勤務のために会議を欠席したりとか、そういった義務も職責も果たせられないということでは困ると思ひます。非常勤である地方議員の活動日数が、決して多くなくて、議会は、やはり県議会で年間98日、市議会では87.1日、町村議会が43.4日、会期中も休会が多いので、ここで若い人がこの日数だけで議員になり得ない実情があります。地方議員の多くは兼業で、農業や自営業がほとんど、全国98市町村の議員1万1,161人の職業を見ると、農業が3,391人で全体の3割、次いで無職の2,399人、建設業が749人、無職が7,849人と40.5%だということだそうです。

東京都の小池百合子氏が誕生しなければ、2020年の東京五輪の経費問題や豊洲の地下に盛り土がされていなかったり、地下水から基準の最大79倍の有害物質が検出されたりする事態はなかったと思ひます。ドンと呼ばれる議員が牛耳っていたことや、政党復活予算が毎年、議会側の要望で復活させる、200億円も用意されたということも伏せられ続けていたに違ひありません。都政の不透明さが明らかとなり、都議会の不信感が募るばかりで、行政のチェックもせず、むしろ利権の分前に預かろうという意図が見えたからです。

地方議会や議員に対するイメージとは、一般的に悪く、行政の単なる追認だけではなく、地方議会を再生する相川さんという人によれば、無用の長物だという批判があるそうです。2014年に会見で号泣した県議、または、世間を仰天させたのは、架空の日帰り出張で詐欺の富山市議会、16人も辞職したが、異例の補選が行われ、また再選された人もいるし、1億200万円余分な税金がかかり、投票率は26.94%と、本当に議会不信のあらわれではないかなというようなことがあります。

そんな中で、やはり、大川村の、高知県の議会廃止、村総会を検討という、人口400人の中で、議員のなり手がいないというのは、15万の歳費では食べていけないということだそうです。議員定数6以下の自治体は12あるそうです。だから、それを2倍にして30万でも食べていけるのかどうか、ちょっとわかりませんが、村のために24時間奉仕するぐらいの気持ち、専任でやるとか、そういった、今や人口減少時代に、必ずや、そのうちこの町村でも人口が減ってくると思うんですが、半減するのか、減らすのかというようなことで、ちょっと村長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議員定数の問題であります。

議会のことでありますので、私の立場で申し上げることは差し控えたいというふうに思いますが、若干、村政にかかわる部分もありますので、これは、私の考え方だけ申し上げておきます。

議員定数につきましては、平成の大合併の議論の中で、住民投票により自立の道を選択したときから、議会としての議論を重ね、定数6減の10人とすることで決定したところであります。平成19年の4月の村議会議員選挙により執行され、現在に至っております。それとは逆に、南箕輪村の人口は増加し続け、1万5,000人を超え、類似団体や県内町村と比較し、議員定数10人というのは少ないんじゃないかなという思いはしております。人口規模や議会としての機能、役割、こういったことを考えながら議論していただければいいのではないかなというふうに思いますけれども、私自身は、議員定数10人というのは、やはりこの規模、あるいは機能、役割、そういった観点からすると、南箕輪の1万5,000人を超える村の議会としては少ないんじゃないかというふうに思っております。しかし、これは、当時の議会の中での議論の中で決定されたことであり、住民と議論を重ねる中で、村議会として適正な定数を導き出していただければと思っております。

あくまで、これは私の私見ということでもありますので、議会のことでありますので、議員の皆さんで議論をしながら、住民の意見をお聞きしながらお決めをいただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 議員とは何をする人かとか、議員の質の向上等を考えながら、また考えていきたいと思っております。

次に、人権尊重・男女共同参画の推進について。

女性が参政権を得てから71年目、21年目の男女共同参画法、依然として女性の地位は低く、女性の活躍推進といっても、OECD191カ国中156位だということです。

平成9年に、婦人会が閉会となり、婦人問題企画推進を掲げて運動してきたのが一旦中断します。その後、平成12年4月に、教育委員会の女性係が設置され、私がついたわけです。10月に、大々的に長野県南信地域集会在開催されました。平成13年2月に、南箕輪村男女共同参画行動計画が策定され、村全体で女性の地位向上のために取り組むということで、総務課男女共同参画係に移管されました。そして、男と女の参画勘所講座や男女共同参画を目指すセミナー、女性のエンパワーメント事業などを実施し、パートナーシップ南みのわが推進団体となり、懇談会やフォーラムを行ってきました。14年9月に、議会において、南箕輪村共同参画都市宣言を行いました。12月には、男女共同参画フォーラムを内閣府と共催、記念講演、樋口恵子氏を招いて、女性の地位向上を訴えました。その後、平成17年7月に、教育委員会社会教育係に移管となりました。平成15年に、ちょっと私が住民環境課長ということで、席を離れたわけですがけれども。

先日、パートナーシップ南みのわの総会にお邪魔した折、6月8日に女性模擬議会をやってみてはというような提案をしております。現実には、家庭では女性がイニシアチブをとり、

実権があるんですが、女性が会長や議長になることにはまだまだ異論が多く、こんな社会通念を捨てて、実力で勝負できるような社会づくりをしていきたいということで、そういう話をしたところなんです。だから、前向きに検討してみたいという意見でしたが、そういう模擬議会を、何らかの形で自分の意見をこういったところで発表してもらおうというのはいかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村の男女共同参画に関してから少し話をさせてください。

今、お話がありましたように、平成14年に、21世紀に輝く人と人、女性と男という、そういう意味で、人と人と題していますが、南箕輪男女共同参画行動計画を策定し、5年ごとに改定がされているということでもあります。現在、第4次のこれを今検討しているところでございます。また、策定同時期から、男女共同参画社会の実現に向け、男女の人権尊重と相互教育により、成熟した社会の創造を目指し、地域の団体及び個人への男女共同参画意識の啓発及びネットワーク化の促進を図ることを目的としたパートナーシップ南みのわが組織されております。村としても協力をさせていただいてきております。

このパートナーシップ南みのわで、女性模擬議会を開催してはという、先ほどの御質問でございしますが、パートナーシップ南みのわさんのほうで、女性模擬議会を希望されるということであれば、教育委員会から村へ対応をお願いしていくという、そんなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） それぞれ、味工房での働き、民生委員さんとか、いろんな団体の代表者ですので、そこで起きている課題を、それぞれ、私はこうやって、どういうふうにやりたいと思うけれどどうでしょうかというような感じで発表してもらえれば、余り難しく考えずにやっていくと、力がついてくるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、公民館を更地とし、村の公民館事業を南殿コミュニティセンターで便宜的に併用し、借用できないか。必要に応じて村民センター使用も視野に入れたらどうかという問題です。

村公民館は建設してから50年以上、もっと経過しているのか、なおかつ、学校に近いということで、場所的にも昔からあるので親しまれております。また、学級講座、その他、趣味的サークルでも使用料無料ということで、絶対有利な奪い合い的な要素があります。また、地域の公民館は使用料をとって、区の収入にしております。それが慣例だからということで。

それはさておき、学校の生徒数が増加し、駐車場がなく、あちこちで大変です。そこで、発想の転換を図り、比較的近く、比較的広い、まだ耐震がある南殿コミュニティセンターにということで、私が勝手に思っているわけではないので、なかなか難しいハードルはあると思うんですけども、決まった借地料を払って、お借りすればどうかなと、必要に応じて、村民センターを公民館事業や文化団体で使用するときには無料にするとか工夫し、今までさんざん改修してきた、1億円をかけた建物ですので、耐震改修せず、しばらく併用するか、更地にするかと思って御提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 村の公民館というのは、村民の学びの拠点となっておりますし、

年間で2万人以上が利用をされている施設であります。これ、過去最高の利用というような報道もなされたところでもあります。老朽化対策と利便性の向上のために、耐震改修をしていく、これは議会で予算をお認めいただいたところでもあります。整備するに当たりましては、前の庭、これを駐車場に整備すること、このこともあわせて検討もしておるところであります。また同時に、村民センターも、延べでいきますと1万6,000人を超す皆さんの利用がありますので、二つの施設、有効に活用されているというふうに思っております。

この南殿コミュニティセンターにつきましては、これ、あくまでも南殿区民の施設でありまして、この活用もかなり多いということでもあります。したがって、これは難しいということでもありますし、村がどうこう言える問題ではありませんので、その点はそんな捉え方をさせていただければというふうに思います。

この発想が、学校の駐車場が狭いということだろうというふうに思います。学校行事というのは、毎日あるわけではございませんので、何とか融通をしながらというふうに考えております。役場の行事、役場の駐車場、前で裏、あるいは学校でも、北殿の公民館とか、南殿コミュニティセンターの駐車場等もお願いしているというようなことでもあります。また、学校行事というのは昼間が多いわけですので、こども館の駐車場、両方整備しておりますので、ここにもかなり台数がとまれるということでもありますので、そんな理解をさせていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 唐澤議員。

6 番（唐澤 由江）きのう、総合学習がありまして、うちのリンゴ園に子供が来たんですけれども、前の先生方は、のことは言っただけなんですけど、ちょっとメモ帳を持って来なかったり、筆記用具がなかったりして、ノギスではかっても、記録するものがないものですから、全然ピクニック気分でリンゴ園へ来て、それはそれでいいとしても、何か、ちょっと本当にちぐはぐな総合学習でした。私も、子供とのやりとりとか、いろいろ先生方の発言とか、いろいろ楽しいことが去年ありまして、信州の果実4月号に、いろんな総合体験の、やっぱり効果というものを書いた、載せたところですので、ぜひ、ちょっと、これからも効果的に総合学習、よろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（丸山 豊）これで、6番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終わります。

あす16日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹）御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊）お疲れさまでした。

散会 午前10時45分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 6 月 1 6 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

第 1 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)

第 2 発議第 1 号～発議第 2 号 提案～採決

第 3 議案第 1 号～議案第 8 号、議案第 10 号～議案第 12 号、議案第 14 号 討論～採決

第 4 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	松澤厚子
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	産業課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	教育次長	伊藤弘美
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成29年6月16日

午後3時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（丸山 豊） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） 議会運営委員長の報告をいたします。

本日、追加議案が提出されたことに伴いまして、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定をさせていただきましたので、御報告をいたします。

本日、請願に伴う発議2件が提出されております。これを本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、発議2件を本日の会議日程といたします。

これから、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

小坂総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 総務経済常任委員会より、本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

まず、これら4件につきまして、平成29年6月5日午後、本会議の終了後、審査いたしました。役場第一委員会室におきまして、出席者は、当委員会の5名の委員と事務局に事務局長、また、請願第3号の説明者としまして山崎文直議員に説明をしていただきました。どの案件も、国会審議レベルの難しい案件であったことをまず申し添えておきます。

まず、請願第1号「テロ等準備罪いわゆる共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」につきまして、審査結果は不採択が3名、意見表明なし1名ということで、この審査結果、不採択の意見ですが、まず、前委員会からの継続審査であります。国民の不安を増長する内容で、テロ等に準備する法案を必要とする国民の声も少なくない事実がある。これは、また後ほど、陳情第4号にも似ている案件でもありまして、そこでもまた委員の意見等を報告いたしますが、これにつきまして不採択と結論いたしました。

続きまして、請願第3号「慎重な憲法論議を求める請願」につきまして、審査結果は、不採択4名で不採択です。

不採択の意見につきましては、請願内記述の憲法改正を求める意見は減少傾向、また、安倍政権での憲法改正については否定的なものが多数、また、憲法改正が国民的要求となっているという状況とは到底言えませぬの記述根拠が不明確であり、請願提出者の本意は、現行

憲法を守る、すなわち憲法改正を許さない立場であり、慎重な論議を求めるといふ論拠がそもそも成り立たない。論議を避けるばかりでなく、憲法を改正するか否かも徹底的に議論すべきという立場をとる議員が全てでありまして、よって、この請願は不採択といたしました。

続きまして、陳情第3号「首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正論議のやり直しを求める陳情」につきまして、審査結果は、不採択が4名で不採択でありました。

不採択の意見につきましては、陳情の記述が憲法改正議論のやり直しを求める具体的かつ冷静な文面でなく、現首相批判が前面に出ているもので、この陳情の本意を当議会が採択することは不適切であるといったものです。

続きまして、陳情第4号「心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は廃止を陳情します」につきまして、審査結果は、不採択が3名、継続1名でありました。

不採択の意見につきましては、現在、世界じゅうで起きているテロ行為に対する何らかの防護策は必要。陳情の表記は、国民の不安をあおり、反対のための反対の意図が強過ぎるため不採択。また、継続の意見としましては、委員会審査時点では国会の動向を見守る必要があるとの意見でありました。

以上が、請願・陳情審査結果を出したものでありますけれども、ここに記述のない請願第2号「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願」、これが継続審査となっております。また、もう一件、陳情第2号「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情」、これにつきましても、前委員会から継続審査となっておりますが、この2件とも、当委員会としましては審議未了といたしました。オスプレイの関する請願につきましては、請願が出された時期と現在の状況が違うということで、当委員会として審査結果を出すにふさわしくないものと判断しました。また、陳情第2号の核なき世界につきましては、既に3月議会で、当議会から、これに似た意見書の提出をしたため、審議未了といたしました。

以上で、請願・陳情の審査報告といたします。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する請願第1号「テロ等準備罪いわゆる共謀罪を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

請願第1号の討論を行います。

先に、委員長報告に対し反対の討論はございませんか。

委員長報告に対して反対の討論、原案の賛成の方という、そういう意味です。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 一応、委員長報告に対しては不採択という結論でしたので、採択すべきという立場で討論いたします。

これは、3月議会に出てきたものだというふうに思いますけれども、この時点から少し経過が変わりまして、一昨日、御存じのように強行採決されたものであります。この議論の過程を見ましても、最初から出てきたものから見て、676が227に変えられても、その中身を見

ますと、到底テロ対策ではないというふうに言われておりますし、それぞれ内心を侵すもの、それから、もう民主主義を根本から覆すようなもの、かつての治安維持法ではないかという、かつて、戦前、戦争を経験された皆さんからは、もう恐ろしい内容が出てきたなということ言われております。そういう内容が次々と、その議論の中では、法務大臣がまともな答弁もできないということが繰り返されてきている中で、しかも、もう法務大臣が答えようとすると、総理大臣がとめるというような、本当にこの国会はどうなっているのかという状況でありますけれど、そういう状況の中で、あのような形で強行採決されたこと自体が、この法案の中身の不当というか、不透明さというものを持っているというふうに思います。もっとしっかりと議論して、国民にわかるようにすべきだったというふうに思いますし、この陳情は採択すべきだというふうに思います。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対して賛成の討論の方はありますか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 反対の方はありますか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

いろんなところから意見が出されています。一番は、この法案がなくても、共謀罪と言われている法案がなくても、オリンピックとかのテロ対策については十分現在の法律で対処できるというふうに多くのところから言われています。改めてこれをつくる必要はないというふうに思います。ほかに意図があるんじゃないかなと、そういうことを危惧しますので、そういう意味で、不採択については反対ということであります。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

6番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） 安倍政治の暴走、本当に共謀罪だけでなく、今までにやっていること自体が、本当に恐ろしい世の中に進んでいっているんじゃないかというふうに心配してしまいます。ちょっと話をしたり、相談したりしても、本当に共謀罪というような、わけのわからない、LINE等でも捕まるというようなことがありまして、本当に危険なものですので、本当に反対すべきと思います。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する請願第3号「慎重な憲法論議を求める請願」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ちょっと、今、出てきた請願が、憲法論議を求める請願と表題が違ふというようなことが反対の理由だというふうにお聞きしたんですけれども、中身をよく読んでいただきたいというふうに思うんですけれども、やっぱり、今、憲法論議を慎重にすべきだという、憲法審査会があって、やってきたわけでありまして、さきに、安倍総理大臣が、突然、9条はそのままにして、自衛隊を書き加えるというようなことを、18年、20年、オリンピック前にそれを、法律を変えるというような発言をされ、しかもそれは、読売新聞で自分の意図は読めというようなことをしながら、実際に論議そのものを全く否定するような発言をしたわけでありまして。そういうことでは、中で、やっぱりきちんと、いろんな声が憲法についてはあるわけでありまして、数を頼りにもう強行するというような姿勢が見え見えだということの中で、やっぱりきちんと審議してほしいというのが表題の趣旨だと思いますし、この憲法についてはしっかりと議論すべきだというふうに思っておりますので、賛成をしたいと思います。

議長（丸山 豊） 質疑。

8 番（三澤 澄子） 済みません、質疑でした。

その先のところの、表題と中身が違ふという点について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（丸山 豊） 小坂委員長。

総務経済常任委員長（小坂 泰夫） 三澤議員の質問にお答えしますが、紹介議員がおられて、紹介議員に説明をしていただく中で、この陳情者、上伊那地区憲法を守る会の会についての説明もいただきました。そういう中で、基本、その会そのものは、現在、現行憲法、基本的に守りたいということで、いわゆる、つまり現行憲法を変えてほしくない、変えたくないという主張だということも説明いただきました。そういう中で、では、慎重な論議を求めるといっても、どれだけ時間をかけて憲法改正についての議論に対して論議ができるのかというと、現在、戦後からもう70年を超える中で、憲法9条に従ってこの日本はやってきたわけですが、ずっと、その憲法9条を変えるべきでないという日本人の固定観念から議論を避けてきてここまで来ているというのが現状であり、これからは論議すべきだというのが当委員会の委員のほとんどの意見でありましたので、議論をしないというふうにはやはり受けとめられるこの請願の内容であるというふうに読んで、そういうふうに話し合いました。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

請願第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 済みません。今ちょっと早とちりしまして、先のことまで言っちゃいましたけれど。

今、委員長の報告があったわけでありまして、一番大事なことは、この請願事項の1と2に示されているというふうに思います。やっぱり、憲法の基本理念を生かす、日本国

憲法は最高法規でありまして、その一番最後に、やっぱり守るべきところというのが99条できちんと示されております。国会だけじゃ、99条で、憲法尊重擁護の義務というところがありまして、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うというところがあるわけですが、これが、今、国会の、今、とりあえず代表としての国会の憲法審査会でやっているわけでありまして、それだけではなく、世論調査を見ても、いろんな意見が出ている中で、きちんとそこを、憲法の理念を生かすところを最大限に生かすべきじゃないかということ、世論の動向を見据えてというのは、世論調査では、いつの時代でも、やっぱり平和憲法というものを私たちは戦後一貫して大事にしてきたという点で、拙速な憲法発議をやらないようにというのが主なる目的だと思いますので、その点で採択すべきだと思います。

議長（丸山 豊） ほかにございませんか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） この憲法審査会の審議が始まった後も、安倍首相なりは、自民党は憲法改正草案を出してあると、ほかの党についても、どこを改正していいかどうか、そういう案を出して審議をしようと言っている。そういうことは、もう最初から憲法改正ありきというこの審査会の性格だというふうに思います。そもそも、その前に、この憲法を、どこがいいのか、悪いのかという部分の論議が飛んじゃって、どのように改正するかというようなどころにもうどんどん入っていくという、そういうようなところが、性格がございまして、そういう意味では、憲法をもとに戻ってやれば、いついつまでに改正しなければ、何が不利益になるかということがほとんどありませんので、そういった憲法論議を、スピードは遅くなくてもやっつけていいんじゃないかなと、こういう意味で請願が出てきていると思いますので、そういう意味では、この請願は採択すべきだというふうに思います。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する陳情第3号「首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、委員長報告に対する陳情第4号「心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は廃止を陳情します」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、福祉教育常任委員会に付託の請願の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 請願・陳情の審査報告書を報告いたします。

請願第4号「「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書」、加室先生に来ていただきまして、説明を受けました。総額裁量性の枠の中で、正規採用の教員の数を抑制し、臨時的任用の教員を充てる形も使われ、講師の先生が大変多くなってきている。国の責任で、日本じゅうどこでも同じ水準の教育が受けられるようにしていただきたいということで、長野県は、一般財源で措置されている教材費の予算措置額が、44道府県で基準額を下回っている。その結果、児童生徒1人当たりの教材費に大きな格差が生じているという話、それから、全国知事会、全国市長会の資料等を出されまして、審議をしたところ、給料は、2分の1を3分の1にしても交付金が出るので、この文書では不採択。国庫負担法は、給料は県で出ているというようなことである意見、給料は補填されているから不採択ということで、上げていくことは当然というのが2対2ということで、委員長判断で、継続は力なりということで、ぜひこういうことは上げていくべきだというふうな意見ということで、採択となりました。

請願第5号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」につきましては、やはり、35人以下学級というのは、もう県で要件を満たしている。他県のことを言うのはどうかというようなことを言われたり、もうできているというような話、文科省の予算は、平成28年度は0.2%カットだが、29年度は9.5%アップと。実際の現場、学校はもう少子化で、35人以下学級は満たされているのではないかというような

意見がありまして、上げていくという意見が2対2、定数もベースになっているが、小1が35、36人だが、クリアされなくてスタートしたと。35人以下学級が守れず、加配で対応されたというようなことがあるから、ぜひこれを上げるべきだということで、委員長判断で3対2となりまして、採択ということになりました。35人以下学級というのは、国の概算要求の直前に当たる6月議会で意見書を上げていくということがぜひ重要であるということです。過疎化、少子化の影響もあり、小学校では90.3%、中学校でも69%が35人以下学級にはなっておりますが、同時に、自治体によってアンバランスがあるというようなことで、ぜひ、子供は社会の宝ですから、少人数学級推進の一点ということで、保護者、教職員、教育委員会、首長を初め、広範な人々と共同を広げ、少人数学級の本格的な推進を進めていきたいということで、採択となりました。

以上で、報告を終わります。

議長（丸山 豊） これから、委員長報告に対する請願第4号「「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

請願第4号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 賛成討論は。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 請願4号に対する反対討論を行います。

私も、これを審議した委員会に属しているわけですが、討論はできますので申し上げます。

請願者、去年もこの加室さんという方ですが、それから、紹介議員も去年と同じ紹介議員ということで、請願になったわけですが、この加室さんの話を、来ていただいて、お聞きいたしました。この請願の内容とはかけ離れた、全くこの幹の話は一切なく、枝葉の話ばかりで、教室にエアコンがないとかそんなような、ただ南箕輪さんではよくやっていたとか、感謝の気持ちもあったり、いろいろするわけですが、この請願の内容とはかけ離れた内容であります。紹介議員も同じ委員会におりますので、お話を聞きまして、紹介議員も、正直言ってよくわかっていないと。それで、請願者もわかってないと。とどのつまりが、去年もやっていると、おとしもやっている、毎年やっているから、いいじゃないかというレベルの認識であります。そんな認識が、この請願という形で出てきて、こんなものを採択するということはあってはならないと、まずもって思いました。

中身は、先ほど委員長報告の中にもありましたが、義務教育費国庫負担というのは、職員の給料なんです。エアコンがどうだとか、ICTがどうだとか、そんな問題じゃないんです。それで、今、日本の教育予算というのは、OECD35カ国の中でも低いほうに入っております。下から2番目ぐらいだったですか、たしか。だけど、教員の給料は、国際的に見て高い位置にあります。教育予算全体の中では、OECDの中では下から2番目で、35カ国の中で下から2番目なんですけど、給料は上から数えたほうが早いという。だから、公務員の給料でも教師の給料というのは、いい人材に来ていただきたいという国の配慮もあり、給与が高い

わけです。そういうことで、この義務教育費国庫負担というのは全て給料なんです。給料ということと言わないんですね、この請願者も。それで、紹介議員もその辺がぼやけているんです。ぼやけているんじゃないですよ、ぼやけているんです。そういう点で、非常に請願が不誠実だなと。請願を出すなら、請願者もしっかり説明をしてくれるような、そういう請願であってほしい。文書はそこそこしっかりしているんですが、説明がなっていない。

以上のような状況でありますので、私としては、これを採択することに反対ということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

請願第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、請願第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する請願第5号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

委員長報告に対する質疑ということでさせていただきます。

委員長さんには大変失礼なんですけれど、採択の意見なのか、不採択の意見なのか、そこら辺がはっきりしないままの説明で、正直、どちらの意見なのかわかりづらくて、それを聞き直す気もございません。今後で結構ですから、もっとわかりやすく、的確に報告してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） いかがでしょうかということは、答弁を求めているということで、6番、唐澤委員長。

福祉教育常任委員長（唐澤 由江） 初めてなので、ふなれでして、今後気をつけます。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑は終わります。

請願第5号の討論を行います。

先に反対討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この請願第5号についても反対討論をいたします。

国の責任による35人学級ということでありまして、本県の場合は既に実施されております。それじゃあ、全国でどこどこがなっていないのか、全国に早くやるように、これ、

出せという、こういうことでありますけれど、お尋ねをいたしました、よくわからないと。これも、それじゃあ、この教職員組合というのは俗に言う日教組ですかと聞きました。そうしましたら、そうです。組織で調べれば、すぐ、日教組ですからわかりそうなものですが、この請願を出す請願者も、よくこの辺を勉強していない。非常に、村の教育についてはほめてくれるんですが、その辺が、全体を把握していない。この紹介議員もそうですし、請願者もそうですが、やはりその辺が、しっかり説明できるだけの根拠を持って臨んでいない。こんないいかげんな請願は、私は採択すべきじゃないと、もっと勉強して来いと、こう申し上げて反対といたします。

議長（丸山 豊） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） これで討論は終わります。

請願第5号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、請願第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 発議第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

先ほどの討論のほうにもありました、同様な内容で、例年、請願が出てきている内容でございます。その辺については省きながら、この時期、平成30年度の予算編成、今後、始まっていくわけでありますので、これを前にして、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るためのこの請願が実現するよう強く要望するという内容で、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元することという意見書を上げていくという内容でございます。多くの方の賛同をお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第2号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（丸山 豊） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

発議第2号についての趣旨説明を行います。

国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書ということであります。

先ほどの中で、ちょっと議論が、議論というか、委員長報告の中でもありましたけれども、長野県では、御存じのように、小学校1年から中学3年まで35人規模学級は実現をしております。しかしながら、全国の中では、依然として小学校1年生までしか予算措置がされないために、全县でも、臨時の臨任者が1,000人を超え、不安定雇用の状況に置かれております。春休みの3日間だけ退職し、その間は自宅で準備しているというような状況がありまして、本来必要な先生もそういう形でしか採用できないということがあります。

南部小学校でも、音楽の専科の先生しかおいでにならないので、本来、置かれる理科の専科の先生が、通常の担任がやるということの中で、長時間労働も強いられているということも言われておりました。村では、特別支援を含めて19の方が学校関係で採用されているわけでありましてけれども、やっぱり、そういうところも含めて、国がきちんと35人学級を定めれば、本来必要な先生も手当されるということでもあります。

昨日、たまたま学び方改革という高校の再編のニュースが出されましたけれども、義務の段階で35人以下学級がきちんと国でされれば、その後で、やっぱり高校も含めて、35人学級が、県としてももしかしたらできるのではないかという期待もあります。一律に、やっぱり人口減少だからといって学校が減らされていくということにも危惧するわけでありましてけれども、いずれにしても、義務教育の段階では、法律できちんと35人以下学級をしてほしいという要望であります。

読み上げて、提案にかえます。

国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）にもりこまれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で、小学校2年生を35人学級とし、それ以降、国の35人学級はすすんでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級

となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早急に実現する必要がある。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため下記事項を強く要請する。

1 国の責任において35人以下学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上であります。

皆さんの御賛同をお願いいたします。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村都市公園条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村ポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成29年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成29年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「南箕輪村村道路線の廃止について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「南箕輪村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第14号は同意されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、12日間の会期、お疲れさまでした。また、全議案可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきました御意見、御提言は、今後の行政執行に活かしてまいります。

この地域も梅雨入りとなりました。全国的には、毎年災害が発生しておりますが、災害のないことを願っております。また、災害対応には万全を期してまいります。特に最近は、土砂災害関係の警報発令が多くなってきております。それに伴いまして、必然的に避難準備情報や避難勧告を発令する機会も出てまいりますので、この辺は、村民の皆さんにしっかりと周知をしてまいりますし、昨日の区長会でも、区長の皆様方をお願いをしたところでありませ

す。出納閉鎖期間も終わりましたので、決算状況の分析をしながら、平成29年度の事業の推進に全力で取り組んでまいります。

申し上げておりますが、地方創生に伴うハード事業、ソフト事業が多く、かなりハードな事業日程となっております。職員数にも限界があり、厳しさがありますが、全庁挙げての協力体制で乗り切っておりますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

継続事業になっておりましたこども館も、今月末には完成いたします。この3カ月近く、館長を中心に、運営等々を検討してきており、人的な体制は整ったところであります。一貫した子育て・教育体制の確立に向け、努力をしております。7月6日には竣工式を予定しており、議員全員に御出席をいただく予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。その後の一般公開を経て、夏休み前には開館できるよう、さらに準備を加速してまいります。初めての複合型施設であり、問題や課題も生まれてくるものと思いますが、事業を推進しながら、よりよい施設にしてまいります。

今議会中に、初めて大芝高原で松くい虫の被害が確認されました。いずれ侵入してくると思っておりましたが、残念なことであります。今後、監視を強め、早期の処理をしてまいります。同時に、薬剤の樹幹注入を継続し、守るべき松を守り、また、樹種転換を加速していかなければなりません。しっかりと対応をしてまいります。

4月村長選挙で公約として掲げました項目につきましても、できるものから事業化をしてまいります。そして、活力のある元気な村にするために、さらに安心して暮らせる住みよい村にするために、全力で頑張っておりますので、議員各位の重ねての御協力をお願いいたします。そして、御一緒に、住みよい村づくりをお願いいたします。

慎重な御審議をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもって、平成29年第2回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 3時55分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員